

官報

号外

昭和三十九年三月三十一日

○第四十六回 参議院會議錄第十四号(その一)

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)
午後一時二十五分開議

議事日程 第十四号

昭和三十九年三月三十一日
午後一時開議

第一 原子力委員会委員の任命に
関する件

第二 昭和三十九年度一般会計予
算

第三 昭和三十九年度特別会計予
算

第四 昭和三十九年度政府関係機
関予算

第五 日本科学技術情報センタ
ー法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第六 所得税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 法人税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 租税特別措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第九 相続税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 物品税法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第一一 とん税法及び特別とん税
法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

第一二 日本開発銀行法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第一三 北海道東北開発公庫法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第一四 地方自治法第五十六條
第六項の規定に基づき、税関支
署及び税務署の設置に關し承認
を求めるの件(衆議院送付)

第一五 国会議員の秘書の給料等
に關する法律の一部を改正する
法律案(衆議院提出)

第一六 参議院事務局職員の定員
に關する件

○本日の會議に付した案件
一、請暇の件
一、日程第一 原子力委員会委員の
任命に關する件
一、日本放送協會経営委員会委員の
任命に關する件
一、日程第二 昭和三十九年度一般
會計予算
一、日程第三 昭和三十九年度特別
會計予算
一、日程第四 昭和三十九年度政府
関係機関予算
一、日程第五 日本科学技術情報セ
ンター法の一部を改正する法律案

一、日程第六 所得税法の一部を改
正する法律案

一、日程第七 法人税法の一部を改
正する法律案

一、日程第八 租税特別措置法の一
部を改正する法律案

一、日程第九 相続税法の一部を改
正する法律案

一、日程第十 物品税法の一部を改
正する法律案

一、日程第十一 とん税法及び特別
とん税法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 日本開発銀行法の
一部を改正する法律案

一、日程第十三 北海道東北開発公
庫法の一部を改正する法律案

一、日程第十四 地方自治法第五
十六條第六項の規定に基づき、税
関支署及び税務署の設置に關し承
認を求めるの件

一、日程第十五 国会議員の秘書の
給料等に關する法律の一部を改正
する法律案

一、日程第十六 参議院事務局職員
の定員に關する件

一、道路整備緊急措置法等の一部を
改正する法律案

一、公営住宅法第六條第三項の規定
に基づき、承認を求めるの件

一、裁判所職員定員法の一部を改正
する法律案

一、地方税法等の一部を改正する法
律案

一、市町村民税減税補てん償還費
に係る財政上の特別措置に關する
法律案

一、道路運送車両法の一部を改正す
る法律案

一、地方自治法第五十六條第六項
の規定に基づき、海運局の支局の
出張所の設置に關し承認を求める
の件

一、義務教育諸学校施設費国庫負担
法の一部を改正する法律案

一、私立学校振興会法等の一部を改
正する法律案

一、文部省設置法の一部を改正する
法律案

一、通商産業省設置法の一部を改正
する法律案

一、社会福祉事業振興会法の一部を
改正する法律案

一、医療金融公庫法の一部を改正す
る法律案

一、中小企業指導法の一部を改正す
る法律案

一、中小企業信用保険法及び中小企
業信用保険公庫法の一部を改正す
る法律案

一、商工組合中央金庫法の一部を改
正する法律案

一、甘味資源特別措置法案

一、沖縄産糖の政府買入れに關する
特別措置法案

一、北海道寒冷地畑作営農改善資金
融通臨時措置法の一部を改正する
法律案

一、揮発油税法及び地方道路税法の
一部を改正する法律案

一、関税定率法等の一部を改正する
法律案

一、自動車検査登録特別会計法案

一、食糧管理特別会計法の一部を改
正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る二十七日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

予算委員 稻葉 誠一君

同 向井 長年君

議院運営委員 渡辺 勘吉君

懲罰委員 村尾 重雄君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

予算委員 渡辺 勘吉君

同 村尾 重雄君

議院運営委員 稻葉 誠一君

懲罰委員 向井 長年君

同日予算委員会において当選した理事
は左の通りである。

理事 高山 恒雄君(高山恒雄君の
補欠)

同 奥 むめお君(奥むめお君の
補欠)

同日議員から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを文教委員会に
付託した。

学校教育法等の一部を改正する法律
案(加瀬完君外四名発議)

同日内閣から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを通信委員会に
付託した。

電波法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

一般会計の規模は三兆二千五百五十億円であります。三十八年度当初予算より一割四分二厘増しています。伸び率は過去三カ年にわたって下回っており、他方において、国立学校特別会計が新設されたことや、さらに予算と深い関係のある財政投融資計画額が一兆三千四百二億に達し、前年度より二割八厘の増加であり、一般会計の四割一分に当たっていることや、さらに、国の予算と関連する地方財政計画も三兆一千三百八十四億とされ、これまた前年度に比べ一割九分二厘の増加であることなど、一般会計、財政投融資、地方財政を通じて見ますと、この予算規模は前年度の伸びを上回るものとなるのであります。これについて政府の説明によりますと、国際収支の改善と物価の安定をはかりつつ、経済の安定成長と均衡的発展の基盤強化を眼目としているものであり、景気を刺激するおそれはない、健全均衡財政であると申し出ております。しかも、その運用にあたっては、今後の経済の動向に留意しつつ、十分弾力的にやっていくとのことであり、以上が予算規模についてのことであります。

次に、減税はどうなっているか。国税では、所得税、法人税を中心に、地方税では、住民税の合理化、電気ガス税の引き下げを行ない、平年度、国税、地方税を合わせ約二千二百五十億円となつています。うち、国税は、平年度一般会計分千三百七十億、明年度分として約一千億円であります。道路整備財源として揮発油税の税率を引き上げ、増収をはかつており、そのため、一般会計としては、差し引き八百三十六億が税制改正による減となるわけであり、かように減税を行ないながらも、国民の負担する国税、地方税は、明年度四兆四千二百三十億となり、対国民所得率では二・二%を示し、これは昭和二十八年以来の高い負担率となるのでござい

ます。ひるがえって、この予算の規模をもつて何をやるか。歳出について申し上げます。一般会計における最重要点の一つは、総額六千十一億にのぼる公共事業費であります。なかんずく、道路整備については四兆二千億の新五カ年計画が発足し、初年度として約二千七百七十億が計上され、財政投融資千億を別に予定されておるのであります。もう一つの重点は、総額四千三百七億にのぼる社会保障関係の費用であります。一般会計に占める社会保障の比率は一三・二%と、過去の最高を示しております。さらに、一般会計の歳出中、地方交付税の交付金が、三税の伸びを反映いたしまして、六千二百億にのぼつておるのであります。そのほか、文教、科学技術振興費、住宅対策、環境衛生対策、農業の近代化、中小企業の高

速なわち、中共承認問題では、「フランスがすでに中共を承認しており、今年秋の国連総会においても中共の加盟が問題となると思われ、これに對するわが国の態度は改められ、また、国連で中共の加盟が認められた場合は、当然わが国も中共承認を考慮するか」などの積極的立場からの質疑と、これは別に、慎重論の立場から、「中共は現在なお平和に對し重大なる脅威を与えるものと見られており、日中国交回復論には懸念があり、調すべきではない」とする質疑があり、また、これに對し政府より、「中共の国連加入は国連の場できめられる問題で、重要問題であるとするわが国の態度は変えない。国連に入つたから直ちに日本は中共と国交を正常化しなければならぬ」ということは、中共が好戦国ではなく、平和愛好、世界の繁栄に貢献するりつぱな国であることが前提であり、世界の情勢を見て考えるべきである」との答弁がありました。

また、国民政府との国交調整についての質疑は、「相互の理解を深め、正常な外交関係を維持することを期待するものであるが、国民政府と何らかの合意を約束する場合、共産主義に對し政治的に閉結するとか、あるいは反共の協力を要するとか、意義のあいまいな事態を発生するおそれもあり、きわめて慎重な配慮を要すべきではないか」というものであります。これに對し政府より、「共産主義にいかに対処すべきかは他国と折衝してきめるべきことではなく、わが国自身が決定すべきことであつて、国民政府との関係については、わが国独自の立場から離れていかなる交渉にも当たるといふようなことは、絶対に考えていない」との答弁がありました。

日韓交渉につきましては、事態がきわめて流動的であり、そのため、審議の当初より終盤まで繰り返されたのであります。それら質疑の焦点は、結局、日韓交渉の当面の争点は何か、条約の形式をどうするか、条約の効果は三十八年度線以北に及ぶか、日韓条約は南北朝鮮の統一を困難ならしめるのではないかと、このことであるが、来日中の金鍾泌氏が呼び寄せられ、韓国国会で李ラインに關する決議があつたという最近の韓国の政情と関連し、今後日韓交渉は続けられるのかどうか、韓国が李ラインを撤廃しないときめたらば、交渉は無意味ではないかとの質疑があり、これに對し、政府側から明らかにせられた点は、「漁業問題の目下の争点は、基礎の引き方、共同規制区域に漁獲する両国の漁船隻数と収獲分配の方法、漁業援助について民間ベースの融資金額などであり、李ラインは、日韓漁業協定が発効すれば撤廃されるものと信じている。条約の形式については、まだきめていないが、韓国の支配が三十八年度線以南であるという事実を前提として交渉に当たつておる。また、金氏の帰国により交渉に支障を生ずることはない。韓国議会の議決は、韓国の議会と政府との間のことである。会議は今後も最善を尽くしたい」との答弁がありました。

第二は、経済金融についてであります。国際収支と物価の問題が特に論議されました。

まず、国際収支の問題では、「輸入が予想以上の増加を続けているため、經常収支の赤字の幅が大きくなり、国際

の額に押えることにしており、全体として見れば、一割程度の増収で、従来の評価がえと同等で、増収とは言えない。地代家賃に対する影響については、物価の問題もあるが、他の税との権衡上からやむを得ない」という答弁でありました。

第五は、社会保障関係についてであります。質疑は、各保険間の格差の解消の問題、精神薄弱児や肢体不自由児の問題、医者や看護婦の不足の問題等、いろいろありましたが、その中で、全体を通ずる大きな問題としては、各制度間の格差解消の問題でありました。すなわち、「社会保険の各制度間には、費用の負担方法から給付に至るまで格差があり、それを解消することが急務になっておる。健康保険、共済組合等の被用者保険については、資金のプールをつくって統合する考えがあるとのことであるが、国民健康保険は一緒にできないのか。国民健康保険は被用者保険に比べて非常な格差があるし、診療所の医師の不足の問題、施設の不備等の問題をかかえているが、今後どういうふうにしてこれを直していくのか」ということが質疑の重点でありました。これに対する政府の答弁は、「社会保障制度の一本化ということは望ましいけれども、一挙にはできない。健康保険、共済組合等の資金をプールするという考え方は、その内部の格差解消というねらいと共同で処理できる事業があるからで、国民健康保険は費用の負担方法等のためが違ふので、一緒ににはできない。国民健康保険については、加入者の大部分が低所得者なので、これまでも財政援助をしてきたし、今後もある考えである。今回の家

族七割給付も、減税の恩恵の及ばない低所得者に対する特別な配慮をしたものである。国保相互間の格差解消については、四年計画でやっていく過程でも配慮する。医療担当者施設の点についても最善の努力をする」ということでありました。

最後に、農業問題について申し上げます。特に問題となりました点は、経営規模の拡大の点であります。すなわち、「所得倍増計画で考えられていた二町五反の自立経営農家を百万戸つくるという考え方は、兼業農家が農地を手放したがいらない現状では達成が不可能だ。農業収入についても、兼業収入を入れなければ達成が不可能で、この点、倍増計画の考え方は再検討が必要ではないか」ということ、「経営規模の拡大の一つの方法として考えられた農地の信託制度の普及が進まないのは、小作料や農地法に原因があるのではないか」ということでありました。これに対して、政府から、「二町五反農家の百万戸創設ということは、年率としては予定どおり進んでいないことは事実だが、方向としては間違っていない。したがって、比較的短期間に経営規模の拡大ができるの考え方は、中期計画をつくるときは再検討する。収入の点については、農家全体の生活水準を上げることが第一で、二町五反の問題は第二段の問題として考えるべきものである」ということでありました。また、信託制度の普及の点については、「施行後まだ日が浅いことや、他産業の受け入れ態勢が整備されていないことなどが原因だと思いが、小作料、農地法にも問題が生じてきている

ので、改正を検討したい」という答弁がありました。このほか、委員会における質疑は数多くあったのであります。政治、特に内閣のとりべき態度、姿勢、憲法改正の問題、防衛力問題、家庭教育、青少年対策等の文教政策、国民生活の問題、ILO批准、炭鉱労働者、駐留軍労働者等の労働及び雇用の問題、産業保安対策、道路整備及び新産業都市等の地域開発の財源とその調整問題、国鉄の輸送力問題、旧地主の農地報償問題、酪農及び畜産振興の問題、沿岸漁業の振興問題、米の需給問題等、国政全般にわたり、微細にわたって行なわれたのであります。

なお、質疑の過程におきまして、ラッシュワー・アメリカ大使の刺傷事件が起り、政府の責任及び事後の対策についての質疑が行なわれました。これを付言しておきます。これらの詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。かくて、昨日質疑を終了し、討論に入りました。日本社会党を代表して山本委員が反対、自由民主党を代表して大谷委員が賛成、公明会を代表して中尾委員が反対、緑風会を代表して奥委員が賛成、民主社会党を代表して村尾委員が反対、日本共産党を代表して須藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、予算三案は多数をもって可決すべきものと決定した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 三案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。山本伊三郎君。

「山本伊三郎君登壇、拍手」

○山本伊三郎君 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題になりました三十九年度予算三案に対し、反対の立場から討論をするものであります。

反対の第一の理由といたしまして、まず、池田総理の政治に対する姿勢を指摘したいのであります。池田総理は、予算審議の過程におきましてたびたび言明されておりますが、自民党の来たる七月の総選挙には立つとも立たないとも言わない、日々これ実なりと言つて、うそをいっております。しかし、その総理の政治のとり方の姿勢を見ますと、遺憾ながら、国政の処理にあたつては、常に七月選挙にどう響くかを尺度として行動していることがうかがわれるのであります。これが国の前途を誤らしめ、あるいは政治の混乱をもたらしていると思ふのであります。すなわち、その例といたしまして、ILO条約八十七号の批准の問題にいたしまして、いまや一刻の遅延をも許しません事態に置かれてはいるにもかかわらず、また自民党の正式な機関において倉石・河野修正案がすでにきめられてはいるにもかかわらず、与党内または政府内閣の意見の調整と称して、じんぜん日を送り、その解決を放棄した感があるのであります。与党または政府内閣の意見の調整は、当然、総裁であり総理である池田首相が責任をもつて強い決意を持ってこれにあたるならば、私は解決はでき得ると信じているのであります。しかるに池田首相がこの解決の責任をとなんとするならば、一体だれがこれを責任をとつてやるのであります。しかるに、池田首相

は党内の反感を買うことをおそれ、池田三選のためには、重要なILO問題も、自己の責任によつて解決しようとは動かないのであります。また、これに關しては、開放経済へすでに乗り出すわが国が、結社の自由を約する条約すら、これが解決をできないということ、またILO当局の査察を受けなければならないという、この事態は、池田さんがいつも言われる極東の大国として豪語できるかどうかということでもあります。また経済政策にいたしまして、池田内閣の誤れる高度成長政策の結果、昨年末すでに国際収支は天井に当たつたのであります。金利政策をはじめ、輸入抑制、金融引き締め等の手当てを講ずべきときであるにもかかわらず、池田内閣としては、大型予算を組んだ手前もあり、経済政策の失敗をできるだけおおい隠さんとして、ついに三月まで押し通したのであります。三月半ばになって初めて日銀の公定歩合も二厘の引き上げをしたのであるが、この時期を失した金融引き締め措置も、やはり池田総理の党内における力の限界をうかがわれるのであります。

反対の第二の理由は外交問題であります。池田内閣は、流動する世界の情勢の中にあつて、わが国の果たし得る役割をみずから縛り、あまりにもアメリカに追随しているのではなからうかと思われるのであります。現在アメリカのアジアの外交は八方手詰まりになっているのであります。その矢先に、ドゴール仏大統領の投げた一石は、アジアの局面を一変せしめた感があります。フランスの中共承認の意義は、固定した軍事優先外交の視野から離れ、現実

発展しつつある事態に直面し、アジア諸国の平和と繁栄を築く、現実的、合理的な前提をつくり出したのであります。かかる情勢にかかわらず、日本の外交は自主性がありまけん。アメリカの外交の失敗のしりぬぐいをしていゝとしか考えられないのであります。朝鮮民族統一の悲願を閉ざす日韓会談にいたしましても、米国の韓国に対する軍事上経済上の負担を日本がかぶる以外に何もありません。隣国朝鮮との友好関係は、われわれもそれを樹立することは望ましいことでもあります。しかし、日本の漁業権益、竹島の領土権、文化財の返還、筋の通らない請求権の解決等、わが国の譲歩により外交権の崩壊を防ぐというものが日韓交渉の実態であります。また、中国との関係につきましても、フランスの中国承認直後でありました衆議院の予算審議の過程では、政府は一時前向きな答弁をしていゝのであります。その後どういゝ事情があつたかわかりませんが、参議院の予算審議に至りましても、中共の国連加盟が認められても、わが国が中共承認するかどうかは、国際世論を見てからきめたいといゝように、その態度が豹変してききたのであります。アジアの安定と繁栄なくして日本の平和と繁栄はあり得ないといゝ、この明白な公理にかかわらず、池田内閣の外交は、アジア諸国間の対立不信を深めるような、米国外交路線に追随するような、独自性を完全に喪失した池田外交と断ぜざるを得ないのであります。

第三の反対理由は、経済政策であります。先ほど委員長の報告もありましたけれども、池田内閣ができて以来、高度経済成長政策をとつてまいりました。それがため、消費者物価の高騰、国際収支の悪化、農業、中小企業格差の拡大、また地域格差はいよいよ激しくなつてきたのであります。最近、これに気づいて、にわかに中小企業または農業の革新的な改善を打ち出したのであります。が、事態はこれに反し、中小企業の倒産はますますはなはだしくなつていゝのであります。また、農業の革新的改善と称しながら、三十九年度予算では、農業基盤整備費と農業近代化資金及び構造改善資金を合せても、百七十三億円の増額であります。これで革新的改善は私にはうていゝ望めないと思ふのであります。また、消費者物価の安定策を見ても、一部の公共料金の抑制と金融引き締め政策によつてこれを行なわんとしていゝるが、おそらく、今日の日本の経済の動向から考え、池田内閣の所得倍増と称する経済政策を根本的に改めなければ、一時的な小康は得まじやう。しかし結局は、私は失敗に終わるものだといゝことをここで明らかにしておきたいのであります。

ここで申し上げておきますが、わが党も、経済成長そのものを否定していゝるものではないと思ふ。当然、国民の生活の向上のためには、賃金とともに拡大生産は当然のことであります。ただ池田内閣と相違する点は、池田内閣のごとく無計画な経済の成長政策は、いたゞに労働大衆または消費者大衆を犠牲にして、一部の独占階層のみに奉仕するといゝことを指摘したいのであります。また、国際収支の改善の問題にいたしましても、今後わが国がIMF八条国に移行し、また、OECDにも加盟がすでに決定していゝるよう

であります。この際、国際収支もますます重要な課題となります。今日の政府の輸出の振興策または海運対策では、とうてい国際収支の改善は急遽な解決を見ないと思ふのであります。あまつさへ、三十九年度景気刺激の大型予算では、三十九年度も輸入の超過は免れないことは明らかであります。政府は、このような自己の責任をも考えずに、生計費の高騰に伴う労働者の正当な賃上げ要求に対しても、あたかも賃上げが物価騰貴の原因であるかのごとき見解を流してゐるのであります。昨日の予算委員会討論においても、与党の賛成討論の中にも、これが見られたのであります。しかも、具体的に指摘されておゝります。これは重要な問題であると思ふので、ここで賃金の問題について論じたいと思ひます。

一体、賃金理論を理解してゐるのかどうかといゝことであります。賃金の上昇する要素は三つあります。その一つは、生産の向上であります。第二は、雇用の率の増大であります。第三は、物価の上昇であります。このうち、第一の生産性の向上、第二の雇用の増大、その賃金との関係は因果関係であります。しかし、第三の物価騰貴による賃金の上昇は、因果関係ではなく、相関関係であります。物価と賃金の問題は、物価がインフレ傾向にあるときによく取り上げられるが、常にこの相関関係の理解がないから、そこにいつか問題が起るのではありません。この物価と賃金の相関関係については、おそらく日本政府にもそのデータは私はないと思ひます。私が、かつてフランスの年金制度を調べましたときに、フランスでは御存じのよう

に、年金のスライド制を持つておゝります。したがつて、年に一回必ず年金の査定基礎をつくる基準賃金を作成せねばなりません。その際、物価と賃金の上昇を科学的に調査して、それによつて物価と賃金との相関関係をきめていゝるのであります。その資料によりますと、やはり物価が賃金より先行するといゝのが常態であります。特にインフレ傾向の強い経済成長の際に、この物価が先行するといゝのが、これが原則であります。わが国にそゝういゝデータがあるか知りませんが、私は昨日の予算委員会の際に質問をいたしました。これは少し違ひますけれども、日本の国民の消費性向と貯蓄性向をお聞きいたしました。池田総理は、ふ然として、それは経済白書にありますから、十分見てください。——きわめて失礼な態度の答弁でありました。そのあと大蔵大臣が立つて説明をされました。国民の貯蓄性向の表をあとから係り官が丁寧に持つてきましたので、私はお聞きしたけれども、このような有能な政府でありますから、そゝういゝデータもあつて、昨日の与党の賃金論に変わったのだと思つておゝります。したがつて、ここでお願いをしておきますが、私のあとからおそらく与党の賛成演説があると思ひます。その際、日本における賃金と物価の相関関係のデータを示して、いかにも賃金の上昇によつて物価が上がるといゝことの反論をお聞かせ願へば、きわめて幸いだと思ふ次第であります。

第四の反対理由は、今回の予算は、政府のいゝる物価の安定、国際収支の改善を企図した、景気を刺激しない健全

金額はおの三兆円を上回っているかも知れません。すなわち、量はひとしいでありましようが、その内容、質が違ひのあります。わが社会党の組みかえ案の歳入におきましても、その歳入源である租税においては、応能主義を徹底させ、すなわち、担税能力のある方々には多く税の負担をしていただく、低所得者の方々には少なく、または免税によつて、その課税政策を考えて、三兆円の歳入をはかつているのであります。また、歳出においても、これと逆に社会保障または国民福祉にウェイトを置いて考えているのであります。その質の相違するところを御理解をお願いいたします。

反対の第五といしまして、今日の国税、地方税の減税が、公約を下回っていることとあります。政府自民党は、かつての総選挙で二千億円の減税を公約されました。その後、予算編成の過程では、公約を上回る二千二百五十億円を減税するのだとして、三十九年度予算案とともに減税案を出してまいつたのであります。ところが、一方には、予算委員会においても指摘いたしました、揮発油税あるいは軽油引取税、とん税等、増税となる部分は、全くこれは計算に入れられておらないのであります。これは、われわれ厳格に申しますならば、国民を欺瞞するものであつて、この増税分を差し引くと、その前に公約をされた二千億円の減税よりもはるかに低い千七百八十億円にすぎないのであります。しかも、このうち所得税の減税は六百四十九億で、この減税の程度では、物価騰貴による名目所得の増に伴う税負担の加重を調

整すると、結局、勤労者にとっては実質的増税となる結果によるのであります。政府与党は、これにつきましても、今回の減税案は近年まれに見る大幅減税と言つておられます。その根拠として、昭和三十三年度は七百四十億、昭和三十三年度は千二百六十億であつたけれども、本年は二千億以上の減税をしているということで、いかに国民に納税を要請するようないふ分でありまうが、これは少しどうかと思ひます。減税は、何れも前年度比較とか、そういうもので考えるべき性質のものではありません。三十九年度の自然増収はすでに六千億をはるかに上回る実情であります。この自然増収は、言いかえれば、一種の増税分でありまう。したがつて、これと比較すると、あまりにも減税は足りないといふこととあります。

それに、三十九年度の国民所得との比が、先ほど委員長報告でもありましたけれども、二・二・二・二という、近年にない高い比率を示していることとあります。減税の妥当性は、この自然増収と国民所得との比率によつてその税の比較の基準をとるべきであつて、前年の千億円で、それが減税が大幅にされたといふことは、妥当でないと思ひます。

最後に、この予算の組み方では国の財政が弾力性を失われる危険があるといふこととあります。国と地方財政との関係は、予算編成の際には常に大きな問題となるのであります。今回の場合、地方の市町村民税の減税による税収減の補てんのために、国庫が元本利子を補給する地方債の発行という方法がとられたのであります。これは当面

の一般会計の歳出増加を防ぐためにはよいかも知れませんが、問題は、このような便法をとることは、今後の国の財政、予算が、いよいよ硬直性を増すといふこととあります。

以上、重要な反対理由を述べましたが、その他に、社会保障あるいは国民住宅建設についても、環境衛生についても、政府公約に反すると同時に、国民に背を向けた不健全予算と断ぜざるを得ないのであります。

以上、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 草葉隆國君

「草葉隆國君登壇、拍手」

○草葉隆國君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題とされております昭和三十三年年度一般会計予算外二件について、賛成の討論を申し上げます。

申すまでもなく、本年は、IMF八条国への移行、OECDへの加盟など、本格的な開放経済体制への移行を目前にいたしまして、わが国の経済体質の一段の強化を急務といたします。画期的な年でござります。今日わが国がこのような重大な転機を迎え得るに至りましたことは、もとより国民の勤勉と英知のたまものであります。これは申すまでもないこととさせていただきますが、一方におきまして、わが国の経済政策の成功の結果にはかならぬのであります。ともどもに御同慶にたえない次第であります。

ここ数年間の高度の経済成長によりまして、製造業、特に重化学工業は、よりやく西欧水準に近づいて国際競争力が強化され、他面、雇用の大幅な増

加、賃金水準の上昇、賃金格差の縮小、消費内容の高度化等が着々と実を結び、ここに開放経済体制に入り得る道が開かれたのでござります。私は、以下数点にわたつて、新年度予算案に賛成する理由と、若干の希望とを申し述べたいと存じます。

その第一は、財政規模についてであります。開放経済体制に入ることを前提といはしましたこの予算案は、物価の安定と国際収支の均衡をはかるために、健全均衡であるべきであるとの根本方針から編成されたことは、申すまでもないこととさせていただきますが、はたして、この予算案は景気に対して刺激的であるか否か、まず、これが問題にされておる点であると存じます。三十九年度一般会計予算の前年度に對します比率は四・二・二の増加になつており、これに、国立学校特別会計や自動車検査登録特別会計の新設を考慮に入れましたも、前年度対比一・五・五増と相なり、これが景気に対して刺激的であるとの声も聞かれるのでござります。しかしながら、予算の規模が妥当であるか否かを判断する場合、その基準を前年度に對する比率に求めることは必ずしも適当でないものであります。基本的には、予算の規模を決定するにあつて、その計算の基礎とされた経済成長率が妥当であるか否かが問題であるのでござります。昭和三十三年年度予算で想定されました経済成長率は、名目九・七・七、実質七・七であり、この数字は、予算編成の当初、経済企画庁の考へておりました六・七よりもやや高いことは事実であります。したがつて、ここ数年間、引

き続き高い水準で進められてまいりました成長率から見ますれば、著しく控え目なものであります。これは、各年の経済成長率を引用して説明するまでもないところであると存じます。

さらに重要なことは、ここで一挙に成長率を落とすことが、国民経済の上から、はたして妥当なものであるかどうかといふ点でござります。過去数年にわたる高度成長によりまして、企業生産能力は大幅な伸びを示し、供給過剰、超過傾向を生じていることから見ますれば、資本費や人件費の増勢にたいして、売り上げ高、利潤率を維持向上せしめざるを得ないのは、設備の操業度をどうしても引き上げざるを得ないのであります。そのための重要な成長要因といたしまして、財政支出に依存せざるを得ないであります。いわんや、あたかも開放経済体制下に向かうにあつては、操業度の低下に伴つて企業の国際競争力が低下しますことは、最も避けねばならないところであると存するのでござります。加えて、現在生じております株の低迷などに見られる経済的諸困難の実情をあわせ考えますと、前回の経済引き締め當時のごとく、一挙に成長率の低下をはかることは、はなはだ疑問であり、あえてとらざるべきであると思ひます。この意味におきまして、成長率を一挙に落とすことなく、従前よりやや低目に設定しながら、しかも施策の重点を従来の成長政策のひずみ是正を目ざして編成されておりますこの三十三年度予算案は、その大綱において、私どもは妥当なものであると思ひます。

なお、これに関連いたしました問題と相なりするものは、金融政策の弾力的運用の必要が特に重要であるという点でございます。とりわけ、一般会計に盛り込まれなかった予算要求を財政投融資に振り向け、その対前年度比が二〇・八%と格段の増加を見、かつ、そのうち、政府債や地方債の増発が金融を圧迫し、金融政策の調整力を減退させる傾向にあることを考えますと、財政と一体となつて金融政策の慎重かつ弾力的な運用が切望されることであると存する次第でございます。

問題の第二点は、減税問題でございます。

三十九年度予算における租税負担率が二二・二%となり、前年度の二一・五%を上回つたということから、国民の税負担が重くなつたのではないかと、この批判もあるようであります。しかしながら、租税の負担率のみをもつて租税の適正水準をはかることは、必ずしも妥当ではないことは、よく御承知であると存じます。昨年十月に発表されました税制調査会基礎問題小委員会の中間報告におきまして、「負担率は、一人当たりの実質国民所得水準の高い国ほど、一般に高くなつておるので、これを固定的に考えるべきではない」と述べておるのでございます。成長経済のもとにおきましては、税収の伸びが国民所得の伸び率よりも高くなるのが通常の現象であると存じます。元来、経済活動の拡大に伴つて生じまする税の増収分を減税に充てるか、それとも財政支出に充当するかという、この問題は、国民経済に与える効果によつて判断すべきことであり、

この予算案における租税負担率が前年よりやや高く、そしてまた二〇%をこえておるといふことをもつて非難することは、決して当を得た批判ではないと考えるのであります。しかしながら、より現実的にこれを考えますならば、租税負担が重いかいなかという問題は、税収入の主要部分をなす所得税を支払う国民個人々々が、感覚的にそれをどのようにつけて取るかという問題も、また重要なことであるのであります。とりわけ、所得税が最低生活費に食い込むという印象を国民に与えることがあつたとするならば、これは問題であると言わざるを得ないのであります。この点におきまして、夫婦子供三人の課税最低限が四十八万五千円にまで引き上げられましたというところは、まことに愛宕な処置であると存じます。しかしながら、所得税は諸外国に比べて実質的にはまだまだ高いと考えられる点がある。今後とも支出面における冗費の計上を厳に慎重を期しながら、さらに所得税の減税に向かつて一段の努力を望むこと切なるものがある次第であります。

問題の第三は、この三十九年度予算に盛り込まれた重点政策についてであります。この予算案におきましては、従前の重点政策でありました御案内の社会保障、公共投資、文教、科学振興などよりも、さらに高い優先度をもち、中小企業及び農業の近代化が取り上げられました点に、われわれは大きな特色を見出すのでございます。この二つの部門は、従来の所得増進政策の中にございまして、比較的日の当たらない場所に置かれておつた部門であつたのでございます。特に中小企業の生産

性向上のおくれ、それは消費者物価の高騰の一つの原因であつたとも見られており、また、農業は開放体制に向かうにあたりまして最も脆弱な部門であるだけに、この措置は時宜を得た措置であると言わなければならぬのであります。しかし、中小企業関係予算は前年度比四〇%の増、また農林漁業関係予算は前年度比三三%増の高さを示しております。ことに、その施策のおもなる内容は金融面に置いており、融資量の増大、金利上の優遇が考慮されておりますとともに、とりわけ、農業に對しましては、従来の補助金依存から、農家経営独立の第一歩として、融資対策と指導の強化にその重点が移行されたことは、いわゆる農業近代化への方向づけを行つたものといつたしまして、注目し値する点と考へるのでございます。ただ、この場合、この両者ともに融資対象となり得ない零細部分のありまは、これは見のがし得ないところでありまして、これに對しましては、別途の対策が望まれる次第であります。ことに、中小企業におきましては、最近、中規模企業の発展部門と零細企業の停滞部門とが、自然と分かれて来つた感じが、ありますだけに、今後とも行き届いた配慮が望まれる次第であります。

また、社会保障費に關しましては、一般会計において対前年度比一八・五%の増となり、約四千三百余億円に達しております。歳出予算中に占めます割合が初めて一三%の台をこえて一三・二%に達したことは、ほんとに喜びにたえない次第であります。しかしながら、これを先進諸国に比べますと、なお遺憾の点が多々ある次第であります。今後は、まず社会保障の総合的調整を行ないますと同時に、各種保険制度の不均衡の是正、医療保障の抜本的刷新、年金制度による社会保障の確保等につとめねばならぬと存するのでございます。

以上のほか、新年度予算の重点項目といつたしましては、新五カ年計画による主要な道路並びに港湾の整備、住宅と生活環境施設に対する公共事業の顕著な進展、文教と科学技術政策の拡充、青少年対策の推進、貿易振興のため各種の施策、恩給の不均衡是正、その他、特別会計におきましても論及すべき幾多の問題がありますが、これは割愛いたしまして、私は特にこの際一言つけ加えて申し述べておきたい点がございます。

それは、この予算執行にあつたての基本的な心がまえについてであります。国際経済の上で開放体制に入る本年のわが国といつたしましては、内外にわたる経済施策の上で慎重に誤りなきを期すべきことは言うをまたないところでありまが、これと並んで、わが国の置かれております国際的地位、なにかんづくアジアにおけるわが国の果たすべき国際的役割のきわめて重大でありますことを、国民がひとしく十分に認識してかからなければならぬといふ点でございます。言うまでもなく、今日のアジアの情勢は決して安定しておるとは言えないと存じます。朝鮮の問題、中国の問題、あるいはベトナム、マレーシアの問題等、解決を迫られており、しかも、重要にして困難な問題が山積いたして、おりまゝです。とりわけ、わが国が自由陣営の一員として常に受けてつある国際共産主

義の脅威は、今日決して衰えておるとは言えない。思想的にも、政治的にも、軍事的にも、わが国を取り巻いておる四圍の情勢は、安泰では決してないと存じます。申すまでもなく、わが国は、社会体制、政治体制を全く異にして、共産諸国との間に一衣帯水にありまが。しかし、わが国は、日本海を隔てた対岸のソ連の動向、日夜、日本海にあると最近しきりに言われまする数隻の原子力潜水艦と十数隻のミサイル潜水艦、また百機をこえるミサイル搭載のジェット爆撃機TU16、それらの動きは、われわれが一日も目を離すことができない現実であります。しよ。また、中共の対日活動は最近ことに顕著であります。この七月までに、十六団体、四百人以上のぼる来日予定者が対日活動に当たると伝えられております。このような活発な動きに對しまして、これまでわれわれは決して無関心にこれを見のがすわけにはまいらぬと存じます。さらに最近の日韓会談の反対の動きを見まして、御案内のように、去る三月二十七日の北鮮最高人民会議における日韓会談粉砕の決議をはじめといたしまして、その他、共産主義の総合的な指導は最近急に活発化した状態であることも、また強く心にどめておかねばならないと存じます。こうした場合にありまして、わが日本及び日本民族は、いよいよ明日から新年度を迎え、八条国に移行し、開放経済体制に入り、しかもこの秋にはオリンピックを迎えんといたしております。いまやその準備に忙殺されておる状態でありまが、これもぜひとも私どもは期日までに十分準備を完成して、世界の国々

から多数の人々を心から迎えたものの、情勢下にありまして、われわれは画期的な新年度を迎えることと相なつたのであります。

このときにあたり、私は、総理をはじめ各大臣に心からこいねがいます。ことは、何とぞ不動の信念と確固たる勇氣とをもち、本予算の執行に遺憾なきを期せられますと同時に、日本民族の持つ最も伝統的な美点を十分發揮し得るよう、みずから國民の先頭に立つて進まれますよう心からこいねがって、本予算に対する賛成の討論を終りたいと存じます。(拍手)

○議長（重宗雄三君） 中尾辰義君。

〔中尾辰義君登壇、拍手〕

○中尾辰義君 私は公明会を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和三十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算の三案に對しまして、反対の討論をするものであります。

開放経済の初年度を迎えるにあたり、日本経済の前途は、まさしく赤信号を呈しているのであります。すなわち池田内閣は、わが国を自由陣営の三本の柱の一つと自負し、所得倍増の旗を掲げるのとともに、IMF八条国への移行、OECD加盟等、かけ声勇ましく、日本経済の成長を宣伝しながらその準備をしてきたのであります。が、開放経済の何たるかを洞察して、そのきびしさに十分順応できる国内経済の正常化を着実に進めてきたとは言えないのであります。安易に外国からの借金による資金に大きく依存し、ずさんな輸出計画のもとに、国内市場中心主義と

もいえる高度成長一本やりで拡大をしてきたのが、池田内閣の手による今日の偽らざる日本経済の姿であります。

したがって、その行き過ぎは、物価の上昇と国際収支の悪化のため、拡大のテンポにブレーキをかけざるを得なくなつたのであります。すなわち、構造的といわれる貿易外収支の赤字は、海運赤字と特許料や利子配当等の外資対価の支払い増加で、三十八年度では約四億ドルの赤字と推定をされ、一方、輸

がみのあらわれであり、単に金融引き締め政策だけではどうにもならないものが存在しているのであります。これからは明らかに池田経済政策による日本経済のジレンマであり、失政であります。したがって政府は、船腹増強を主体とする強力な海運政策、中小企業や農業の近代化、積極的な輸出の増強等の一連の施策と物価安定策等を強力に推進していくことが、この際肝要であります。

とは、国民の租税負担を重くすることでありました。また、自然増収六千五百億円は、成長率九・七％とすれば大体目一ぱいの数字と思われるのであります。が、政府は、一千億ないし一千五百億円程度の補正財源を当然予想してのの見積もりと思われますので、実質的には、予算編成作業の当初、名目一二％を前提にして編成されているというように思われるのであります。国際収支の改善と物価の安定が叫ばれている今

は、一般会計で行なわれてきた一般行政を財政投融資に移し、金融的ペースに乗せて収益事業化していく行政の事業化であり、公募債借り入れ金の中で、政府保証債は、本年度に比べ、五百七十一億円増の一千八百十億円に達しており、そしてまた、住民税の減税給付に伴う地方減収分六百億円の元利補給給の発行は、現行国債発行制度の抜け道であり、五年間による一種の延べ払方式による事実上の赤字公債である。

り、警戒をしなければならぬ問題であります。こうした三十九年度の財政規模の膨張は、所得倍増計画による日本経済のジレンマであり、膨大な財政支出と、一方においては金融引き締めという矛盾をはらんだ予算と云えるのであります。われわれといたしましては、賛成をいたしかねるのであります。

となるのであります。シャウプ勧告以来の十四年ぶりの大減税と言われながら、国民の税負担率は逆に二・二％とはね上がり、まことに奇妙と言わざるを得ないのであります。減税というより、むしろ物価上昇による税負担額の調整にすぎないのであります。また所得税減税は、物価高に対する事後的調整とも言うべきものであり、給与所得者の標準五人世帯の課税最低限は三十九年度分四十七万一千四百四十五円となり、一応五万円程度の引き上げとなりますが、かりに、この世帯の年収が七十万円だとすれば、年間の減税額は三千五百五十八円、一月月当たり三百円弱の減税にすぎないのであり、三十九年度の物価には何ら対応措置がされておらないのであります。また、開放経済体制を迎えて、大蔵大臣のお得意である資本蓄積、内部留保ということも大事であります。耐用年数の短縮による企業減税等は、大企業に傾斜をする傾向があり、また、税制調査会の反対を押し切り、証券投信の源泉分離を取り上げ、給与所得控除の引き上げ幅の削減と引きかえたのは、はなはだ納得がいかないのであります。以上、税制に對しまして若干の批判をいたしました。が、まだまだ減税の余地があり、勤労所得者、中小企業者等の大幅減税を断行すべきであります。

次に、中小企業予算について簡単に申し上げます。ことしに入ってから、中小企業の倒産件数は、はなはだしいものがありまして、現在までに、負債総額一千万円以上の倒産企業は五百件

をこえるに至っております。その原因は、いろいろ取りだたをされておりますが、その中で看過し得ないものは、

一つは、大企業が下請代金を遅延したり、あるいは系列企業を選別する等の、大企業による中小企業への圧迫、他の一つは、設備の拡張近代化を實力以上に強行しなければならなかった中小企業の構造的矛盾が、金融引き締め等によつて明らかになつてきたということであります。これは、とりもなおさず、池田内閣の高度成長政策の矛盾が中小企業にしわ寄せされたのであります。新年度の中小企業関係予算は、一般会計百六十億円、中小企業金融機関向け財政投融資は一千六百四十二億円であり、一般会計のわずか〇・五%、財投の一二・八%にすぎず、三十八年度における〇・四%、一一・八%の比率と比較して、重点施策と言へるほどの変化を示しておらないのであります。しかも、その内容におきましては、たとえば、近代化促進費は八十九億八千万円を計上してはありますが、これによつて促進される工場の集団化は、用地難等の重大な壁に突き当たつているのであり、またその貸し付け率は、土地二分の一、建物三分の一となつてはありますが、土地一坪当たり二千五百円、建物極量鉄骨二万円という、現実とはかけ離れた限度額が設けられておるため、実際の補助率は五分の一以下になるというお粗末なものであります。これでは、開放経済に向かう中小企業は、将来も弱体のまま苦惱に沈み、眞の発展は全く望み得ないのであります。輸出増強のためにも、さらに強力な対策を要望するのであります。

次に、住宅問題につきまして申し上げます。戦後十九年、衣食住の中でいまだ解決されないのが住宅の問題であ

りまして、公営住宅、公団住宅等の申し込みが何十倍という数字を示しておるところにも、いかに国民が住宅に困窮しておるかがうかがわれるのであります。政府は、昭和四十五年度までに七百八十万戸の住宅を建設するというのであります。このうち民間の建設に依存しているのが四百六十万戸、政府がこれから建てようというのはわずか三百二十万戸であります。しかも、

宅地の入手難、建築単価の高騰という、
さわめて建設困難な環境において、
不足せる七百八十万戸の中で、自己資
金による建設能力のある人が何割ある
でありましようか。住宅難にあえいで
いる人は、ほとんどが所得の低い層で
あります。最近、木造アパートの安建
築が大都市に激増しておりますが、そ
の結果、不衛生な環境に過密住宅のス
ラム化を生じ、青少年の不良化の温床
ともなっておりますことは、住宅政
策がいかに貧困であるかを暴露するも
のであります。新年度においては、公
営、公団、住宅金融公庫、改良住宅、
プレハブ住宅等をもつて二十三万五千
戸の予算が計上され、一応、戸数にお
きましては、前年度に比し八千戸の増
を示しておりますが、資材、土地の
高騰による建築単価の引き上げ、生活
革新による住宅規模の向上等を考えあ
わせるならば、このようなおおい建築
速度では、とうてい住宅難の解消は不
可能と思われるのであります。政府
は、この際、七カ年計画を全面的に改
め、公営、公団住宅等、政府施策によ

る住宅建設に比重を置いて、積極的に推進すべきであることを望むものであります。

以上要望を兼ねまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 私は、民主社会党を代表いたしましたして、政府提案にかかる昭和三十九年度一般会計予算外二件に反対し、その討論を行なうものであります。

ます。政府予算の基礎に重大な欠陥を持っていることを数点にわたって指摘いたしたい。

第一に、現在わが国の国際収支が次
第に悪化に向かっている事実、過去三
年間続いた消費者物価の上昇が、依然
として政府の無策から抑制されてい
ない事実に対して、何らの有効なる具
体策を準備していないので、政府案は、
単なる膨張予算として財政支出をな
し、国際収支と物価の不安定をさら
に招来するおそれを内蔵していること。

第二に、政府案は、前年度よりも租税自然増収を約六千八百億円の多額を見積もりながら、国税の減税は千三億円の規模にすぎない。また所得税の免税点の引き上げは、五人世帯の給与所

得者にあつても年収約四十七万一千円であつて、政府の想定する明年度の標準家計規模を下回るもので、大衆減税は軽視されている。

第三に、歳出面では、大幅増額されたのは、公共事業、社会保障、文教、食管会計繰り入れ、防衛各予算の当然増であつて、経済格差是正、住宅と環境衛生など、国民福祉の増進のためのもの

歳出は、依然としてあと回しにされている。いまや歳出予算は、既定方針の踏襲のみを続けていては、経費の当然

増加がまず大型化して、新規政策のなめの財源が過小となることは必至となっている。この意味において、政府の歳出予算は明らかに行き詰まっている。

第四に、財政投融資計画の規模は前年度より二千三百五十億円増となったが、その融資先が依然として民間大企業に偏着しており、これは財政投融資の性格が大企業奉仕に固定していることを意味するものであつて、財政投融資のあり方を根本的に再編成する必要があることをわれわれは再々申し入れたが、依然として取り上げられていない。

して、減収補てんのための特例地方債の発行を許容として、その元利の三分の二を国の負担としてゐるが、自主財源増強がきわめて困難なる市町村にとつて、かかるこそくなる措置は、地方住民に対する行政水準の引き上げに役立たず、単なる減収補てんにすぎない。特例債の発行は、市町村の赤字団体へ

第六に、いまや年度予算の編成は、地方自治の存立を保障するより積極的な財政措置を講ずるべきであるが、政府はその道を全然講じていない。

その年度の経費充足のみをもつて足れりとするのではなく、相当の長期にわたつての計画的な支出継続をもつて、計画的に、経済格差の是正、国民福祉

の向上等を実現するための長期見通しに立つべきである。この点において、政府の予算は、場当たり、無責任、公約不履行のきわみを尽している。

わが民主社会党は、政府予算案を母

判するともに、次のごとき五つの基本方針を主張してまいつたのであります。

一、国の予算は、国民福祉の増進を予算編成の鉄則とすべきである。明年度の国税、地方税の減税は、給与所得者が五人世帯で平均月収五万円、年収六十万円の家計支出を行ない得るよう、所得税減税を行なうことを軸として実施すべきである。

二、医療保険、国民の老後保障の諸制度、公営住宅の建設、住宅環境施設と文教施設の整備拡充等の国民福祉増進のための歳出については、少なくとも最低三カ年継続の改善計画を立てて、その計画に基づく歳出予算として編成すべきである。政府案は、任意の政策に余剰財源をただ総花式に配分しているだけで、政策増強の計画性が保障されていない。

三、政府は、中小企業、農業等の格差是正について革命的前進をはかる政策実施を公約したにもかかわらず、政府案は、特に中小企業対策予算の計上においてきわめて消極的である。中小企業経営の過当競争と大企業圧迫を排除しつつ、経営近代化をすみやかに促進するよう、さらに農業近代化対策費を増額すべきである。

四、現在の地方財政は、地方公共団体ごとの格差がはなはだしくなっている。地方税減税により行政水準向上のための必要経費の確保が困難になつていくものが多くなつていく。したがって、政府は、地方税減税による地方財源の減収に対しては、過渡的な赤字補てんの措置のみならず、自主財源増強のための特別措置を講ずべきである。

五、政府は、当面する消費者物価高を抑制するため、価格調整に必要な物を

価対策費を積極的に計上すべきである。以上、わが党の主張とあまりにもか離れた政府予算案に対して、遺憾ながら賛成することはできません。以上、政府案に反対するわれわれの立場を申し述べまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、本予算案に反対するものであります。

池田内閣は、過去三年間、日米経済協力に基づき、独占資本本位の高度成長政策を執行してきました。しかし、いまや至るところにその矛盾が累積し、現在、国際収支の構造的赤字となつてあらわれ、この処理を通じてやがて本格的な過剰生産恐慌に突入せざるを得なくなりつつあります。これは明らかに池田内閣の所得増進政策の失敗であり、すべて池田内閣の責任と言わなければなりません。ところが政府は、この責任は、勤労者の賃金引き上げ、国民の消費水準の向上にあるかのように言い、金融引き締めによつて、中小企業、農民、勤労者に対し、倒産、整理、貸金ストップ、労働強化、首切りなど、すべての犠牲を押しつける一方、独占資本に対しては、集中合併を促進して、新産業秩序なる新しい独占支配体制をつくり上げようとし、そのために、国家財政、金融、税制など、総力をあげて独占資本の補強をやろうとしていふものであります。同時に、新たに、アメリカの直接投資や、ひもつき融資を積極的に導入し、日本経済を

アメリカに一そう従属させて、独占資本の補強に利用しようとしているのであります。以上の政府の措置だけでも、日本経済と日本国民には耐えがたい被害を与えるのであります。政府はその上に、IMF八条国移行、OECD加盟によつて、日本経済を資本主義世界市場の激しい競争戦のまっただ中に投げ込み、わが国の産業を外国資本と商品の侵入のもとに放置し、産業、商業、農業に破壊的な影響を与え、同時に、わが国から、貿易、産業、経済政策を自主的に決定する権利さえ失わせようとするものであります。かかる反民族的、反人民的政策を断じて許せないのは、当然ではないですか。

反対する第二の理由は、本予算案によつて、わが国はますます危険な軍国主義の道に追いやられるからであります。この予算案には、二千七百五十二億円に及ぶ防衛関係費をはじめ、膨大な軍事予算が組まれております。さらに、第三次防衛計画によれば、アメリカの肩がわり自主防衛の名目で、現在の倍をこえる軍事費になることは必至であります。すでに独占資本によつて軍需生産の基礎は確立されつつあります。政府は、おこがましくも防衛費と称していますが、とんでもないうそであり、実は侵略費であります。アメリカ帝国主義にかわつて、中国封じ込め政策、日韓会議など、アジア人民抑圧の下請政策をやるものであり、断じて許すことはできないのであります。

反対する第三の理由は、この予算案が不健全膨張予算であり、大収奪予算であるからであります。本予算の中で

最大の支出を占める公共投資は、重化学工業、独占資本のために、国民の血税で需要を保障し、さらに、道路、港湾、鉄道、用地用水などは、独占資本の産業基盤強化のため強権を発動して、国民の土地、財産を収奪し、同時に、地方自治を破壊し、国民の負担を一そらしたことがたいものにするのであります。

また、政府の高度福祉国家のかけ声にもかかわらず、社会保障費の増額は、物価値上がりによって追いつかず、一世帯一住宅の公約も、本予算では捨てて顧みられていないのであります。二千億減税の公約も、実際には六千八百億円の達する自然増収の名目で大増税が強行されようとしているのであります。しかも独占資本に対しては、輸出振興などを口実にして、露骨な税の減免が公然と行なわれております。加えて、政府保証債の増発、地方税減税補給債などは、事実上の赤字公債の発行であり、インフレをまねき、不況の中でも物価を高騰させ、国民生活を不況と物価高の二重苦で締めつけるものであります。

かかる性格の予算に反対すること、は、国民のために当然の義務と感ずるものであります。よつてわが党は、本予算案に反対するものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

三案全部問題に供します。表決は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青

色票を、御登壇の上、御投票を願います。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) 山高しげり君から、歩行困難のため、投票を参事に委託したいとの申し出がございました。これを許可いたします。

投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

〔拍手〕

青色票

〔拍手〕

よつて三案は可決せられました。

賛成者(白色票)氏名 百二十九名

山高しげり君 植木 光教君

野知 浩之君 二木 謙吾君

大竹平八郎君 青田源太郎君

赤岡 文三君 鈴木 恭一君

堀本 宜実君 森 八三三君

上原 正吉君 野本 品吉君

松平 勇雄君 最上 英子君

岩沢 忠恭君 岡崎 真一君

河野 謙三君 三木與吉郎君

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議第十四号(その一)

昭和三十三年度一般會計予算外二件 日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案

佐藤 尚武君	野田 俊作君	田中 啓一君	梶原 茂嘉君
木暮武太夫君	太田 正孝君	吉武 惠市君	高野 一夫君
笹森 順造君	中上川アキ君	草葉 隆圓君	小柳 牧衛君
森田 タマ君	北口 龍徳君	中山 福藏君	村松 久義君
鈴木 一司君	沢田 一精君	林屋 龜次郎君	郡 祐一君
源田 実君	栗原 祐幸君	安井 謙君	高橋進太郎君
熊谷太三郎君	久保 勘一君	石原幹市郎君	青木 一男君
川野 三晴君	丸茂 重貞君	鹿島守之助君	木村徳太郎君
坪山 徳弥君	石谷 憲男君	津島 壽一君	迫水 久常君
植垣 弥一郎君	岸田 幸雄君	長谷川 仁君	櫻井 志郎君
谷村 貞治君	徳永 正利君	佐野 廣君	後藤 義隆君
中野 文門君	豊田 雅孝君	林田 正治君	横山 フク君
天坊 裕彦君	竹中 恒夫君	前田 久吉君	白井 勇君
鈴木 万平君	八木 一郎君	小林 武治君	古池 信三君
村上 春蔵君	山下 春江君	斎藤 昇君	下村 定君
山本 利壽君	大谷 實雄君	小山邦太郎君	
館 哲二君	佐藤 芳男君		
青柳 秀夫君	平島 敏夫君		
鍋島 直紹君	堀 末治君		
藤野 繁雄君	新谷寅三郎君		
西郷吉之助君	紅露 みつ君		
木内 四郎君	杉原 荒太君		
田中 茂穂君	小林 英三君		
大野木秀次郎君	寺尾 豊君		
植竹 春彦君	黒川 武雄君		
西川甚五郎君	井野 碩哉君		
重政 庸徳君	井川 伊平君		
鹿島 俊雄君	川上 為治君		
松野 孝一君	日高 広為君		
温水 三郎君	山崎 齊君		
亀井 光君	野上 進君		
山本 杉君	金丸 富夫君		
米田 正文君	村山 道雄君		
谷口 慶吉君	北田 教真君		
西田 信一君	柴田 栄君		
大谷藤之助君	江藤 智君		
稲浦 鹿蔵君	石井 桂君		
吉江 勝保君	井上 清一君		
阿村文四郎君	加藤 武徳君		

須藤 五郎君	阿部 竹松君	秋山 長造君	中村 順造君	松澤 兼人君	近藤 信一君	大河原一次君	光村 基助君	北村 暢君	武内 五郎君	千葉千代世君	林 虎雄君	稻葉 誠一君	柳岡 秋夫君	矢山 有作君	鈴木 一弘君	小平 芳平君	北條 簡八君	鬼木 勝利君	市川 房枝君	反対者(青色票)氏名
野坂 参三君	岩間 正男君	大倉 精一君	田中 一君	藤田藤太郎君	戸叶 武君	伊藤 顕道君	鈴木 壽君	森 元治郎君	柴谷 要君	山本伊三郎君	豊瀬 禎一君	吉田忠三郎君	瀨谷 英行君	野々山一三君	白木義一郎君	二宮 文造君	浅井 亨君	渡谷 邦彦君	八十名	

○議長(重宗雄三君) 日程第五、日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長向井長年君。

審査報告書

日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

科学技術振興対策特別委員長 向井 長年

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日本科学技術情報センターがその機能を十分に発揮し得る建物を新設するため、これに必要な土地等を政府が現物出資することができるよう改正を加えるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長重宗雄三殿

を投資の目的として、情報センターに出資することが出来る。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔向井長年君登壇、拍手〕

○向井長年君 ただいま議題となりました日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中核的機関として昭和三十三年に設立されて以来、世界の科学技術情報を提供して、わが国の科学技術の振興に寄与してまいりましたものでありますが、現今の科学技術研究の目ざましい発展に伴い、その業務量は設立当時比して著しく増加し、今後ますます増加の傾向にあるにもかかわらず、現在賃借している建物は数カ所に分散しており、また、きわめて狭隘となつたため、業務の円滑な遂行に著しい支障を来しているものであります。

本案は、このような現状にかんがみ、同センターの機能を十分に発揮し得る建物を建設するため、これに必要な土地等を政府が現物出資することができるよう改めることとしたしております。

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

委員会におきましては、科学技術情報に関する世界各国の現状及び国際的協力関係、本センターの財政と活動状況及び今後の方針、その利用状況、特に中小企業の利用状況並びに利用の促進策、情報従事者の養成及び健康管理の問題、建設予定の建物の構想等、各般にわたる質疑を行ない、また、学者、利用者等を参考人として招致し、その意見を徴する等、熱心な審議が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 日程第六、所得税法の一部を改正する法律案、

日程第七、法人税法の一部を改正する法律案、

日程第八、租税特別措置法の一部を改正する法律案、

日程第九、相続税法の一部を改正する法律案、

日程第十、物品税法の一部を改正する法律案、

日程第十一、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案、

日程第十二、日本開発銀行法の一部

を改正する法律案、

日程第十三、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第十四、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)、

以上九件を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

所得税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

法人税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

相続税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

相続税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

物品税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

物品税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めめるの件

〔本号(その二)に掲載〕

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となりました八法律案外一件につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

これら三案は、税制調査会の臨時答申を受け、さらに政府が検討を加えた結果、昭和三十三年度税制改正として、中小所得者に重点を置いて所得税

の負担を軽減するとともに、企業資本の充実と設備の更新を促進するため企業課税の軽減を行なうほか、産業の国際競争力の強化、科学技術の振興等、所要の税制上の措置を講ずるため、平

年度約千三百三十四億円の減税を行なうとするものであります。

所得税法の一部を改正する法律案のおもな内容は、

第一に、最近における生計費の動向にかんがみ、課税最低限を引き上げるため、次のような諸控除の改正を行

なっております。すなわち、基礎控除を一万円引き上げ、十二万円にするともに、配偶者控除、扶養控除、専従者控除、給与所得控除をそれぞれ引き上げる等、その負担を軽減しております。この改正により、夫婦及び子三人の家族の場合で所得税を課せられない限度額は、給与所得者につきましては、現在の約四十三万円までが約四十八万円まで、青色申告の事業所得者につきましては、現在の約三十九万円までが約四十三万円までに引き上げられております。

第二は、その他、負担の軽減、税制の整備合理化をはかるため、退職所得の特別控除額、譲渡、山林、一時所得の特別控除額など、所得計算における特別控除額の引き上げ、生命保険料控除、損害保険料控除など所得控除の引き上げと創設、寄付金控除の税額控除の引き上げ、その他、三年未満の保有資産の譲渡に対する課税の適正化、及び芸能法人の受ける報酬または料金について新たに源泉徴収を行なうこととする等、所要の規定の整備をはかつております。

なお、本案につきましては、衆議院において、損害保険料控除の保険期間、共済期間が十五年以上のものは五千万円を控除するとの案、十年以上、一千万円に修正しております。この結果、所得税においては、修正減を含めまして平年度約七百三十九億円の減税となっております。

法人税法の一部を改正する法律案は、中小所得に対する負担の軽減と中小法人の内部留保の充実をはかるため、法人税の軽減税率の適用範囲を年

三百万円以下と拡張するとともに、同族会社の留保所得に対する課税につき、この留保所得金額から控除する額の引き上げを行なうものであり、これに政令等で改められます耐用年数の短縮をも含めまして、平年度約四百九十二億円の減税となっております。

租税特別措置法の一部を改正する法律案のおもな内容は、

第一に、輸出所得の特別控除制度はガット規定に抵触することもあり、これを期限の到来とともに廃止するものであります。輸出の振興はきわめて重要でありますので、企業の国際競争力の強化等に資するための諸措置を講じております。すなわち、輸出特別償却制度及び技術輸出所得控除制度の適用期間を延長するとともに、その拡充合理化をはかるほか、新たに、海外市場開拓準備金、中小企業海外市場開拓準備金及び海外投資損失準備金の諸制度を創設しております。

第二は、企業の資本充実及び資本市場の育成に資するため、支払配当に對する法人税の軽減税率の引き下げ、証券投資信託の収益分配金についての源泉分離課税方式の採用、証券取引責任準備金制度の創設、増資登録税の適用期間の延長等の諸措置を講じております。

第三は、科学技術の振興に資するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度の適用期間の延長と拡充をはかる等の措置を講じております。

その他、交際費の損金不算入制度の改善合理化措置、新築貸家住宅の特別償却割合の引き上げ措置、農地等にか

かる贈与税についての納期限の特例措置、及び農業協同組合等の留保金に對する法人税の軽減措置を講ずる等、所要の改正を行なっております。

なお、これらの措置による減税額は、平年度約百二億円であります。

委員会におきましては、一橋大学教授 木村元一 参事より意見を聴取する等、慎重審議を行なったのであります。が、おもな質疑について申し上げますと、自然増収額に比して減税額が少な過ぎるのではないか、租税負担は西歐諸国に比して実質的には重いのではないかと、税制調査会の答申を尊重すべきではないか、租税特別措置は納税モラルに悪影響を与えており、負担公平の見地からも縮小すべきではないか、租税の見積りも過大により徴税強化となるおそれはないか等の諸点であります。特に、輸出所得控除制度廃止による中小企業輸出業者に対する影響は甚大であるが、これに對しいかに対処していく考えか、また、消費生活協同組合を留保所得の特別措置適用対象に含めるべきではないかと質疑に對し、大蔵大臣より、「中小企業に對する輸出振興税制の適用に万全を期する行政指導を行なうとともに、今後さらに中小企業に對する優遇措置を検討し、また、消費生活協同組合について、今後実態を調査して善処したい」との答弁がありました。これらの質疑に對する詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、三案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表し柴谷委員より、「現在の税制は、税金が重過ぎ、負担の公平を欠いてい

る。租税負担率より見て減税でなく増税であり、課税最低限が生活費に食い込んでいる。政府の企業課税政策に誤りがあり、不公平、不合理な租税特別措置の拡大をはかつている」との反対意見が述べられ、自由民主党を代表し栗原委員より、「三案は、自民党の二千億減税の公約を実現し、かつ税制調査会の答申を尊重したもので、中小所得者、中小企業の負担軽減、開放経済に向かうわが国経済の国際競争力の強化をはかつたもので、妥当な措置である」との賛成意見が述べられ、公明会を代表して渋谷委員より、「国民生活安定の基本線は税金に苦しまないことであつて、特に、開放経済下、国際競争力を持たない中小企業への影響は深刻なものが予想されるので、税制の抜本的な改革が望ましい」との反対意見が述べられ、民主社会党を代表して天田委員より、「税制調査会の答申と重要な点においてかけ離れており、現行の国民所得水準においては、租税特別措置は整理し、企業減税よりも所得減税を優先すべきである」との反対意見が述べられ、さらに、日本共産党を代表して鈴木委員より、「三案は不可解な大衆取巻を露骨化し、独占資本への奉仕を強化するものである」との反対意見が述べられました。

討論を終了し、三案についてそれぞれ採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における所得の増加に伴う個人財産の増加の状況等を考慮

し、相続税及び贈与税の負担の軽減合理化をはかるため、相続税では、遺産にかかる基礎控除額の二百万円を二百五十万円と改めるものであり、また、贈与税では、基礎控除を引き上げ、年四十万円以下の財産贈与については課税されないこととしております。

委員会における質疑応答の詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十七年度より新たに課税され、現在暫定的に一〇%の軽減税率の適用を受けているアンサンブル式レコード演奏装置、パッケージ型ルームクーラー及び自動車用の冷房装置の三品目につき、その生産及び取引の実情並びに輸入品との競争力等を考慮し、その軽減措置をさらに二年間延長するとともに、未納税移入の手続の簡素合理化をはかる等、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

委員会におきましては、物品税の抜本的検討を行なうべきこと、冷水器等について軽減措置を講じなかつた理由等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港海運が諸外国に比べ低位にある状況等にかんがみ、今回、とん税を、現行の入港ごとに納付、トシ当たり八円を十六円に、一年分一時納付、トシ当たり二十四円を四十八円に、特別とん税を、現行の入港ごとに納付、トシ当たり十円を二十円に、一年分一時納付、トシ当たり三十円を六十円に、それぞれ引き上げるほか、この改正に伴う所要の規定の整備をはかるものとしてあります。

委員会におきましては、今回の引き上げによる国内船主に対する影響、港海運の外国主要港との比較等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における地域開発の進展に伴い必要となります産業用地の供給をはかるため、譲渡を目的とする土地造成事業に対し、融資の道を開くとともに、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事及び参与の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであります。

委員会におきましては、土地造成事業の融資基準、外債市場の現状と開銀債発行の見通し等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましただころ、日本共産党を代表して鈴木委員より、「民間企業の土地造成事業に対して融資の道を開くことは、投機を助長するものであるから反対である」旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、同公庫への出資の追加が、現在そのつど資本金額の改正を必要とするのを改め、今後は、政府が必要と認めるときは予算の定める金額の範囲内において追加出資ができることとし、また、従来、主務大臣の指定により同公庫の業務の対象となつていた土地造成事業を法律に明記するとともに、監事の権限を強化して、總裁または主務大臣に意見を提出することができるようしようとするものであります。

なお、主務大臣に対する意見の提出は、政府原案においては總裁を通じて行なうことになっておりましたが、衆議院において、これを直接提出できるように修正されております。

委員会におきましては、公庫が北海道東北地方の開発に果たしてきた役割り、融資に対する延滞の状況、同地方における産業用地造成の見通し等について熱心なる質疑が重ねられました。

その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましただころ、日本共産党を代表して野々山委員より、「公庫への出資の追加を政府が予算の定める金額の範囲内で行なうことは、国会の審議権を縮小しようとするもので反対である」として、公庫の資本金額を「四十五億円」とする修正案が提出され、また、民主社会党を代表して天田委員より、「追加出資の規定の改正は国会における審議をおろそかにするものとして、党略的に出資の追加を行なう道を開くもので反対であり、野々山委員提出の修正案に賛成する」旨の意見が述べられました。

討論を終了して採決に入り、まず、野々山委員提出の修正案について採決を行ないましたところ、少数をもって決せられ、次いで、本案について採決を行ないました結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を求めめるの件」について申し上げます。

本件は、最近における外国貿易の進展に伴う税関業務の増加に対処し、横濱税関に小名浜税関支署を設置するとともに、大都市地域における納税者及び課税物件の大幅な増加に対処し、東京国税局に向島税務署ほか二税務署を、名古屋国税局に名古屋中村税務署ほか一税務署を設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会における質疑応答の詳細につきましては、会議録によって御承知願います。

結果、本案は多数をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。柴谷要君。

〔柴谷要君登壇、拍手〕

○柴谷要君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました所得税法、法人税法及び租税特別措置法の一部改正案に対しまして、反対の討論を行なわんとするものであります。

まず、最初に申し上げたいことは、現行税制のあり方を見る場合、何よりも国民にとつて税金が高過ぎないかという点であります。その負担が公平であるかどうかについて、深く考慮いたさねばならぬのであります。その意味におきまして、本案はその両方とも落第であるといふことであります。

さらには、政府はこれまで口を開けば減税と云ひ、二千億減税を断行したと宣伝しているのではありません。池田総理は、確かに歴代首相の中では減税の好きな大臣といふことができるのであります。しかし、このことは、池田総理の減税に対し、国民が喜んでゐることを証明するものではなく、相かわらず税金が高い。戦前に比べても、外国に比べても高い。しかも、これまでのような小手先の減税では国民を納得させることができない。むしろ、池田内閣の言う減税が、国民にとつてはいかに欺瞞的なものであつたかの証明以外の何ものでもないであります。

二七四

私は、以上のような立場から、以下五点到わたって反対の理由を申し上げたいのであります。

第一の点は、本案は減税案ではなくて、中小所得者にとつては逆に増税案であるといふことであり、政府は、今度の選挙で国民に対し二千億円減税を公約したことは、よく知られてゐるとおりであります。ところが、いざ、ふたをあけてみると、二千億減税とは名ばかりであり、初年度総計千二百六十六億にすぎず、国税においては七百八十八億であり、国民の租税負担率は逆に前年二・七％から二・二％へと、急激に増大したておるのであります。明らかに公約違反といわなければなりません。これは昭和三十六年税制調査会が答申いたしました、社会保障の点にも十分考慮を払ひ、諸外国の税制とも比較した、各税目別に全部調べて総合的に判断いたしました場合、大体二〇％程度の負担率が妥当ではないかという結論を、全く無視したと言わなければなりません。この点につきましては、今国会におきまして、わが党議員から再三追及したにもかかわらず、何ら納得のいく回答は得られないのであります。しかも、これに対して政府は、諸外国に比べればまだ日本は高くないなどと言ひ至つては、不正解といふよりは、まさに財政担当者としての意見を疑わざるを得ないのであります。

さらに、こうした結果をもたらした最大の原因は、前年度当初予算に比して六千八百二十六億円という前例のない画期的な自然増収を見込んでゐることであり、所得税だけをとりましても、二千億円をこえてゐるのであります。このよう自然増収が得られず、すくなくとも、政府の政策よろしきを得て、所得が増加したからではありません。政府の誤つた高度成長政策の波紋によつてもたらされた物価高による抑制的な名目所得増加に伴う増税によつてもたらされるものであります。しかも、この自然増収を可能ならしめるためには、徴税の苛徴請求が待ちかまえてゐるということであり、最近の取り立てやまんの徴税強化は、それを裏書きしてあまりあるものであります。

反対の第二の理由は、所得税における課税最低限があまりにも低過ぎるという点であります。物価値上りによる増税すら調整し得ていないばかりか、生活費にまで食い込んで課税されているという事実であります。本改正案における所得税の課税最低限は、標準五人世帯サラリーマンにつき来年度三十七万一千三百七十七円であり、これは生きるための最低線すら保障し得ないマージン・パスケット方式による三十八年度の最低生計費を基準としたものであり、総理府の家計調査からはじき出した数字は、昨年度すでに六十万円もこえておりました。さらに、来年度の政府見込みによりますと、四・二％値上りするといふ物価騰貴を考慮せざるに、実質増税が問題となつてまいります本年度をさらに上回る増税と言わなければなりません。しかるに、政府は、税制調査会の答申にある給与所得控除の減税案すら削り、これを大資本減税に回してゐるのであります。この事実は、今日、所得税納税者約千八百万人のうち給与

所得者が九割近くを占めてゐる現状からいつても、所得把握の実情から見て、負担公平のたてまえからいつても、まことに適正を欠く措置と言わなければなりません。しかも、昨年の税制改正におきまして約束された配偶者控除の引き上げにつきましても、相変わらず基礎控除との差を据置いてゐることであります。これは、妻の座を軽視し、男女平等を踏みにじる考えであり、憲法違反の疑い十分なりと断ぜざるを得ないのであります。さらに、専従者控除の引き上げにつきましても、青色、白色の区別をなくし、むしろ、事業主、家族専従者に対する自家労賃を経費として認めることを推進すべきであります。

ここで特に強調したい点は、政府が減税を行なうかどうかということではあります。国民が減税をどう受け取つてゐるか、減税によつて現実の国民の重過ぎる負担が軽くなるのかどうか問題であります。税金が重過ぎることが問題なのであります。税金は生活費に食い込んで課税してはならぬのであります。しかるに、政府は、さきの本会議における私の質問に対して、社会保障としての生活保護費に、標準世帯二十万円足らずしか出してゐないではないか、免税点が四十八万円もあればよいと答へてゐるのであります。これは政府の生活保護政策の無能を暴露してゐるだけではなく、人権をも無視してゐる言わなければなりません。このような立場から、生活保護費の大幅引き上げを含む課税最低限は、少なくとも来年度標準世帯につき六十万円とすることを要求するものであります。

反対の理由のその三は、政府の企業課税に対する方針は誤つてゐるということであり、現在わが国の法人の実効税率は、先進諸外国に比べまして決して高過ぎる率ではありません。むしろ、至れり尽くせりの保護措置によつて、大企業ほど実質負担は低くなつてゐるのが現実であります。むしろ、企業課税における問題は、個人企業と法人課税のアンバランス、さらには所得種類間のアンバランスこそ問題としなければならぬのであります。しかるに、このことには何ら手を触れることなく、逆に、一方では税制調査会の答申にすら盛り込んでゐない各種の優遇措置をあえて行ない、かえつて、大企業、中小企業間の負担のアンバランスを拡大してゐる結果になつてゐるのであります。同族会社の留保所得課税の特例にいたしましても、同族会社は何ら重税の方向で大企業と差別さるべき理由を持たないのであります。むしろ景気調整期における中小企業育成の見地から、減税の方向で大企業と区別すべきこそ当然であります。

反対のその四は、政府の誤つた大企業保護政策は、単に不公平を拡大するだけではなく、税体系そのものをずたずたにしてしまふという点であります。政府は、本改正案におきまして、これまでたびたびその整理改廃が論議せられてまいりました租税特別措置を無制限に拡大してゐることであります。特にその代表的なものは、配当控除の拡大、証券配当分離課税など一連の租税特別措置、特に配当控除の拡大、利子所得の分離課税など、資産所得の優遇措置は、有価証券の譲渡所

得の非課税措置と相まって、わが国の現行税制の基本をずたずたにするものであります。とりわけ、シャープ税制以後の税制改正の過程を振り返つてみると、まさにその実態は、高所得優遇のための特別措置の拡大と総合課税方式の崩壊の過程であり、負担の不均衡の拡大の過程であつたと言わなければならぬのであります。このように不合理な租税特別措置は、これを思い切つて廃止すべきであり、不勞所得、資産所得につきましては、格差是正、税体系の確立の観点から、応能課税を実現するために、総合累進税率の強化、利子、配当の優遇の廃止、キャピタル・ゲイン課税の実施し、他方、所得税の思い切つた軽減を行なうべきであります。これらの特別措置は、一たび制定されると、固定化するだけでなく、次々と他の関連措置を呼び起すものであります。思い切つた整理改廃が行なわれぬ限り、悪循環を繰り返すものであることを強調したいのであります。

反対の理由の第五は、本改正案は、まさに無原則、無理解な改正案と言わなければならぬといふことであり、現段階における税制改正の基本的な考え方は、私どもが常に主張してゐます「大衆には安く、公平に、わかりやすく」の三原則を貫くことであります。その上に立つて、税制の近代化と景気調整の機能を強化することであり、すなわち、最近の高度成長政策の強行によつて生じたひずみを解消するために、税制の近代化を行なうには、いたずらに保護主義的な政策によつて表面を糊塗するのではなく、抜

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その一)

所得税法の一部を改正する法律案外八件 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 二七六

本的な租税原則を確立すること、加えて税制の果進構造を強化して、税制を通ずる景気変動に対する自動安定装置をつくりあげなければならないということでございます。このような原則をもつて思い切った税制改正を行なうことが、目下の最大の急務と言わなければならないのであります。

以上五点にわたって私は本案に反対の理由を申し述べてまいりましたが、最後に、およそ政府を担当するものの任務は、国民に悪政を行なわないことはもちろん、進んで、国民の不満に對し適切な措置を講じ、不満を解消せしめなければならないことは言うまでもないのであります。しかしながら、それは最低限の条件でありまして、当然のことではあります。総理はこのことを深く反省せられ、いたずらに大資本の走狗となることを改め、今日の生活に呻吟している広範な国民大衆の生活安定向上にこそ意を注ぐべきであることを強く申し上げ、本案に對する反対討論を終わらんとするものであります。

○副議長(重政庸徳君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて五案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、相続税法の一部を改正する法律案、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十五、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長田中茂穂君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年三月二十八日 衆議院議長 船田 中 参議院議長 重宗雄三殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「月額四百五十円」を「給料月額三万八千五百円を受ける者にあつては月額五百五十円、給料月額一万九千六百三十円を受ける者にあつては月額四百五十円」に改める。

第二条の二第一項中「月額六千七百五十円」を「給料月額三万八千五百円を受ける者にあつては月額八千二百五十円、給料月額一万九千六百三十円を受ける者にあつては月額六千七百五十円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

本案施行に要する経費は、約一千八百二十八万四千円であつて、昭和三十三年度予算に計上済みである。

〔田中茂穂君登壇、拍手〕

○田中茂穂君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案は、国会議員の秘書のうち、月額三万八千五百円の給料を受け

る者の滞在雑費の月額現行四百五十円を五百五十円に、また、閉会中雑費の月額現行六千七百五十円を八千二百五十円に改めようとするものであります。

なお、この法律は、昭和三十三年四月一日から施行することになっております。

議院運営委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十六、参議院事務局職員定員に関する件、議長は、本件につきまして、議席に配付いたしましたとおりの参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を、議院運営委員会にはかりましたところ、異議がない旨の決定がございました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案 参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千百七十一人」を「千百七十六人」に改める。

第二条中「国会の会期中」を削る。

附 則

1 この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正後の第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、昭和三十三年六月三十日までの間は千百七十一人とし、同年七月一日から同年九月三十日までの間は千百七十五人とする。

○副議長(重政庸徳君) 本規程案に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

これにて休憩いたします。

午後四時十五分休憩

午後十時三十九分開議

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件議決報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書

地方税法等の一部を改正する法律案可決報告書

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案可決報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件議決報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案可決報告書
私立学校振興会法の一部を改正する法律案可決報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案可決報告書
医療金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

中小企業指導法の一部を改正する法律案可決報告書
中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案可決報告書
甘味資源特別措置法案可決報告書

沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案可決報告書
北海道寒冷地畑作改良改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案可決報告書
関稅定率法等の一部を改正する法律案可決報告書
自動車検査登録特別會計法案可決報告書

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、
公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)、

以上兩件を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長北村暢君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十九年三月二十六日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

(道路整備緊急措置法の一部改正)
第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項及び第三條第一項中「昭和三十六年度」を「昭和三十一年度」に改める。

第四条中「昭和三十六年度」を「昭和三十一年度」に、「及び道路の修繕に關する法律」を「道路の修繕に關する法律及び土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)に改め、「四分の三」の下に「(土地地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)を加える。

(積雪寒冷特別地域に於ける道路交通の確保に關する特別措置法の一部改正)
第二条 積雪寒冷特別地域に於ける道路交通の確保に關する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「昭和三十六年度」を「昭和三十一年度」に改める。
附 則
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
(道路整備緊急措置法の一部改正)
2 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)による改正前の道路整備緊急措置法第三條の規定

により、揮発油税の収入額に相当する金額を同法第二條の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業(昭和三十一年度以前年度のこの会計の予算で昭和三十一年度以後の年度に繰り越したものに限り行なう道路整備事業を含む)は、第一條第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年三月二十七日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

公営住宅建設三箇年計画
昭和三十一年度から昭和四十一年度までの公営住宅建設三箇年計画を次のとおり定める。
一、公営住宅二〇〇、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は、おおむね次のとおりとする。
第一種公営住宅 八〇、〇〇〇戸
第二種公営住宅 二〇、〇〇〇戸
三、公営住宅は、地域別の住宅需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等で特別の考慮を必要とする者についての対策にも留意して、その建設を行なう。

四、公営住宅は、原則として不燃堅ろう構造とするとともに、その立体化と規模の引上げを図る。
五、公営住宅は、良好な環境を確保するように、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

〔北村暢君登壇、拍手〕
○北村暢君 ただいま議題となりました二件につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案は、最近の著しい経済の成長に伴う道路輸送需要の増大と新情勢に即応するため、現在実施中の道路整備五箇年計画及び積雪寒冷特別地域の道路交通確保五箇年計画を改定し、昭和三十一年度を初年度とする総事業費四兆一千億円の五箇年計画を策定するとともに、道路の改築で土地地区画整理事業に対するこれまでの国の負担率または補助率を三分の二に引き上げることができるとの特例を設けたこととであります。

本委員会におきましては、本案の重要性にかんがみ、参考人を招致し、意見を徴するなど、慎重な審議を重ねて

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その一)

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 地方税法等の一部を改正する法律案外一件

二七八

まいったのでありますが、詳細は會議録に譲ることいたします。
質疑を終了、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件について申し上げます。
本件は、昭和三十三年年度以降四十一年度までの第五期公営住宅建設三カ年計画について承認を求められたものであります。

その内容は、第一種公営住宅八万戸、第二種公営住宅十二万戸、計二十万戸を建設し、地域別需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等に対する配慮、不燃構造化と立体化、規模の引き上げ等をはかることとしております。

本委員会における審議の詳細は、會議録に譲ります。
質疑を終了、討論に入りましたところ、田中委員から、附帯決議を付して賛成する旨の発言があり、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定し、附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

附帯決議の内容は、
本法制定以来、四期にわたる公営住宅建設三カ年計画はいずれも達成されていません。
公営住宅は、国民の強く要求しているものであるから、第五期三カ年計画においては、政府は責任をもつて完全に達成すべきである。
というものであります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長中山福蔵君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月六日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「一、二〇五人」を「一、二二〇人」に、「五二二人」を「五二七人」に、「七二〇人」を「七二五人」に改める。
第二条中「二万六百七十三人」を「二万八百八十八人」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

○中山福蔵君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、特に裁判官の負担が重くなっている大都市における地方裁判所の審理の促進並びに漸増しつつある交通事故の適正な処理をはかるため、判事、判事補及び簡易裁判所判事の員数を、それぞれ五名増員すること。第二に、右の裁判官の増員等に対処するため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の員数を、総数百三十五名増員しようとするものであります。

委員会は、二月四日、提案理由の説明を聞いた後、三月三十一日、質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
地方税法等の一部を改正する法律案、
市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
地方税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

地方税法等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕
〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月十九日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案
〔本号(その二)に掲載〕
〔竹中恒夫君登壇、拍手〕
○竹中恒夫君 ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案の内容について申し上げます。本法律案は、地方税法を改正し、市町村民税について、二年度にわたって、ただし書き方式を廃止して本文方式に統一する等の措置を講じ、これに

まず、道路運送車両法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件全部を問題に供します。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長中野文門君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律(昭和三十三年法律第十六号)に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、集团的な住宅の建設に伴い、校舎の不足を生ずるおそれがある場合における校舎の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。

第三条第一項第一号及び第二号中「不正常授業」を「教室の不足」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五

号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の小学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 三分の一

第三条第二項中「不正常授業」を「教室の不足」に、「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第五条を次のように改める。

(小学校及び中学校の校舎の工事費の算定方法)

第五條 第三條第一項第一号及び第二号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(政令で定める集团的な住宅の建設に伴い、五月二日以降翌年度の四月一日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、翌年度の四月一日(四月二日以降政令で定める日までの間にさらに校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数から新築又は増築を行なう年度の五月一日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

2 第三條第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数

からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

3 第三條第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎の改築に係る工事費は、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

一 改築を行なう年度の五月一日における当該学校の学級数に應ずる必要坪数

二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数

第五條の次に次の一條を加える。

(小学校及び中学校の屋内運動場及び寄宿舎並びに盲学校及び聾学校の建物の工事費の算定方法)

第五條の二 第三條第一項第三号から第五号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当たりの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

2 第三條第一項第六号に規定する屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当たりの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に伴つて屋内運動場の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

3 第三條第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎を除く建物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に準じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当たりの基準坪数に改築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数

二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数

第六條の見出しを「(学級数に應ずる必要坪数及び児童又は生徒一人当たりの基準坪数)」に改め、同条中「(行なう)」を「(行なう)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五條の規定により工事費を算定する場合の学級数に應ずる必要坪数は、当該学校の学級数に應じ、小学校又は中学校ごとに、教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政

令で定めるものとする。

令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に定める必要坪数については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

第七条中「第五条」の下に「又は第五条の二」を加え、「行おう」を「行なおう」に改める。

第八条を次のように改める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができず、かつ、政令で定める特別の理由があるため、学級数に定める必要坪数に基づき、新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、当該学校の学級数に定める必要坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を学級数に定める必要坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に定める必要坪数に基づき改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定

める坪数を加えた坪数を、同号に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

3 第五条の二第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができず、かつ、政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基き、新築又は増築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒一人当りの基準坪数を乗じて得た坪数に、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒一人当りの基準坪数を乗じて得た坪数を算定するものとする。

4 第五条の二第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基き、改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定める坪数を加えた坪数を、同号に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

5 鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五条又は第五条の二の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行なうものとする。

第九条中「前四条」を「第五条から前条まで」に改める。

第十条中「基いて」を「基づいて」に、「行おう」を「行なう」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 昭和三十八年度以前の前算に係る国庫負担金及び国庫補助金については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案

正する法律

第一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「学校法人」の下に「又は私立学校法第六十条第四項の法人」を、「私立学校」の下に「又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校(学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。)であつて政令で定めるもの」を加える。

第二十六條中「学校法人を含む。」及び「当該学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四条第四項の法人」を加える。

第二条 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律(昭和三十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二分の一」を「三分の二」に改める。

授を目的とする私立の各種学校(学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。)であつて政令で定めるもの」を加える。

第二十六條中「学校法人を含む。」及び「当該学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四条第四項の法人」を加える。

第二条 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律(昭和三十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二分の一」を「三分の二」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中野文門君登壇、拍手〕

○中野文門君 ただいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、義務教育諸学校の施設整備に要する経費については、国がその一部を負担する制度が確立されており、

〔議長退席、副議長着席〕

本法律案は、前国会において改正されました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律により、今後、五カ年計画をもって実施される一学級定員基準の引き下げ、専科教員等の増員など、一連の教育水準向上施策に対応して、施設の一そう

の整備をはかるため、現行制度を改善しようとするものであります。

内容のおもな点は、第一には、従来の国庫負担対象が校舎については普通教室に限られていたのを、特別教室まで拡大すること。第二には、国庫負担の対象となる校舎の坪数の算定基礎を、児童生徒数基準から学級数基準に改めること。第三には、小学校の屋内運動場を新たに国庫負担の対象とすること。第四には、集団住宅の建設に伴って校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、校舎の整備を原則として一年以前から着手できるようにすることなどであり、

委員会におきましては、文部大臣から提案理由の説明を聞いた後、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りました。が、別に御発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員長から附帯決議案を提出いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。附帯決議の内容及びこれに対する文部大臣の発言についても、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

次に、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、「私立学校振興会法及び「私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律」の一部を改正しようとするものであります。

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その一)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 文部省設置法の一部を改正する法律案外一件

二八二

私立学校振興会法の改正は、今日の技術者養成の緊急性にかんがみ、私立学校振興会の資金の融資対象を拡大し、新たに職業に必要な技術の教授を目的とする私立各種学校で学校法人または準学校法人の設置するものうち、理科系のものについて、政令で定めるものを加えようとするものであります。

また、私立大学における研究設備に対する国の補助に関する法律の改正は、學術の進展に伴い、次第に高度の研究設備が必要となり、その整備には多額の経費を要しますので、国の補助金の補助率が従来二分の一以内であったものを三分の二以内に改め、私立大学の財政負担を軽減しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、各般にわたり熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては會議録によつて御承知願ひたいと思ひます。

かくて、質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、續いて採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長より附帯決議案を提出いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。附帯決議の内容及びこれに対する文部大臣の発言につきましては、會議録に譲りたいと存じます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) この際、日程を追加して、
文部省設置法の一部を改正する法律案、
通商産業省設置法の一部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月十三日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の表中「八五、八七三人」を「八九、八〇〇人」に、「八三、六七五人」を「八七、五二六八人」に、「五九一人」を「五四四八人」に、「八六、四六五人」を「九〇、三四四八人」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月二十八日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「及び経済協力部」を「、国際経済部及び経済協力部」を、「国際経済部及び経済協力部を、企業局に産業立地部」に改める。
第八十三条第三項中「第七号」を削り、「第三号」の下に、「第七号」を加え、「国際協力」を「経済協力」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国際経済部においては、第一項第六号の二に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち多数国間の協定又は取極に関するのと、同項第三号及び第十号に掲げる事務のうち通商経済上の国際協力に關すること並びに同項第七号に掲げる事務であつて経済協力部の所掌に屬するもの以外のものに關することをつかさどる。

第九条第七号の次に次の一号を加える。
七の二 通商産業省の所掌事務に關し消費の合理化及び一般消費者の利益の保護に關する事務を總括すること。
第九条に次の一項を加える。
2 産業立地部においては、前項第七号及び第十二号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十五条第一項の表中
産業構造調査会 産業構造に関する基本問題
産業構造調査会 産業構造に関する重要事項
を調査審議すること。
を調査審議すること。
に改め、産業合理化審議会及び電気事業審議会の項を削る。

第二十七条第九号の次に次の三号を加える。
九の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に關すること。
九の三 工業用水道に關すること。

九の四 所掌に係る事業の工場排水の規制その他の産業公害の防止に關すること。
第五十条第一項の表中「一一、五七六八人」を「一一、六六八八人」に、「一二、二〇五八人」を「一二、一五八八人」に、「一六三三人」を「一六七七人」に、「一二、九四四人」を「一三、一五〇八人」に改める。

附則第四項中「産業構造調査会、産業地域振興審議会及び電気事業審議會は昭和三十三年三月三十一日」を「産業地域振興審議會は昭和四十一年十一月十二日」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

〔三木與吉郎君登壇、拍手〕
○三木與吉郎君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法律案は、文部省の職員定員を三千八百七十九人増員しようとするものであります。その大部分は国立学校の新設並びに拡充に伴う教職員の増員に關するものであります。

委員会におきましては、大学付属病院の無給医局員の処遇に關する具体策、四十一年度以降に予想される大学

の無給医局員の処遇に關する具体策、四十一年度以降に予想される大学

の無給医局員の処遇に關する具体策、四十一年度以降に予想される大学

の無給医局員の処遇に關する具体策、四十一年度以降に予想される大学

生急増対策、国立青年の家設置についての将来の構想、学校警備員の問題、姫路城修理工事終了に伴い減員される七十一名の職員の処遇等について質疑がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法律案の改正点は、通商局に国際経済部を、企業局に産業立地部をそれぞれ新設すること、産業構造調査会と産業合理化審議会を統合して産業構造審議会とすること、産地地域振興審議会の設置期限を延長すること、通商産業省の定員を二百六名増員すること等であります。

委員会におきましては、産業構造審議会の目的及びその運営、特許庁の審査、審判の事務処理について、昨年の当委員会の附帯決議にもかかわらず、その後、未処理件数がさらに増加している理由及びこれを解消するための対策等について質疑が重ねられました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) この際、日程に追加して、

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案、

医療金融公庫法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木本強君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 会計(第二十六

章 監督及び補則(第三十五

条)第三十一条を「第五

章 財務及び会計(第二十六

章 監督(第三十二、三十三、

三十四、三十五条)第三十

一条に改める。

第五条第一項第八号中「会計」を

「財務及び会計」に改める。

第十九条第二号を次のように改め

る。

二 予算並びに第三十条の規定に

よる長期借入金の借入れ及び社

会福祉事業振興債券の発行

「第五章 会計」を「第五章 財務

及び会計」に改める。

第五章第三十一条を削り、第三

十条を第三十一条とし、第二十九

条の次に次の二条を加える。

金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十条の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、厚生大臣の認可を受けなければならない。

「第六章 監督及び補則」を「第六章 監督」に改める。

第三十六条第四号中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則
(大蔵大臣との協議)
第三十四条の二 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条、第三十条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十条の二の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第三十条の二第二号の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

(一)は衆議院修正

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとす。

第九条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔鈴木登壇、拍手〕

○鈴木登壇 たいだいま議題となりまして二法案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

まず、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法の要旨は、第一に、社会福祉事業振興会は、厚生大臣の認可を受けて借り入れ金を行ない、または社会福祉事業振興債券を発行すること。第二に、振興会は、毎事業年度に、長期借り入れ金及び債券の償還計画を立てて、厚生大臣の認可を受けること等でありま。

委員会においては、小林厚生大臣及び政府委員に対し、振興会の貸し付け金利と借り入れ金利の逆差の問題、社会福祉施設拡充の方針及び老朽施設の整備計画、振興会の業務及び職員の状態等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終わる、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会において、全会一致をもつて柳岡秋夫委員提案にかかる次の附帯決議を行なりました。

附帯決議

社会福祉事業振興会の健全な運営を図り、増大する需要に應ずるためには、政府は、今後更に本会に対する財政的助成に努めるべきである。右決議する。

右に對して、厚生大臣から、決議の趣旨を尊重して努力する旨の発言がありました。

次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府原案の要旨は、第一に、政府は、予算の範囲内において医療金融公庫に追加出資することができ、公庫の資本金は追加出資額だけ増加すること。第二に、監事は、監査に基づく意見を總裁に、または總裁を通じて主務大臣に提出すること等でありま。

本法律案は、衆議院において修正せられ、監事の主務大臣に対する意見提出には、總裁経由を必要としないことに改められました。

委員会においては、小林厚生大臣及び政府委員に対し、無医地区対策、公庫の貸し付け条件、特に、診療所、助産所への条件の緩和、年金福祉事業団の貸し付け条件との均衡、公庫役員との構成等について熱心な質疑が行なわれ、また、柳岡委員から、資本金に關する第四条の改正規定を、「第四条中「八十一億円」を「百十億円」に改める。」とする修正案が提出されました。

詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終わる、討論に入り、またところ、高野委員から、修正案に反対、衆議院送付案に賛成の旨の発言があり、続いて採決の結果、柳岡委員提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、衆議院送付案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めま。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めま。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 次に、日程追加の件 中小企業指導法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件 中小企業指導法の一部を改正する法律案外二件 二八四

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) この際、日程に追加して、中小企業指導法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

中小企業指導法の一部を改正する法律

中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指導センターに追加して出資することができる。

3 指導センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二十六条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 都道府県が研修を行なうことが著しく困難な中小企業の高度の技術に關し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行なうこと。

第二十六条に次の一号を加える。九 前各号に掲げるもののほか、第八条の目的を達成するため必要な業務

第二十六條に次の一項を加える。2 指導センターは、前項第九号に掲げる業務を行なうるときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十九條第一号中「第二十七條第一項」を「第二十六條第二項、第二十七條第一項」に改める。

第四十一條第三号中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改める。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「及第二十五号」を「第二十五号及第三十一号」に改め、同条に次の一号を加える。

三十一 日本中小企業指導センターガ中小企業指導法第二十六条第一項第一号又ハ第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十四日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

(一)は衆議院修正

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「債務のうち当該期間の満了の時までに弁済期(手形の割引の場合には、手形の満期の到来するもの)を「債務」に、「二十万円」を「三十万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「七百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「一千万円」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「五十万円」を「百万円」に改める。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)
第二条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政府は、第二十二條第二項の融資基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができ

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

第二十二條第二項中「五十八億円」の下に、「同条第二項の規定による政府の出資金」を加える。

第二十三條第一項中「資本金の額」を「資本金の額と同条第二項の規定による政府の出資金の額との合計額」に改め、同条第四項中「第四條第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十四日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 商工組合中央金庫ノ資本金ハ政府ノ出資金七十七億二百十萬円及政府以外ノ者ノ出資金ノ合計額トス

商工組合中央金庫ハ總會ノ決議ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為算ノ範囲内ニ於テ商工組合中央金庫ニ出資スルコトヲ得

第六條ノ二から第六條ノ七までを削る。

第七條第一項の次に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ノ出資一口ノ金額ハ百圓トス

第八條第一項から第三項までを削る。

第八條ノ二から第八條ノ七までを削る。

第二十六條第二項中「五年」を「四年」に改める。

第二十八條第一項第五号中「内國為替業務」を「為替取引」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 前号ニ掲グル者若ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金

其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為シ又ハ所屬団体若ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ委託売買ヲ為スコト

第二十八條第四項中「非訟事件手續法第八十七條第二項第十号及第八十九條第六号」を「商業登記法第八十條第十号及第八十二條第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ外國為替及外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十八條ノ二中「輸出ニ關シ」を削り、「構成員ノ」の下に「輸出ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ」を加える。

第二十八條ノ四中「公共団体」の下に「其ノ他官利ヲ目的トセザル法人」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事長又は理事である者の任期については、改正後の第二十六條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 たいだいま議題となりました三法案について、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

三法案の要旨を申し上げますと、まず、中小企業指導法の一部を改正する法律案は、特殊法人中小企業指導センターに対し政府の出資を一億五千万円増加するに際し、今後は、追加出資のつど法改正を要せざるよう出資の規定を整備するとともに、指導センターの業務を拡充しようとするものであります。

次に、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、信用保険法において、小口、第一種及び第二種の保険について、保険限度額を引き上げ、中小企業者の手形の割引を容易にするために、信用保証協会が一般に実施している手形割引の根保証も保険に付し得るよう改正

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議第十四号(その二)

中小企業指導法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件 議事 二八六

しよとするものであり、保険公庫法においては、右の字形割引保証の推進その他信用補完の拡充を期するため、公庫に対する政府出資を四十五億円増加して融資基金に充てるとともに、こ

でも追加出資の規定を整備し、監事の権限を拡大して、総裁に、または総裁を通じて主務大臣に意見を提出できるようにしよとするものであります。

なお、監事の権限に関しては、衆議院において「総裁を通じて」を削除し、直接主務大臣に意見を提出できるよう修正しております。

最後の商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は、政府出資を三十億に増額するにあたり、ここでも政府の追加出資に関する規定を整備するとともに、準所属団体の範囲を拡大して、組合または組合員が出資設立した法人も金庫の貸し出し対象に加え、また金庫は外国為替業務をも営むことができる等の改正をしよとするものであります。

当委員会においては、三法案を便宜一括して慎重に審査いたしました。質疑では、中小企業対策の全般から金融問題、下請問題等及び、法案に関しては追加出資の規定を改正する理由、その他各条項にわたり、つづさに政府当局の意見をただしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、近藤委員から追加出資の規定を改正する三法案に反対する旨の発言があり、次いで赤岡、田畑、鈴木、各委員よりそれぞれ三法案に賛成する旨の

発言があり、討論を終わつて三法案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて衆議院送付案となり可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

以上で報告を終わります。(拍手)
○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) この際、日程に追加して、
甘味資源特別措置法案、
沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案、
(いずれも第四十五回国会内閣提出、第四十六回国会衆議院送付)、
北海道寒冷地畑作営農改善資金金融臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事梶原茂嘉君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

甘味資源特別措置法案
第四十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
甘味資源特別措置法案
第四十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十九年三月二日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

甘味資源特別措置法案
〔本号(その二)に掲載〕
〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案
第四十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和三十九年三月二日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案
〔本号(その二)に掲載〕
〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融臨時措置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕
〔梶原茂嘉君登壇、拍手〕

○梶原茂嘉君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、甘味資源特別措置法案は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法の重要な農産物とし、甘味資源作物の生産振興地域の指定、生産振興計画の樹立及びこれが実施のための政府の助成、振興地域内の産糖指定施設の新設及び変更の農林大臣による承認、国内産糖及び国内産ぶどう糖の政府買入れ、農林省に甘味資源審議会及び地方に都道府県甘味資源作物生産振興審議会の設置その他について規定したものであります。

次に、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案は、沖繩援助措置の一部として、当分の間、国内産糖に準じ、国内に輸入された沖繩産糖を政府が買入れることができることとしたものであります。

委員会におきましては、これら両法案を一括して質疑を行ない、砂糖の国内自給度の向上の問題、てん菜の生産者価格その他各般にわたり質疑が行なわれました。

続いて順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甘味資源特別措置法案に対して、てん菜の最低生産者価格に関し政府の善処を求める趣旨の附帯決議

を、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定され、農林大臣から善処する旨発言がありました。

次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融臨時措置法の一部を改正する法律案は、営農改善資金の貸し付け資格の認定を申請する期限を二カ年間延長しよとするものであります。

委員会におきましては、貸し付け条件等につき質疑を行ない、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)
○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) この際、日程に追加して、
揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、
関税定率法等の一部を改正する法律案、
自動車検査登録特別会計法案、
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

関税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

関税法等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

自動車検査登録特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

自動車検査登録特別会計法案
〔本号(その二)に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、道路整備計画の改訂に伴う所要財源の確保をはかるため、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一〇％引き上げ、一キロリットル当たり揮発油税を二万四千三百円、地方道路税を四千四百円とする等、所要の規定の整備を行なうとするものであります。

委員会におきましては、揮発油税の引き上げ措置が、中小企業者、運送業者に及ぼす影響、農林漁業用の揮発油に対する減免措置等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済情勢の変化に対応するため、関税法の一部について、所要の改正を行なうとするものであります。その大要を申し上げますと、関税率の調整を必要とする八十二品目について所要の措置を講ずることとし、また、割り高な国産原油を購入する石油精製業者に対する関税還付制度を新設することとし、また、豚肉については、国内卸売価格が安定上位価格をこえ、かつ輸入豚肉の価格が国内卸売価格をこえて上昇しているとき

は、関税を減免できることとしております。

なお、本案については衆議院において、バナナの関税率を向こう一年間現行どおり七〇％に据え置く旨の修正がなされております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自動車検査登録特別会計法案について申し上げます。

本案は、道路運送車両法の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する経理を、一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設置することとし、これに必要な諸規定を設けようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、飼料供給安定法の規定により、政府が行なう輸入飼料の買入れ、売り渡しに関する経理を明確にするため、食糧管理特別会計に新たに輸入飼料勘定を設けようとするものであります。規定を整備しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対、民主社会党を代表して天田委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案及び自動車検査登録特別会計法案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

次に、関税法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その一)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員
山高しげり君 市川 房枝君
林 堀君 植木 光教君
鬼木 勝利君 野知 浩之君
二木 謙吾君 渋谷 邦彦君
大竹平八郎君 青田源太郎君
赤岡 文三君 中尾 辰義君
北條 尚八君 浅井 亨君
加賀山之雄君 鈴木 恭一君
堀本 宜実君 小平 芳平君
二宮 文造君 鈴木 一弘君
森 八三一君 上原 正吉君
野本 品吉君 松平 勇雄君
最上 英子君 白木義一郎君
奥むめお君 岩沢 忠恭君
岡崎 真一君 河野 謙三君
三木與吉郎君 辻 武寿君
和泉 覚君 佐藤 尚武君
野田 俊作君 木暮武太夫君
太田 正孝君 笹森 順造君
中上川アキ君 森田 タマ君
北口 龍徳君 鈴木 一司君
沢田 一精君 源田 実君
栗原 祐幸君 熊谷太三郎君

久保 勘一君 川野 三曉君
丸茂 重貞君 坪山 徳弥君
石谷 憲男君 植垣弥一郎君
岸田 幸雄君 谷村 貞治君
徳永 正利君 仲原 善一君
中野 文門君 豊田 雅幸君
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君
鈴木 万平君 八木 一郎君
村上 春蔵君 山下 春江君
山本 利壽君 大谷 賛雄君
館 哲二君 佐藤 芳男君
青柳 秀夫君 平島 敏夫君
鍋島 直紹君 堀 末治君
藤野 繁雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 紅露 みつ君
木内 四郎君 杉原 荒太君
田中 茂穂君 小林 英三君
大野木次郎君 寺尾 豊君
植竹 春彦君 黒川 武雄君
西川甚五郎君 井野 碩哉君
天竺 良吉君 井川 伊平君
鹿島 俊雄君 川上 為治君
松野 孝一君 日高 広為君
温水 三郎君 山崎 齊君
亀井 光君 野上 進君
山本 杉君 金丸 富夫君
米田 正文君 村山 道雄君
谷口 慶吉君 木島 義夫君
北品 教真君 西田 信一君
小西 英雄君 柴田 栄君
大谷藤之助君 江藤 智君
稲浦 鹿蔵君 石井 桂君
吉江 勝保君 堀見 俊二君
井上 清一君 岡村文四郎君
加藤 武徳君 剣木 亨弘君
梶原 茂嘉君 田中 啓一君
高野 一夫君 吉武 恵市君
高橋 衛君 草葉 隆岡君
増原 恵吉君 小柳 牧衛君

中山 福蔵君 村松 久義君
林屋亀次郎君 郡 祐一君
安井 謙君 高橋進太郎君
石原幹市郎君 青木 一男君
鹿島守之助君 木村篤太郎君
津島 壽一君 追水 久常君
小宮市太郎君 矢山 有作君
野々山一三君 柳岡 秋夫君
長谷川 仁君 瀬谷 英行君
稲葉 誠一君 吉田忠三郎君
櫻井 志郎君 林 虎雄君
大森 創造君 豊瀬 禎一君
佐野 廣君 後藤 義隆君
林田 正治君 千葉千代世君
山本伊三郎君 武内 五郎君
柴谷 要君 北村 暢君
横山 フク君 前田 久吉君
白井 勇君 森 元治郎君
光村 益助君 鈴木 壽君
大河原一次君 伊藤 顯道君
小林 武治君 古池 信三君
近藤 信一君 戸叶 武君
松澤 兼人君 藤田藤太郎君
中村 順造君 斎藤 昇君
下村 定君 小山邦太郎君
小沢久太郎君 佐多 忠隆君
田中 一君 秋山 長造君
大倉 精一君 阿部 竹松君
岩間 正男君 須藤 五郎君
野坂 参三君 鈴木 市蔵君
渡辺 勘吉君 小林 武君
松本 賢一君 高山 恒雄君
鶴岡 哲夫君 安田 敏雄君
米田 勲君 横川 正市君
基 政七君 大矢 正君
小柳 勇君 相澤 重明君
鈴木 強君 田上 松衛君
占部 秀男君 久保 等君
向井 長年君

岡 三郎君 藤田 進君
亀田 得治君 阿具根 登君
加瀬 完君 田畑 金光君
天田 勝正君 永岡 光治君
成瀬 暢治君 中田 吉雄君
小酒井義男君 藤原 道子君
中村 正雄君 村尾 重雄君
椿 繁夫君 岡田 与一君
木村福八郎君 岡田 宗司君
野澤 勝君 松本治一郎君
千葉 信君 羽生 三七君
赤松 常子君 曾根 益君
内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 賀屋 興宜君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 小林 武治君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 福田 一君
運輸大臣 綾部健太郎君
郵政大臣 古池 信三君
労働大臣 大橋 武夫君
建設大臣 河野 一郎君
自治大臣 赤澤 正道君
国務大臣 佐藤 榮作君
国務大臣 福田 篤泰君
国務大臣 山村新治郎君
政府委員 山田新治郎君
内閣官房長官 黒金 泰美君
総理府総務長官 野田 武夫君

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十三年三月十七日
外務委員長 黒川 武雄
参議院議長 重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
この議定書は、北太平洋のおつとせい資源確保のため科学的調査を行なうとともに、商業的海上漁獲を禁止した日、加、米、ソ四カ国間の現行条約の期間満了に伴い、これを六年間延長すること、海上漁獲の可否を研究すること、陸上漁獲による獸皮を米国のみならずソ連も日加兩國に配分すること等につき現行条約を改正するものである。この改正に基づく今後の調査により、おつとせい資源確保のための適正な措置が一そう明らかにされることが期待されるので妥当な措置と認めた。

一、費用
北太平洋おつとせい委員会分担金として六十八万六千円、並びにおつとせい調査費及び取締費約千八百万円を昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十三年三月十七日

内閣委員長 三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、臨時行政調査会の調査審議の対象が広汎多岐にわたり、その存続期限である本年三月三十一日までには現在審議中の事項全部について審議を終了することは時間的に困難であることが明らかになったので、同調査会の設置期限を昭和三十三年九月三十日まで六ヶ月延長しようとするものであり、その措置は妥当と認める。

一、費用

本法施行のため必要な経費として千二百二十四万二千円が昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

旅行あつ、施業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十七日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般旅行あつ、施業及び邦人旅行あつ、施業の事業範囲を改め、また営業保証金の額を一般旅行あつ、施業者にあつては、五

十万円から七十万円に、邦人旅行あつ、施業者にあつては二十万円から三十万円を超えない額にまで引き上げるとともに、旅行あつ、施業に関する不正な行為の禁止に関する規定等を整備しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十七日

運輸委員長 米田 正文

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国人観光旅客の接遇の充実に資するため、登録ホテル業及び登録旅館業を営む者に対し宿泊約款の届出義務及び公示義務を課し、これらの業を営む者が外客の利便を確保するために遵守すべき事項を定めるとともに、ホテル及び旅館の施設に関する登録基準を整備しようとするのと等であつて、妥当な措置と認め

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十七日

通信委員長 光村 甚助

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済事情の推移にかんがみ、加入者の保険の保護を厚くするため、簡易生命保険の保険金額の最高制限額を百万円に引き上げるとともに、最近における保険需要の動向にかんがみ、死亡保障を厚くする生命保険を提供するため、簡易生命保険の新種として特別養老保険の制度を創設しようとするもの等であり、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

簡保積立金は、既に一兆円を突破し、これが運用の如何は事業の消長に重大な影響を及ぼし且つ国民の経済生活の安定と福祉の増進に至大の關係を持つに至つた。しかも国の社会保障制度のいまだ不備な現状から契約者はその運用の是非について大きな関心を持つて見守つてゐる。かくのごとき状況にかんがみ、郵

政当局は本積立金の運用に當つては関係法律の解釈を適正にし、いやくも誤解を招くことのないよう配意するは勿論、契約者の保護に今後一層の努力を払うべきである。

右決議する。

審査報告書

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十七日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、開放経済体制移行への一環として、国際通貨基金協定第八条に規定する義務の受諾に伴い、外国為替予算制度を廃止するとともに、外資導入に係る規制方式の簡素化のための措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

〔参照〕

三月三十日は、会議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。

議事日程第十三号

昭和三十三年三月三十日(月曜日)

午後三時開議

第一 日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案

昭和三十九年三月三十一日

○第四十六回国会 参議院會議録第十四号(その二)

「本号(その一)参照」

(小字及び——は衆議院修正)

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「生命保険契約（郵便年金契約を含む。以下同じ。」を「生命保険契約その他これに類する契約（郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約を含む。

以下生命保険契約等という。）」に改め、同項第五号中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に、「以下同じ」を「以下本号、第六条及び第九条において同じ」に改め、同条第五項中「又は法人から」を、「法人からの」に、「剰余金の分配若しくはを」若しくはは剰余金の分配、」に改め、「収益の分配」の下に「又は映画若しくは演劇の俳優その他命令で定める芸能人の役務

の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬若しくは料金を命令で定めるものの支払」を加える。

第八条第七項第二号中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

第九條第二項中「当該各号の規定により計算した金額（第八号及び第九号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額の合計金額から十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額）の」を「第一号から第五号まで及び第十号の規定により計算した金額の合計額」と第八号及び第九号の規定により計算した金額の合計額から十五万円（当該合計額が三十万円以下である場合には、当該合計額とし、当該合計額が三十万円をこえ四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額とする。以下本条において譲渡所得等の特別控除額と

いう。)を控除した金額の十分の五に相当する金額(第八号イの規定により計算した金額が譲渡所得等の特別控除額をこえる場合には、そのこえ

により計算した金額の合計額の十分の五に相当する金額を加算した金額」との」に改め、同項第五号イ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「二万円」を「二万円」に改め、同号ロ中「四十一万円」を「四十二万円」に、「七十一万円」を「八十二万円」に、「九万円」を「十万円」に改め、同号ハ中「七十二万円」を「八十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第六号イ中「三万円（勤続年数のうち年齢が四十歳をこえ五十歳に達するまでの在職期間に対応する年数については四万円、五十歳をこえる在職期間に対応する年数については五万円とする。）」を「五万円」に改め、

同項第七号中「二年」を「三年」に、
「(当該残額が十五万円に満たない場
合には当該残額に相当する金額)」を
「(当該残額が三十万円以下である場
合には、当該残額とし、当該残額が
三十万円をこえ四十五万円未満であ
る場合には、六十万円から当該残
額を控除した金額とする。)」に改
め、同項第八号を次のように改め
る。

入 左に掲げる所得（山林の伐採又は譲渡による所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除くものとし、イに規定する命令で定める行為については、その対価として一時に取得する所得に限るものとする。以下譲渡所得という。）は、それぞれその年中の総収入金額からその資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の合計額

イ 資産の譲渡（地上権の設定その他の契約により他人をして不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為のうち命令で定めるものを含む。以下ロにおいて同じ。）でその取得の日から三年

得のうち命令で定めるもの
 口 資産の譲渡による所得でイ
 に掲げる所得以外のもの
 第九条第一項第九号中「役務」の下
 に「又は資産の譲渡」を加える。

第九条第一項第九号中「役務」の下に「又は資産の譲渡」を加える。

第九條の第三項中（主として個人の趣味若しくは娯樂のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失を除く。）を削り、同項第三号及び第六号中「十五万円」を「三十万円」に、「そのこえる金額を当該合計額から十五万円（当該合計額が四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額）を控除した金額」に、「当該所得の金額から」を「当該所得の金額のうち同項第八号に規定する所得の金額並びに同号ロ及び同項第九号に規定する所得の金額から順次」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、同項に規定する損失のうち主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

(以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という。)の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得(命令で定めるものに限る。)の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。

第十條第三項中「第九條の第三項」を「第九條の第三項」に改める。

第十一條の二第二項第一号中「十二万五千円」を「十五万円」に、「九万五千円」を「十二万円」に改め、同条第三項第一号中「七万五千円」を「九万円」に改める。

第十一條の三第三項中「第十一條の七」を「第十一條の八」に、「生命保険料及び」を「生命保険料、損害保険料及び」に、「及び生命保険料」を「生命保険料及び損害保険料」に、「生命保険料若しくは」を「生命保険料、損害保険料若しくは」に改め、同条

第四項中「第十一條の七」を「第十一條の八」に改める。

第十一條の四中「第九條の第三項」を「第九條の第三項」に改める。

第十一條の九第一項中「十五歳」を「十三歳」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第二項第二号及び第四項中「十五歳」を「十三歳」に改め、同条を第十一條の十とする。

第十一條の八中「十萬五千円」を「十一萬円」に改め、同条を第十一條の九とする。

第十一條の七中「居住者の自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために支払った生命保険料(保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払った保険料で命令で定めるものを除く。)」を「居住者が左に掲げる契約(保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。)のために支払った保険料又は掛金(以下生命保険料という。)(に、「生命保険契約に基く」を「当該契約に基く」に改め、「剰余金の分配」の下に「若しくは割りもどし金の割りもどし」を加え、「生命保険契約に基く」を「当該契約に基く」に改め、「受ける剰余金」の下に「若しくは割りもどしを受ける割りもどし金」を加え、「保険料の払込み」を「生命保険料の払込み」に改め、「当該剰余金」の下に「又は割りもどし金」を加え、「二万五千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約(保険期間が五年に満たない生命保険契約で命令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。)

二 簡易生命保険法第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約

三 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同

組合の締結した生命共済に係る契約その他命令で定めるこれに類する共済に係る契約

第十一條の七の次に次の一条を加える。

(損害保険料控除)

第十一條の八 居住者が損害保険契約等(自己若しくはその配偶者その他の親族が常時居住の用に供する家屋又はこれらの者の生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものを被保険又は共済の目的とするものに限る。)のために支払った保険料又は掛金(以下損害保険料という。)がある場合においては、その支払った損害保険料の金額(その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもつて損害保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額。以下同じ。)を、左の各号に

二九二

掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を限度として、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。(この控除額を損害保険料控除額という。)

一 その者の支払った損害保険料の金額のうち保険期間又は共済期間が十五年以上の契約(以下本項において長期損害保険契約等という。)に係るものがある場合 五千円(長期損害保険契約等以外の契約に係る損害保険料の金額が二千元をこえ、かつ、長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額が三千円未満である場合においては、二千元と長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額との合計額)

二 その者の支払った損害保険料の金額のうち長期損害保険契約等に係るものがない場合 二千元

前項に規定する損害保険契約等とは、左に掲げる契約をいう。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外

国保険事業者の締結した損害保険契約(当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。)

二 農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他命令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第十二条中「十二万円」を「十二万円」に改める。

第十二条の二中「前七条」を「前八条」に改め、「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第十三条第二項中「前八条」を「前九条」に改める。

第十五条の六中「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第十八条第一項中「又は匿名組合契約等」を「匿名組合契約等」に改め、「利益の分配」の下に「又は同項に規定する報酬若しくは料金を」、「百分の二十」の下に「(当該報酬又は料金については、百分の十)」を加える。

第二十二條の二第五項、第二十三條第五項第八号、第二十五條第二項及び第二十五條の三第一項中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第二十六條第一項第二号ロ及び第三項第十号中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加え、同条第四項中「第十一條の七又は」を

「第十一條の七、第十一條の八第一項又は」に、「書類又は」を「書類、その年中に支払つた損害保険料の金額その他第十一條の八第一項の規定の適用に關し必要な事項を証する書類又は」に改める。

第二十六條の二第一項第八号、第二十八條及び第二十九條第六項中「生命保険料控除額」の下に、「損害保険料控除額」を加える。

第三十八條第一項中「給与の支払をなす際」の下に「(法人が利益又は剰余金の処分により支出する給与その他命令で定める賞与については、その支払の確定した日から一年を経過した日までに支払がなされないときは、当該一年を経過した日において、以下第五項において同じ。)」を

加え、同項第一号中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、同条第二項中「十五歳」を「十三歳」に、「千五百円」を「千円」に、「五十円」を「三十円」に改め、同条第五項中「第十一條の九」を「第十一條の十」に、「十五歳」を「十三歳」に、「三千五百円」を「四千円」に、「百二十円」を「百三十円」に改める。

第三十九條第一項中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、同条第四項中「生命保険料の金額」の下に、「第十一條の八第一項の規定により控除を受ける損害保険料の金額」を加え、「第十一條の七の規定に係る」を「第十一條の七及び第十一條の八第一項の規定に係る」に改める。

第四十條第一項第二号中「及び第十一條の七の規定により控除を認められる生命保険料の金額」を「並びに第十一條の七及び第十一條の八第一項の規定により控除を認められる生命保険料及び損害保険料の金額」に、「第十一條の八第一項又は第十一條の九」を「第十一條の九第一項又は第十一條の十」に改める。

第四十一條第一項中「百分の二十」の下に「(同条第五項に規定する法人に対して支払をなす同項に規定する報酬又は料金については、百分の十)」を加える。

第四十二條第三項中「生命保険契約」を「生命保険契約等で命令で定めるもの」に改める。

第五十三條中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第六十一條第一項第四号中「第四十二條」を「第一條第五項に規定する報酬若しくは料金又は第四十二條」に、「賞金又は」を「賞金若しくは」に改め、同項第八号中「法人」の下に「又は不動産業者(命令で定めるものに限る。以下同じ。である個人)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「保険会社」を「損害保険会社」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第十一條の八第二項第二号に規定する建物更生共済に係る契約その他これに類する契約に基づく給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十一條に次の一項を加える。

第九條第一項第三号に規定する資産の売買(地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。)のあつせんをなす不動産業者は、命令の定めるところにより、当該あつせんに係る資産の取引金額その他必要な事項を記載した調書を政府に提出しなければならない。

第六十二條第一項第三号中「第十一條の九」を「第十一條の十」に改め、「生命保険料の金額」の下に、「第十一條の八第一項の規定により控除を受けた損害保険料の金額」を加える。

第六十三條第二号中「計算書」の下に、「調書」を加える。

第七十條第六号中「第六十一條第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書」を「第六十一條第一項から第三項までに規定する支払調書、計算書若しくは調書」に改め、「計算書」の下に、「調書」を加える。

別表第一及び別表第二の注中「貸付金」を「貸付金」に改め、「貸付金」を「貸付金」に改め、別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得
税源泉徴収額表)イ 月 額 表
甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												
円 14,200	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の6%に相当 する金額
14,200	14,400	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969
14,400	14,600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989
14,600	14,800	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,008
14,800	15,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,027
15,000	15,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,046
15,200	15,400	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065
15,400	15,600	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085
15,600	15,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,104
15,800	16,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,123
16,000	16,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,142
16,200	16,400	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161
16,400	16,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,181
16,600	16,800	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200
16,800	17,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,219
17,000	17,200	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,238
17,200	17,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257
17,400	17,600	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,277
17,600	17,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307
17,800	18,000	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348
18,000	18,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
18,200	18,400	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430
18,400	18,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,472
18,600	18,800	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513
18,800	19,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,554
19,000	19,200	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,595
19,200	19,400	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,636
19,400	19,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,678
19,600	19,800	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,719
19,800	20,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760
20,000	20,200	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,801
20,200	20,400	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
20,400	20,600	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,884
20,600	20,800	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,925
20,800	21,000	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,966
21,000	21,400	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
21,400	21,800	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090
21,800	22,200	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172
22,200	22,600	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,254
22,600	23,000	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,337
23,000	23,400	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,419
23,400	23,800	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502
23,800	24,200	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,584
24,200	24,600	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,666
24,600	25,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,749
25,000	25,400	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,825

昭和三十三年三月三十一日 参議院会議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,400	25,800	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901
25,800	26,200	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,977
26,200	26,600	810	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,053
26,600	27,000	840	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,129
27,000	27,400	880	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,205
27,400	27,800	910	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,281
27,800	28,200	940	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,357
28,200	28,600	970	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,433
28,600	29,000	1,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,509
29,000	29,400	1,040	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,585
29,400	29,800	1,070	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,661
29,800	30,200	1,100	280	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3,737
30,200	30,600	1,130	310	40	0	0	0	0	0	0	0	0	3,813
30,600	31,000	1,160	330	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,889
31,000	31,400	1,200	360	90	0	0	0	0	0	0	0	0	3,965
31,400	31,800	1,230	380	120	0	0	0	0	0	0	0	0	4,042
31,800	32,200	1,260	410	140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,118
32,200	32,600	1,290	430	170	0	0	0	0	0	0	0	0	4,194
32,600	33,000	1,320	460	190	0	0	0	0	0	0	0	0	4,270
33,000	33,600	1,360	490	220	0	0	0	0	0	0	0	0	4,346
33,600	34,200	1,410	530	260	0	0	0	0	0	0	0	0	4,422
34,200	34,800	1,460	570	300	30	0	0	0	0	0	0	0	4,498
34,800	35,400	1,510	610	340	70	0	0	0	0	0	0	0	4,574
35,400	36,000	1,590	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0	4,650
36,000	36,600	1,680	700	430	160	0	0	0	0	0	0	0	4,726
36,600	37,200	1,760	750	470	200	0	0	0	0	0	0	0	4,802
37,200	37,800	1,840	810	510	250	0	0	0	0	0	0	0	4,878
37,800	38,400	1,920	860	560	290	20	0	0	0	0	0	0	4,954
38,400	39,000	2,000	920	600	330	70	0	0	0	0	0	0	5,030
39,000	39,600	2,080	970	640	380	110	0	0	0	0	0	0	5,106
39,600	40,200	2,160	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0	0	5,182
40,200	40,800	2,240	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0	0	5,258
40,800	41,400	2,320	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0	0	5,334
41,400	42,000	2,400	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0	0	5,410
42,000	42,600	2,490	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0	0	5,486
42,600	43,200	2,570	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0	0	5,562
43,200	43,800	2,650	1,350	1,010	680	410	150	0	0	0	0	0	5,638
43,800	44,400	2,730	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0	0	5,714
44,400	45,000	2,810	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0	0	5,790
45,000	45,600	2,890	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0	0	5,866
45,600	46,200	2,970	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0	0	5,942
46,200	46,800	3,050	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0	0	6,018
46,800	47,400	3,130	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0	0	6,094
47,400	48,000	3,210	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0	0	6,170
48,000	48,600	3,300	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0	0	6,246
48,600	49,200	3,380	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0	0	6,322
49,200	49,800	3,460	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0	0	6,398
49,800	50,400	3,540	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0	0	6,474
50,400	51,000	3,620	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0	0	6,550
51,000	52,000	3,730	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0	0	6,626

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,000	53,000	3,860	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0	0	10,372
53,000	54,000	4,000	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0	0	10,737
54,000	55,000	4,130	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0	0	11,102
55,000	56,000	4,270	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0	0	11,467
56,000	57,000	4,400	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10	0	11,832
57,000	58,000	4,540	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90	0	12,197
58,000	59,000	4,670	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160	0	12,562
59,000	60,000	4,810	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230	0	12,927
60,000	61,000	4,940	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300	40	13,292
61,000	62,000	5,080	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370	110	13,673
62,000	63,000	5,210	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450	180	14,138
63,000	64,000	5,380	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520	250	14,593
64,000	65,000	5,560	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590	320	15,013
65,000	66,000	5,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660	400	15,433
66,000	67,000	5,920	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750	470	15,853
67,000	68,000	6,100	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840	540	16,273
68,000	69,000	6,280	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930	610	16,693
69,000	70,000	6,480	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030	700	17,100
70,000	71,000	6,680	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130	800	17,500
71,000	72,000	6,880	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230	900	17,900
72,000	73,000	7,080	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330	1,000	18,300
73,000	74,000	7,280	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430	1,100	18,700
74,000	75,000	7,480	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550	1,200	19,100
75,000	76,000	7,680	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	19,500
76,000	77,000	7,880	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850	1,400	19,900
77,000	78,000	8,080	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	20,300
78,000	79,000	8,280	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	20,700
79,000	80,000	8,480	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	21,100
80,000	81,000	8,680	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	21,500
81,000	82,000	8,930	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640	2,140	21,900
82,500	84,000	9,230	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	22,500
84,000	85,500	9,530	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090	2,590	23,100
85,500	87,000	9,830	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310	2,810	23,700
87,000	88,500	10,130	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540	3,040	24,417
88,500	90,000	10,480	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760	3,260	25,158
90,000	91,500	10,850	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990	3,490	25,833
91,500	93,000	11,230	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210	3,710	26,508
93,000	94,500	11,600	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440	3,940	27,183
94,500	96,000	11,980	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660	4,160	27,858
96,000	97,500	12,350	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890	4,390	28,523
97,500	99,000	12,730	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110	4,610	29,208
99,000	100,500	13,100	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360	4,840	29,883
100,500	102,000	13,480	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660	5,060	30,558
102,000	103,500	13,850	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960	5,300	31,233
103,500	105,000	14,230	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260	5,600	31,908
105,000	106,500	14,600	12,310	11,480	10,650	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560	5,900	32,583
106,500	108,000	14,980	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860	6,200	33,258
108,000	109,500	15,350	13,060	12,230	11,400	10,560	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160	6,500	33,933
109,500	111,000	15,730	13,440	12,600	11,770	10,940	10,130	9,470	8,800	8,130	7,460	6,800	34,608
111,000	112,500	16,100	13,810	12,980	12,150	11,310	10,480	9,770	9,100	8,430	7,760	7,100	35,283

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	16,480	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060	7,400	35,958
114,000	115,500	16,850	14,560	13,730	12,900	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360	7,700	36,633
115,500	117,000	17,230	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660	8,000	37,358
117,000	118,500	17,600	15,310	14,480	13,650	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960	8,300	38,183
118,500	120,000	17,980	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260	8,600	39,008
120,000	121,500	18,350	16,060	15,230	14,400	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560	8,900	39,833
121,500	123,000	18,760	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860	9,200	40,658
123,000	124,500	19,210	16,810	15,980	15,150	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160	9,500	41,417
124,500	126,000	19,660	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520	9,800	42,167
126,000	128,000	20,180	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960	10,150	42,917
128,000	130,000	20,780	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460	10,620	43,917
130,000	132,000	21,380	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960	11,120	44,917
132,000	134,000	21,980	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460	11,620	45,917
134,000	136,000	22,580	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960	12,120	46,917
136,000	138,000	23,180	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	47,917
138,000	140,000	23,780	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	48,917
140,000	142,000	24,380	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	49,917
142,000	144,000	24,980	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	50,917
144,000	146,000	25,580	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	51,917
146,000	148,000	26,180	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	52,917
148,000	150,000	26,780	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	53,917
150,000	152,000	27,380	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	54,917
152,000	154,000	27,980	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	55,917
154,000	156,000	28,580	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	56,917
156,000	158,000	29,180	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	57,917
158,000	160,000	29,780	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	58,917
160,000	162,000	30,380	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	59,917
162,000	164,000	30,980	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	60,917
164,000	166,000	31,580	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	61,917
166,000	168,000	32,180	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	62,917
168,000	170,000	32,780	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	63,917
170,000	172,000	33,380	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	64,917
172,000	174,000	34,050	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	65,900
174,000	176,000	34,750	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	66,800
176,000	178,000	35,450	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	67,700
178,000	180,000	36,150	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	68,650
180,000	182,000	36,850	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	69,750
182,000	184,000	37,550	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	70,850
184,000	186,000	38,250	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	71,950
186,000	188,000	38,950	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	73,050
188,000	190,000	39,650	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	74,150
190,000	192,000	40,350	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	75,250
192,000	194,000	41,050	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	76,350
194,000	196,000	41,750	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	77,450
196,000	198,000	42,450	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	78,550
198,000	200,000	43,150	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	79,650

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
200,000 円	43,500 ^円	40,290 ^円	39,120 ^円	37,960 ^円	36,790 ^円	35,620 ^円	34,460 ^円	33,330 ^円	32,330 ^円	31,330 ^円	30,330 ^円	80,750 ^円
200,000円をこ え230,000円に 満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											80,750 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額
230,000 円	54,000 ^円	50,790 ^円	49,620 ^円	48,460 ^円	47,290 ^円	46,120 ^円	44,960 ^円	43,830 ^円	42,830 ^円	41,830 ^円	40,830 ^円	94,250 ^円
230,000円をこ え355,000円に 満たない金額	230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円 をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,250 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 230,000 円を こえる金額の 60% に相当す る金額を加算 した金額
355,000 円	104,000 ^円	100,790 ^円	99,620 ^円	98,460 ^円	97,290 ^円	96,120 ^円	94,960 ^円	93,830 ^円	92,830 ^円	91,830 ^円	90,830 ^円	156,750 ^円
355,000円をこ え522,000円に 満たない金額	355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円 をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											156,750 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 355,000 円を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額
522,000 円	179,150 ^円	175,940 ^円	174,770 ^円	173,610 ^円	172,440 ^円	171,270 ^円	170,110 ^円	168,980 ^円	167,980 ^円	166,980 ^円	165,980 ^円	248,600 ^円
522,000円をこ える金額	522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											248,600 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 522,000 円を こえる金額の 60% に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこ える 1 人ごとに 500 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円

(a) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と その者が申告した扶養親族等の数に応じ

て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(ロ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに500円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,400	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,400	21,800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,800	22,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,200	22,600	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,600	23,000	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,400	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,400	23,800	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,800	24,200	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,200	24,600	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,600	25,000	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,400	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	25,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,800	26,200	290	20	0	0	0	0	0	0	0	0
26,200	26,600	320	50	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	340	80	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	370	100	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	390	130	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	420	150	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	440	180	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	470	200	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	500	230	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	520	250	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	550	280	10	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	570	310	40	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	600	330	60	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	620	360	90	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	680	410	140	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	710	430	170	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	740	460	190	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,600	780	490	220	0	0	0	0	0	0	0
33,600	34,200	830	530	260	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,800	880	570	300	30	0	0	0	0	0	0
34,800	35,400	930	610	340	70	0	0	0	0	0	0
35,400	36,000	980	650	380	120	0	0	0	0	0	0
36,000	36,600	1,030	700	430	160	0	0	0	0	0	0
36,600	37,200	1,090	750	470	200	0	0	0	0	0	0
37,200	37,800	1,140	810	510	250	0	0	0	0	0	0
37,800	38,400	1,200	860	560	290	20	0	0	0	0	0
38,400	39,000	1,250	920	600	330	70	0	0	0	0	0
39,000	39,600	1,300	970	640	380	110	0	0	0	0	0
39,600	40,200	1,360	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0
40,200	40,800	1,410	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0
40,800	41,400	1,470	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0
41,400	42,000	1,530	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0
42,000	42,600	1,610	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0
42,600	43,200	1,690	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0
43,200	43,800	1,770	1,350	1,010	680	410	140	0	0	0	0
43,800	44,400	1,850	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0
44,400	45,000	1,930	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0
45,000	45,600	2,020	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,600	46,200	2,100	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0
46,200	46,800	2,180	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0
46,800	47,400	2,260	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0
47,400	48,000	2,340	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0
48,000	48,600	2,420	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0
48,600	49,200	2,500	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0
49,200	49,800	2,580	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0
49,800	50,400	2,660	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0
50,400	51,000	2,740	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0
51,000	52,000	2,850	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0
52,000	53,000	2,990	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0
53,000	54,000	3,120	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0
54,000	55,000	3,260	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0
55,000	56,000	3,390	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0
56,000	57,000	3,530	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10
57,000	58,000	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90
58,000	59,000	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160
59,000	60,000	3,930	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230
60,000	61,000	4,070	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300
61,000	62,000	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370
62,000	63,000	4,340	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450
63,000	64,000	4,470	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520
64,000	65,000	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590
65,000	66,000	4,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660
66,000	67,000	4,880	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750
67,000	68,000	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840
68,000	69,000	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,650	1,270	930
69,000	70,000	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,370	1,030
70,000	71,000	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450	1,950	1,470	1,130
71,000	72,000	5,720	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,600	1,230
72,000	73,000	5,920	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750	1,330
73,000	74,000	6,120	5,450	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,430
74,000	75,000	6,320	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,050	1,550
75,000	76,000	6,520	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700
76,000	77,000	6,720	6,050	5,380	4,850	4,350	3,850	3,350	2,850	2,350	1,850
77,000	78,000	6,920	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000
78,000	79,000	7,120	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150
79,000	80,000	7,320	6,650	5,980	5,320	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	2,300
80,000	81,000	7,520	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950	2,450
81,000	82,500	7,770	7,100	6,430	5,770	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640
82,500	84,000	8,070	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860
84,000	85,500	8,370	7,700	7,030	6,370	5,700	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090
85,500	87,000	8,670	8,000	7,330	6,670	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310
87,000	88,500	8,970	8,300	7,630	6,970	6,300	5,630	5,040	4,540	4,040	3,540
88,500	90,000	9,270	8,600	7,930	7,270	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760
90,000	91,500	9,570	8,900	8,230	7,570	6,900	6,230	5,570	4,990	4,490	3,990
91,500	93,000	9,870	9,200	8,530	7,870	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210
93,000	94,500	10,170	9,500	8,830	8,170	7,500	6,830	6,170	5,500	4,940	4,440
94,500	96,000	10,520	9,800	9,130	8,470	7,800	7,130	6,470	5,800	5,160	4,660
96,000	97,500	10,900	10,100	9,430	8,770	8,100	7,430	6,770	6,100	5,430	4,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,500	99,000	11,270	10,440	9,730	9,070	8,400	7,730	7,070	6,400	5,730	5,110
99,000	100,500	11,650	10,810	10,030	9,370	8,700	8,030	7,370	6,700	6,030	5,360
100,500	102,000	12,020	11,190	10,350	9,670	9,000	8,330	7,670	7,000	6,330	5,660
102,000	103,500	12,400	11,560	10,730	9,970	9,300	8,630	7,970	7,300	6,630	5,960
103,500	105,000	12,770	11,940	11,100	10,270	9,600	8,930	8,270	7,600	6,930	6,260
105,000	106,500	13,150	12,310	11,480	10,640	9,900	9,230	8,570	7,900	7,230	6,560
106,500	108,000	13,520	12,690	11,850	11,020	10,200	9,530	8,870	8,200	7,530	6,860
108,000	109,500	13,900	13,060	12,230	11,390	10,560	9,830	9,170	8,500	7,830	7,160
109,500	111,000	14,270	13,440	12,600	11,770	10,940	10,130	9,470	8,800	8,130	7,460
111,000	112,500	14,650	13,810	12,980	12,140	11,310	10,480	9,770	9,100	8,430	7,760
112,500	114,000	15,020	14,190	13,350	12,520	11,690	10,850	10,070	9,400	8,730	8,060
114,000	115,500	15,400	14,560	13,730	12,890	12,060	11,230	10,390	9,700	9,030	8,360
115,500	117,000	15,770	14,940	14,100	13,270	12,440	11,600	10,770	10,000	9,330	8,660
117,000	118,500	16,150	15,310	14,480	13,640	12,810	11,980	11,140	10,310	9,630	8,960
118,500	120,000	16,520	15,690	14,850	14,020	13,190	12,350	11,520	10,690	9,930	9,260
120,000	121,500	16,900	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	9,560
121,500	123,000	17,270	16,440	15,600	14,770	13,940	13,100	12,270	11,440	10,600	9,860
123,000	124,500	17,650	16,810	15,980	15,140	14,310	13,480	12,640	11,810	10,980	10,160
124,500	126,000	18,020	17,190	16,350	15,520	14,690	13,850	13,020	12,190	11,350	10,520
126,000	128,000	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960
128,000	130,000	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460
130,000	132,000	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460	13,620	12,790	11,960
132,000	134,000	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460
134,000	136,000	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460	14,620	13,790	12,960
136,000	138,000	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960	15,120	14,290	13,460
138,000	140,000	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960
140,000	142,000	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960	16,120	15,290	14,460
142,000	144,000	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460	16,620	15,790	14,960
144,000	146,000	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960	17,120	16,290	15,460
146,000	148,000	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460	17,620	16,790	15,960
148,000	150,000	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030	18,120	17,290	16,460
150,000	152,000	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630	18,630	17,790	16,960
152,000	154,000	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230	19,230	18,290	17,460
154,000	156,000	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830	19,830	18,830	17,960
156,000	158,000	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430	20,430	19,430	18,460
158,000	160,000	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030	21,030	20,030	19,030
160,000	162,000	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630	21,630	20,630	19,630
162,000	164,000	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230	22,230	21,230	20,230
164,000	166,000	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830	22,830	21,830	20,830
166,000	168,000	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430	23,430	22,430	21,430
168,000	170,000	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030	24,030	23,030	22,030
170,000	172,000	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630	24,630	23,630	22,630
172,000	174,000	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230	25,230	24,230	23,230
174,000	176,000	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830	25,830	24,830	23,830
176,000	178,000	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430	26,430	25,430	24,430
178,000	180,000	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030	27,030	26,030	25,030
180,000	182,000	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630	27,630	26,630	25,630
182,000	184,000	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230	28,230	27,230	26,230
184,000	186,000	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830	28,830	27,830	26,830
186,000	188,000	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430	29,430	28,430	27,430

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
188,000	190,000	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030	30,030	29,030	28,030
190,000	192,000	38,310	37,140	35,970	34,810	33,640	32,630	31,630	30,630	29,630	28,630
192,000	194,000	39,010	37,840	36,670	35,510	34,340	33,230	32,230	31,230	30,230	29,230
194,000	196,000	39,710	38,540	37,370	36,210	35,040	33,870	32,830	31,830	30,830	29,830
196,000	198,000	40,410	39,240	38,070	36,910	35,740	34,570	33,430	32,430	31,430	30,430
198,000	200,000	41,110	39,940	38,770	37,610	36,440	35,270	34,110	33,030	32,030	31,030
200,000円		41,460	40,290	39,120	37,960	36,790	35,620	34,460	33,330	32,330	31,330
200,000円をこえ 230,000円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000円をこえ る金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
230,000円		円 51,960	円 50,790	円 49,620	円 48,460	円 47,290	円 46,120	円 44,960	円 43,830	円 42,830	円 41,830
230,000円をこえ 355,000円に満た ない金額		230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円をこえ る金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
355,000円		円 101,960	円 100,790	円 99,620	円 98,460	円 97,290	円 96,120	円 94,960	円 93,830	円 92,830	円 91,830
355,000円をこえ 522,000円に満た ない金額		355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
522,000円		円 177,110	円 175,940	円 174,770	円 173,610	円 172,440	円 171,270	円 170,110	円 168,980	円 167,980	円 166,980
522,000円をこえ る金額		522,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 522,000 円をこえ る金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごと に 500 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
		扶 養 親 族 等 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以 上	未 満	税 額											額	額		
円 520円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
540	550	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
550	560	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
560	570	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
570	580	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
590	600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
610	620	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
620	630	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
630	640	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
640	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
650	660	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
660	670	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
670	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
680	690	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
690	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
700	710	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
710	720	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
720	730	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
730	740	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
740	750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
750	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
780	800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
800	820	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
820	840	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
840	860	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
860	880	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
880	900	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
900	920	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
920	940	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
940	960	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
960	980	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
980	1,000	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,000	1,020	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,020	1,040	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,040	1,060	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,060	1,080	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	0
1,080	1,100	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0
1,100	1,120	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0
1,120	1,140	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0
1,140	1,160	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,160	1,180	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0

昭和三十九年三月三十一日 参議院会議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,180	1,200	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,200	1,220	55	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	179	0
1,220	1,240	55	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	184	0
1,240	1,260	60	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	189	0
1,260	1,280	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	195	0
1,280	1,300	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,300	1,320	70	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	205	0
1,320	1,340	70	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0	211	0
1,340	1,360	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	216	0
1,360	1,380	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	221	0
1,380	1,400	80	40	25	20	10	0	0	0	0	0	0	227	0
1,400	1,440	85	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	232	0
1,440	1,480	90	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	242	0
1,480	1,520	95	50	35	25	15	10	0	0	0	0	0	254	0
1,520	1,560	100	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0	269	0
1,560	1,600	105	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	283	0
1,600	1,640	110	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0	298	3
1,640	1,680	115	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0	312	6
1,680	1,720	120	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0	327	9
1,720	1,760	125	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0	342	12
1,760	1,800	130	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0	356	15
1,800	1,840	135	90	75	55	45	30	20	15	5	0	0	371	17
1,840	1,880	140	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0	385	20
1,880	1,920	150	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0	400	23
1,920	1,960	155	105	90	75	55	45	30	20	10	5	0	415	26
1,960	2,000	160	115	95	80	60	45	35	25	15	5	0	429	29
2,000	2,040	165	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0	444	32
2,040	2,080	170	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5	459	36
2,080	2,120	175	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5	478	39
2,120	2,160	185	135	115	100	85	65	50	40	30	20	10	495	43
2,160	2,200	190	140	125	105	90	70	55	40	30	20	10	512	46
2,200	2,240	195	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15	529	50
2,240	2,280	205	150	135	115	100	85	65	50	40	25	15	545	54
2,280	2,320	210	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20	562	57
2,320	2,360	220	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25	578	61
2,360	2,400	230	170	150	135	120	100	85	65	50	40	30	594	64
2,400	2,440	235	175	155	140	125	105	90	75	55	45	30	610	68
2,440	2,480	245	185	165	145	130	115	95	80	65	45	35	626	74
2,480	2,520	250	190	170	155	135	120	100	85	70	50	40	642	79
2,520	2,560	260	200	175	160	140	125	110	90	75	60	45	658	84
2,560	2,600	270	205	185	165	150	130	115	95	80	65	50	674	90
2,600	2,640	275	215	190	170	155	135	120	105	85	70	55	690	95
2,640	2,700	285	225	200	180	160	145	130	110	95	75	60	706	101
2,700	2,760	300	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70	730	109
2,760	2,820	310	250	225	205	180	160	145	130	110	95	80	754	117
2,820	2,880	320	260	240	215	195	170	155	140	120	105	85	778	125
2,880	2,940	335	275	250	230	205	185	165	145	130	115	95	803	133
2,940	3,000	345	285	260	240	220	195	175	155	140	120	105	833	141
3,000	3,060	360	295	275	250	230	205	185	165	150	130	115	860	149
3,060	3,120	375	310	285	265	240	220	195	175	155	140	125	887	157

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,120	3,180	390	320	300	275	255	230	210	185	165	150	130	914	165
3,180	3,240	405	335	310	290	265	245	220	200	175	160	140	941	174
3,240	3,300	420	345	320	300	280	255	235	210	190	165	150	968	183
3,300	3,360	435	360	335	310	290	265	245	220	200	180	160	995	192
3,360	3,420	450	375	350	325	300	280	255	235	210	190	170	1,022	201
3,420	3,480	465	390	365	335	315	290	270	245	225	200	180	1,049	210
3,480	3,540	480	405	380	350	325	305	280	260	235	215	190	1,076	219
3,540	3,600	495	420	395	365	340	315	295	270	250	225	205	1,103	228
3,600	3,660	510	435	410	380	350	325	305	280	260	240	215	1,130	237
3,660	3,720	525	450	425	395	365	340	315	295	270	250	225	1,157	249
3,720	3,780	540	465	440	410	380	355	330	305	285	260	240	1,184	261
3,780	3,840	555	480	455	425	395	370	340	320	295	275	250	1,211	273
3,840	3,900	570	495	470	440	410	385	355	330	310	285	265	1,239	285
3,900	3,960	585	510	485	455	425	400	370	345	320	300	275	1,272	297
3,960	4,020	600	525	500	470	440	415	385	360	330	310	285	1,305	309
4,020	4,080	615	540	515	485	455	430	400	375	345	320	300	1,338	321
4,080	4,140	635	555	530	500	470	445	415	390	360	335	310	1,370	333
4,140	4,200	655	570	545	515	485	460	430	405	375	345	325	1,400	345
4,200	4,260	670	585	560	530	500	475	445	420	390	360	335	1,430	357
4,260	4,320	690	600	575	545	515	490	460	435	405	375	350	1,460	369
4,320	4,380	705	615	590	560	530	505	475	450	420	390	365	1,490	381
4,380	4,440	725	635	605	575	545	520	490	465	435	405	380	1,520	393
4,440	4,500	745	650	620	590	560	535	505	480	450	420	395	1,550	405
4,500	4,560	765	670	640	605	580	550	525	495	465	440	410	1,580	417
4,560	4,660	790	695	660	630	600	570	545	515	485	460	430	1,620	433
4,660	4,740	810	720	685	655	620	590	565	535	505	480	450	1,660	449
4,740	4,820	835	745	710	675	645	610	585	555	525	500	470	1,700	466
4,820	4,900	860	770	735	700	665	635	605	575	545	520	490	1,740	486
4,900	4,980	885	790	760	725	690	655	625	595	565	540	510	1,780	506
4,980	5,060	910	815	780	750	715	680	650	615	585	560	530	1,820	526
5,060	5,140	930	840	805	775	740	705	670	640	605	580	550	1,860	546
5,140	5,220	955	865	830	795	765	730	695	660	630	600	570	1,900	566
5,220	5,300	980	890	855	820	785	755	720	685	655	620	590	1,940	586
5,300	5,380	1,005	910	880	845	810	775	745	710	675	645	610	1,980	606
5,380	5,460	1,030	935	900	870	835	800	770	735	700	665	635	2,020	626
5,460	5,540	1,050	960	925	895	860	825	790	760	725	690	655	2,060	646
5,540	5,620	1,075	985	950	915	885	850	815	780	750	715	680	2,100	666
5,620	5,700	1,100	1,010	975	940	905	875	840	805	775	740	705	2,140	686
5,700	5,780	1,125	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765	730	2,180	706
5,780	5,860	1,150	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785	755	2,218	726
5,860	5,940	1,180	1,080	1,045	1,015	980	945	910	880	845	810	775	2,254	746
5,940	6,020	1,210	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835	800	2,292	766
6,020	6,100	1,235	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	895	860	825	2,336	786
6,100	6,180	1,265	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885	850	2,380	806
6,180	6,260	1,290	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905	875	2,424	826
6,260	6,340	1,320	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930	895	2,468	846
6,340	6,420	1,350	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955	920	2,512	870
6,420	6,500	1,375	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,015	980	945	2,556	894

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上 未 満	税 額													
6,500 円	円 1,390	円 1,285	円 1,245	円 1,205	円 1,165	円 1,125	円 1,090	円 1,060	円 1,025	円 990	円 955	円 2,600	円 918	
6,500 円をこえ 7,670 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,600円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	918 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,670 円	円 1,800	円 1,695	円 1,655	円 1,615	円 1,575	円 1,535	円 1,500	円 1,470	円 1,435	円 1,400	円 1,365	円 3,126	円 1,327	
7,670 円をこえ 11,840 円に満 たない金額	7,670 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額												3,126円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,327円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,670 円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,840 円	円 3,470	円 3,365	円 3,325	円 3,285	円 3,245	円 3,205	円 3,170	円 3,140	円 3,105	円 3,070	円 3,035	円 5,211	円 2,995	
11,840 円をこ え 17,390 円に 満たない金額	11,840 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,211円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,995円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,840 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
17,390 円	円 5,965	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565	円 5,530	円 8,263	円 5,492	
17,390 円をこ える金額	17,390 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,390 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,263円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	5,492円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,390円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額												従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当すること 17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき 17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(イ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (何)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は135円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ハ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
760	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,360	1,380	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	40	25	15	10	0	0	0	0	0
1,400	1,440	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,440	1,480	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0
1,480	1,520	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0
1,520	1,560	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0
1,560	1,600	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0
1,600	1,640	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0
1,640	1,680	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0
1,680	1,720	90	75	60	45	35	20	15	5	0	0
1,720	1,760	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0
1,760	1,800	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0
1,800	1,840	110	90	75	55	45	30	20	15	5	0
1,840	1,880	115	95	80	65	45	35	25	15	5	0
1,880	1,920	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0

日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920	1,960	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5
1,960	2,000	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5
2,000	2,040	135	120	100	85	65	50	40	30	20	10
2,040	2,080	140	125	105	90	75	55	45	30	20	10
2,080	2,120	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15
2,120	2,160	150	135	115	100	85	65	50	40	25	20
2,160	2,200	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20
2,200	2,240	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25
2,240	2,280	165	150	135	115	100	85	65	50	40	25
2,280	2,320	175	155	140	120	105	90	70	55	40	30
2,320	2,360	180	160	145	130	110	95	80	60	45	35
2,360	2,400	190	170	150	135	120	100	85	65	50	40
2,400	2,440	195	175	155	140	125	105	90	75	55	45
2,440	2,480	205	185	165	145	130	115	95	80	60	45
2,480	2,520	215	190	170	150	135	120	100	85	70	50
2,520	2,560	220	200	175	160	140	125	110	90	75	60
2,560	2,600	230	205	185	165	150	130	115	95	80	65
2,600	2,640	235	215	190	170	155	135	120	105	85	70
2,640	2,700	245	225	200	180	160	145	130	110	95	75
2,700	2,760	260	235	215	190	170	155	135	120	105	85
2,760	2,820	270	250	225	205	180	160	145	130	110	95
2,820	2,880	285	260	240	215	195	170	155	140	120	105
2,880	2,940	295	275	250	230	205	185	165	145	130	115
2,940	3,000	305	285	260	240	215	195	175	155	140	120
3,000	3,060	320	295	275	250	230	205	185	165	150	130
3,060	3,120	330	310	285	265	240	220	195	175	155	140
3,120	3,180	345	320	300	275	255	230	210	185	165	150
3,180	3,240	360	335	310	290	265	245	220	200	175	160
3,240	3,300	375	345	320	300	275	255	235	210	190	165
3,300	3,360	390	360	335	310	290	265	245	220	200	175
3,360	3,420	405	375	350	325	300	280	255	235	210	190
3,420	3,480	420	390	365	335	315	290	270	245	225	200
3,480	3,540	435	405	380	350	325	305	280	260	235	215
3,540	3,600	450	420	395	365	335	315	295	270	250	225
3,600	3,660	465	435	410	380	350	325	305	280	260	235
3,660	3,720	480	450	425	395	365	340	315	295	270	250
3,720	3,780	495	465	440	410	380	355	330	305	285	260
3,780	3,840	510	480	455	425	395	370	340	320	295	275
3,840	3,900	525	495	470	440	410	385	355	330	310	285
3,900	3,960	540	510	485	455	425	400	370	345	320	295
3,960	4,020	555	525	500	470	440	415	385	360	330	310
4,020	4,080	570	540	515	485	455	430	400	375	345	320
4,080	4,140	585	555	530	500	470	445	415	390	360	335
4,140	4,200	600	570	545	515	485	460	430	405	375	345
4,200	4,260	615	585	560	530	500	475	445	420	390	360
4,260	4,320	630	600	575	545	515	490	460	435	405	375
4,320	4,380	650	615	590	560	530	505	475	450	420	390
4,380	4,440	665	635	605	575	545	520	490	465	435	405
4,440	4,500	685	650	620	590	560	535	505	480	450	420
4,500	4,580	705	670	640	605	580	550	525	495	465	440

ロ 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,580	4,660	730	695	660	630	600	570	545	515	485	460
4,660	4,740	755	720	685	650	620	590	565	535	505	480
4,740	4,820	775	745	710	675	645	610	585	555	525	500
4,820	4,900	800	770	735	700	665	635	605	575	545	520
4,900	4,980	825	790	760	725	690	655	625	595	565	540
4,980	5,060	850	815	780	750	715	680	650	615	585	560
5,060	5,140	875	840	805	770	740	705	670	640	605	580
5,140	5,220	895	865	830	795	765	730	695	660	630	600
5,220	5,300	920	890	855	820	785	755	720	685	650	620
5,300	5,380	945	910	880	845	810	775	745	710	675	645
5,380	5,460	970	935	900	870	835	800	770	735	700	665
5,460	5,540	995	960	925	890	860	825	790	760	725	690
5,540	5,620	1,015	985	950	915	885	850	815	780	750	715
5,620	5,700	1,040	1,010	975	940	905	875	840	805	770	740
5,700	5,780	1,065	1,030	1,000	965	930	895	865	830	795	765
5,780	5,860	1,090	1,055	1,020	990	955	920	890	855	820	785
5,860	5,940	1,115	1,080	1,045	1,010	980	945	910	880	845	810
5,940	6,020	1,140	1,105	1,070	1,035	1,005	970	935	900	870	835
6,020	6,100	1,170	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	890	860
6,100	6,180	1,195	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	915	885
6,180	6,260	1,225	1,185	1,145	1,110	1,075	1,040	1,010	975	940	905
6,260	6,340	1,250	1,215	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930
6,340	6,420	1,280	1,240	1,200	1,165	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955
6,420	6,500	1,310	1,270	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,010	980
6,500円		1,320	1,285	1,245	1,205	1,165	1,125	1,090	1,060	1,025	990
6,500円をこえ 7,670円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金 額の35%に相当する金額を加算した金額										
7,670円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,730	1,695	1,655	1,615	1,575	1,535	1,500	1,470	1,435	1,400	
7,670円をこえ 11,840円に満た ない金額	7,670円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,670円をこえる 金額の40%に相当する金額を加算した金額										
11,840円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,400	3,365	3,325	3,285	3,245	3,205	3,170	3,140	3,105	3,070	
11,840円をこえ 17,390円に満た ない金額	11,840円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,840円をこえる 金額の45%に相当する金額を加算した金額										

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満	税 額									
17,390 円	円 5,895	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,635	円 5,600	円 5,565
17,390 円をこえる金額	17,390 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,390 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 18 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 35 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人 以上			
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
36,200	円未満	39,100	円未満	42,100	円未満	45,000	円未満	48,000	円未満	3,000	円未満
36,200	38,300	39,100	41,400	42,100	44,600	45,000	47,700	48,000	50,800	3,000	5,000
38,300	40,700	41,400	44,000	44,600	47,300	47,700	50,700	50,800	54,000	5,000	7,500
40,700	43,400	44,000	46,800	47,300	50,300	50,700	53,700	54,000	56,800	7,500	10,000
43,400	47,800	46,800	51,100	50,300	54,400	53,700	56,500	56,800	59,500	10,000	13,000
47,800	53,300	51,100	56,400	54,400	59,000	56,500	61,600	59,500	64,100	13,000	16,200
53,300	57,700	56,400	60,100	59,000	62,600	61,600	65,100	64,100	67,900	16,200	16,900
57,700	62,300	60,100	64,900	62,600	67,600	65,100	70,600	67,900	73,800	16,900	23,300
62,300	74,300	64,900	77,100	67,600	79,900	70,600	82,600	73,800	85,400	23,300	29,700
74,300	81,100	77,100	84,100	79,900	87,100	82,600	90,200	85,400	93,200	29,700	31,100
81,100	91,300	84,100	94,000	87,100	96,700	90,200	99,300	93,200	102,200	31,100	39,300
91,300	99,300	94,000	102,200	96,700	105,100	99,300	108,000	102,200	110,900	39,300	41,100
99,300	108,700	102,200	111,900	105,100	115,100	108,000	118,300	110,900	121,400	41,100	43,100
108,700	122,900	111,900	125,700	115,100	128,500	118,300	131,300	121,400	134,000	43,100	55,300
122,900	134,100	125,700	137,100	128,500	140,200	131,300	143,200	134,000	146,200	55,300	57,900
134,100	158,000	137,100	160,700	140,200	163,300	143,200	166,000	146,200	168,700	57,900	76,300
158,000	171,700	160,700	174,600	163,300	177,500	166,000	180,400	168,700	183,300	76,300	79,800
171,700	188,100	174,600	191,300	177,500	194,400	180,400	197,600	183,300	200,800	79,800	83,700
188,100	213,200	191,300	216,000	194,400	218,800	197,600	221,500	200,800	224,300	83,700	104,500
213,200	232,600	216,000	235,600	218,800	238,700	221,500	241,700	224,300	244,700	104,500	109,500
232,600	304,700	235,600	307,300	238,700	310,000	241,700	312,700	244,700	315,300	109,500	157,800
304,700	331,200	307,300	334,100	310,000	337,000	312,700	339,900	315,300	342,800	157,800	165,100
331,200	362,700	334,100	365,900	337,000	369,000	339,900	372,200	342,800	375,400	165,100	173,200
362,700	456,300	365,900	459,000	369,000	461,800	372,200	464,600	375,400	467,400	173,200	237,100
456,300	497,700	459,000	500,800	461,800	503,800	464,600	506,800	467,400	509,800	237,100	248,400
497,700円以上		500,800円以上		503,800円以上		506,800円以上		509,800円以上		248,400円以上	

額を求める。

り。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規定

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ													
	扶 養 親 族													
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 控													
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	11,300	円未満	20,500	円未満	28,800	円未満	27,200	円未満	30,200	円未満		33,200	円未満	
2	11,300	12,100	20,500	21,900	28,800	25,400	27,200	28,900	30,200	32,000	33,200	35,100		
4	12,100	13,000	21,900	23,400	25,400	27,200	28,900	30,700	32,000	34,000	35,100	37,300		
6	13,000	13,900	23,400	25,200	27,200	29,200	30,700	32,700	34,000	36,300	37,300	39,800		
8	13,900	24,600	25,200	32,500	29,200	34,900	32,700	38,000	36,300	41,300	39,800	44,600		
10	24,600	30,200	32,500	37,800	34,900	40,000	38,000	44,000	41,300	47,100	44,600	50,400		
12	30,200	32,800	37,800	41,700	40,000	45,100	44,000	48,500	47,100	52,000	50,400	55,200		
14	32,800	51,400	41,700	58,100	45,100	58,600	48,500	58,600	52,000	58,600	55,200	59,600		
16	51,400	55,900	58,100	62,000	58,600	64,200	58,600	66,400	58,600	68,800	59,600	71,500		
18	55,900	59,900	62,000	66,400	64,200	68,900	66,400	72,000	68,800	75,000	71,500	78,000		
20	59,900	70,700	66,400	78,000	68,900	80,700	72,000	83,300	75,000	86,000	78,000	88,700		
22	70,700	76,800	78,000	84,800	80,700	87,700	83,300	90,600	86,000	93,500	88,700	96,400		
24	76,800	84,100	84,800	92,900	87,700	96,000	90,600	99,200	93,500	102,400	96,400	105,600		
26	84,100	101,400	92,900	109,000	96,000	111,800	99,200	114,600	102,400	117,400	105,600	120,100		
28	101,400	110,600	109,000	118,900	111,800	122,000	114,600	125,000	117,400	128,000	120,100	131,100		
30	110,600	137,300	118,900	144,700	122,000	147,300	125,000	150,000	128,000	152,700	131,100	155,300		
32	137,300	149,300	144,700	157,200	147,300	160,100	150,000	163,000	152,700	165,900	155,300	168,800		
34	149,300	163,500	157,200	172,200	160,100	175,400	163,000	178,600	165,900	181,700	168,800	184,900		
36	163,500	191,700	172,200	199,300	175,400	202,100	178,600	204,900	181,700	207,600	184,900	210,400		
38	191,700	209,100	199,300	217,400	202,100	220,500	204,900	223,500	207,600	226,500	210,400	229,500		
40	209,100	284,000	217,400	291,300	220,500	294,000	223,500	296,700	226,500	299,300	229,500	302,000		
42	284,000	308,700	291,300	316,700	294,000	319,600	296,700	322,500	299,300	325,400	302,000	328,300		
44	308,700	338,100	316,700	346,800	319,600	350,000	322,500	353,200	325,400	356,300	328,300	359,500		
46	338,100	434,700	346,800	442,400	350,000	445,100	353,200	447,900	356,300	450,700	359,500	453,500		
48	434,700	474,200	442,400	482,600	445,100	485,600	447,900	488,600	450,700	491,700	453,500	494,700		
50	474,200	円以上	482,600	円以上	485,600	円以上	488,600	円以上	491,700	円以上	494,700	円以上		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢 13 歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの 1 人を除いたもの）をい

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかった場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給

定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か

扶養親族の数に及び、それぞれその扶養親族 1 人につき 5,000 円又は 4,000 円を控除した金額に及び、扶養親族

に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別表第六の備考(3)を次のように改める。

- (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、次の(イ)から(ロ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までに掲げる金額
- (イ) その生命保険料の金額が20,000円までの場合 その全額
- (ロ) その生命保険料の金額が20,000円をこえ50,000円までの場合 その金額の2分の1に相当する金額と10,000円との合計額
- (ハ) その生命保険料の金額が50,000円をこえる場合 35,000円
- 別表第六の備考(3)の次に次のように加える。
- (4) 申告された損害保険料の金額がある場合には、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

- (イ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがある場合 その金額(その金額が^{10,000}5,000円をこえる場合には、^{10,000}5,000円)。ただし、当該長期損害保険契約等以外の契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、当該長期損害保険契約等に係る金額が^{3,000}3,000円未満である場合には、2,000円と当該長期損害保険契約等に係る金額との合計額とする。
- (ロ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがない場合 その金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
- 別表第六の備考(4)中「第十一条の八」を「第十一条の九」に、「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。
- 別表第六の附表を次のように改める。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
171,880	円未満	121,500	円未満	220,000	221,000	160,000	270,000	271,000
171,880	172,000	121,500	221,000	222,000	160,800	271,000	272,000	200,800
172,000	173,000	121,600	222,000	223,000	161,600	272,000	273,000	201,600
173,000	174,000	122,400	223,000	224,000	162,400	273,000	274,000	202,400
174,000	175,000	123,200	224,000	225,000	163,200	274,000	275,000	203,200
175,000	176,000	124,000	225,000	226,000	164,000	275,000	276,000	204,000
176,000	177,000	124,800	226,000	227,000	164,800	276,000	277,000	204,800
177,000	178,000	125,600	227,000	228,000	165,600	277,000	278,000	205,600
178,000	179,000	126,400	228,000	229,000	166,400	278,000	279,000	206,400
179,000	180,000	127,200	229,000	230,000	167,200	279,000	280,000	207,200
180,000	181,000	128,000	230,000	231,000	168,000	280,000	281,000	208,000
181,000	182,000	128,800	231,000	232,000	168,800	281,000	282,000	208,800
182,000	183,000	129,600	232,000	233,000	169,600	282,000	283,000	209,600
183,000	184,000	130,400	233,000	234,000	170,400	283,000	284,000	210,400
184,000	185,000	131,200	234,000	235,000	171,200	284,000	285,000	211,200
185,000	186,000	132,000	235,000	236,000	172,000	285,000	286,000	212,000
186,000	187,000	132,800	236,000	237,000	172,800	286,000	287,000	212,800
187,000	188,000	133,600	237,000	238,000	173,600	287,000	288,000	213,600
188,000	189,000	134,400	238,000	239,000	174,400	288,000	289,000	214,400
189,000	190,000	135,200	239,000	240,000	175,200	289,000	290,000	215,200
190,000	191,000	136,000	240,000	241,000	176,000	290,000	291,000	216,000
191,000	192,000	136,800	241,000	242,000	176,800	291,000	292,000	216,800
192,000	193,000	137,600	242,000	243,000	177,600	292,000	293,000	217,600
193,000	194,000	138,400	243,000	244,000	178,400	293,000	294,000	218,400
194,000	195,000	139,200	244,000	245,000	179,200	294,000	295,000	219,200
195,000	196,000	140,000	245,000	246,000	180,000	295,000	296,000	220,000
196,000	197,000	140,800	246,000	247,000	180,800	296,000	297,000	220,800
197,000	198,000	141,600	247,000	248,000	181,600	297,000	298,000	221,600
198,000	199,000	142,400	248,000	249,000	182,400	298,000	299,000	222,400
199,000	200,000	143,200	249,000	250,000	183,200	299,000	300,000	223,200
200,000	201,000	144,000	250,000	251,000	184,000	300,000	301,000	224,000
201,000	202,000	144,800	251,000	252,000	184,800	301,000	302,000	224,800
202,000	203,000	145,600	252,000	253,000	185,600	302,000	303,000	225,600
203,000	204,000	146,400	253,000	254,000	186,400	303,000	304,000	226,400
204,000	205,000	147,200	254,000	255,000	187,200	304,000	305,000	227,200
205,000	206,000	148,000	255,000	256,000	188,000	305,000	306,500	228,000
206,000	207,000	148,800	256,000	257,000	188,800	306,500	308,000	229,200
207,000	208,000	149,600	257,000	258,000	189,600	308,000	309,500	230,400
208,000	209,000	150,400	258,000	259,000	190,400	309,500	311,000	231,600
209,000	210,000	151,200	259,000	260,000	191,200	311,000	312,500	232,800
210,000	211,000	152,000	260,000	261,000	192,000	312,500	314,000	234,000
211,000	212,000	152,800	261,000	262,000	192,800	314,000	315,500	235,200
212,000	213,000	153,600	262,000	263,000	193,600	315,500	317,000	236,400
213,000	214,000	154,400	263,000	264,000	194,400	317,000	318,500	237,600
214,000	215,000	155,200	264,000	265,000	195,200	318,500	320,000	238,800
215,000	216,000	156,000	265,000	266,000	196,000	320,000	321,500	240,000
216,000	217,000	156,800	266,000	267,000	196,800	321,500	323,000	241,200
217,000	218,000	157,600	267,000	268,000	197,600	323,000	324,500	242,400
218,000	219,000	158,400	268,000	269,000	198,400	324,500	326,000	243,600
219,000	220,000	159,200	269,000	270,000	199,200	326,000	327,500	244,800

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
327,500	329,000	246,000	402,500	404,000	306,000	477,500	479,000	371,750
329,000	330,500	247,200	404,000	405,500	307,200	479,000	480,500	373,100
330,500	332,000	248,400	405,500	407,000	308,400	480,500	482,000	374,450
332,000	333,500	249,600	407,000	408,500	309,600	482,000	483,500	375,800
333,500	335,000	250,800	408,500	410,000	310,800	483,500	485,000	377,150
335,000	336,500	252,000	410,000	411,500	312,000	485,000	486,500	378,500
336,500	338,000	253,200	411,500	413,000	313,200	486,500	488,000	379,850
338,000	339,500	254,400	413,000	414,500	314,400	488,000	489,500	381,200
339,500	341,000	255,600	414,500	416,000	315,600	489,500	491,000	382,550
341,000	342,500	256,800	416,000	417,500	316,800	491,000	492,500	383,900
342,500	344,000	258,000	417,500	419,000	318,000	492,500	494,000	385,250
344,000	345,500	259,200	419,000	420,500	319,200	494,000	495,500	386,600
345,500	347,000	260,400	420,500	422,000	320,450	495,500	497,000	387,950
347,000	348,500	261,600	422,000	423,500	321,800	497,000	498,500	389,300
348,500	350,000	262,800	423,500	425,000	323,150	498,500	500,000	390,650
350,000	351,500	264,000	425,000	426,500	324,500	500,000	501,500	392,000
351,500	353,000	265,200	426,500	428,000	325,850	501,500	503,000	393,350
353,000	354,500	266,400	428,000	429,500	327,200	503,000	504,500	394,700
354,500	356,000	267,600	429,500	431,000	328,550	504,500	506,000	396,050
356,000	357,500	268,800	431,000	432,500	329,900	506,000	507,500	397,400
357,500	359,000	270,000	432,500	434,000	331,250	507,500	509,000	398,750
359,000	360,500	271,200	434,000	435,500	332,600	509,000	510,500	400,100
360,500	362,000	272,400	435,500	437,000	333,950	510,500	512,000	401,450
362,000	363,500	273,600	437,000	438,500	335,300	512,000	513,500	402,800
363,500	365,000	274,800	438,500	440,000	336,650	513,500	515,000	404,150
365,000	366,500	276,000	440,000	441,500	338,000	515,000	516,500	405,500
366,500	368,000	277,200	441,500	443,000	339,350	516,500	518,000	406,850
368,000	369,500	278,400	443,000	444,500	340,700	518,000	519,500	408,200
369,500	371,000	279,600	444,500	446,000	342,050	519,500	521,000	409,550
371,000	372,500	280,800	446,000	447,500	343,400	521,000	522,500	410,900
372,500	374,000	282,000	447,500	449,000	344,750	522,500	524,000	412,250
374,000	375,500	283,200	449,000	450,500	346,100	524,000	525,500	413,600
375,500	377,000	284,400	450,500	452,000	347,450	525,500	527,000	414,950
377,000	378,500	285,600	452,000	453,500	348,800	527,000	528,500	416,300
378,500	380,000	286,800	453,500	455,000	350,150	528,500	530,000	417,650
380,000	381,500	288,000	455,000	456,500	351,500	530,000	532,000	419,000
381,500	383,000	289,200	456,500	458,000	352,850	532,000	534,000	420,800
383,000	384,500	290,400	458,000	459,500	354,200	534,000	536,000	422,600
384,500	386,000	291,600	459,500	461,000	355,550	536,000	538,000	424,400
386,000	387,500	292,800	461,000	462,500	356,900	538,000	540,000	426,200
387,500	389,000	294,000	462,500	464,000	358,250	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	295,200	464,000	465,500	359,600	542,000	544,000	429,800
390,500	392,000	296,400	465,500	467,000	360,950	544,000	546,000	431,600
392,000	393,500	297,600	467,000	468,500	362,300	546,000	548,000	433,400
393,500	395,000	298,800	468,500	470,000	363,650	548,000	550,000	435,200
395,000	396,500	300,000	470,000	471,500	365,000	550,000	552,000	437,000
396,500	398,000	301,200	471,500	473,000	366,350	552,000	554,000	438,800
398,000	399,500	302,400	473,000	474,500	367,700	554,000	556,000	440,600
399,500	401,000	303,600	474,500	476,000	369,050	556,000	558,000	442,400
401,000	402,500	304,800	476,000	477,500	370,400	558,000	560,000	444,200

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
560,000	562,000	446,000	650,000	652,000	527,000	740,000	742,000	608,000
562,000	564,000	447,800	652,000	654,000	528,800	742,000	744,000	609,800
564,000	566,000	449,600	654,000	656,000	530,600	744,000	746,000	611,600
566,000	568,000	451,400	656,000	658,000	532,400	746,000	748,000	613,400
568,000	570,000	453,200	658,000	660,000	534,200	748,000	750,000	615,200
570,000	572,000	455,000	660,000	662,000	536,000	750,000	752,000	617,000
572,000	574,000	456,800	662,000	664,000	537,800	752,000	754,000	618,800
574,000	576,000	458,600	664,000	666,000	539,600	754,000	756,000	620,600
576,000	578,000	460,400	666,000	668,000	541,400	756,000	758,000	622,400
578,000	580,000	462,200	668,000	670,000	543,200	758,000	760,000	624,200
580,000	582,000	464,000	670,000	672,000	545,000	760,000	762,000	626,000
582,000	584,000	465,800	672,000	674,000	546,800	762,000	764,000	627,800
584,000	586,000	467,600	674,000	676,000	548,600	764,000	766,000	629,600
586,000	588,000	469,400	676,000	678,000	550,400	766,000	768,000	631,400
588,000	590,000	471,200	678,000	680,000	552,200	768,000	770,000	633,200
590,000	592,000	473,000	680,000	682,000	554,000	770,000	772,000	635,000
592,000	594,000	474,800	682,000	684,000	555,800	772,000	774,000	636,800
594,000	596,000	476,600	684,000	686,000	557,600	774,000	776,000	638,600
596,000	598,000	478,400	686,000	688,000	559,400	776,000	778,000	640,400
598,000	600,000	480,200	688,000	690,000	561,200	778,000	780,000	642,200
600,000	602,000	482,000	690,000	692,000	563,000	780,000	782,000	644,000
602,000	604,000	483,800	692,000	694,000	564,800	782,000	784,000	645,800
604,000	606,000	485,600	694,000	696,000	566,600	784,000	786,000	647,600
606,000	608,000	487,400	696,000	698,000	568,400	786,000	788,000	649,400
608,000	610,000	489,200	698,000	700,000	570,200	788,000	790,000	651,200
610,000	612,000	491,000	700,000	702,000	572,000	790,000	792,000	653,000
612,000	614,000	492,800	702,000	704,000	573,800	792,000	794,000	654,800
614,000	616,000	494,600	704,000	706,000	575,600	794,000	796,000	656,600
616,000	618,000	496,400	706,000	708,000	577,400	796,000	798,000	658,400
618,000	620,000	498,200	708,000	710,000	579,200	798,000	800,000	660,200
620,000	622,000	500,000	710,000	712,000	581,000	800,000	802,000	662,000
622,000	624,000	501,800	712,000	714,000	582,800	802,000	804,000	663,800
624,000	626,000	503,600	714,000	716,000	584,600	804,000	806,000	665,600
626,000	628,000	505,400	716,000	718,000	586,400	806,000	808,000	667,400
628,000	630,000	507,200	718,000	720,000	588,200	808,000	810,000	669,200
630,000	632,000	509,000	720,000	722,000	590,000	810,000	812,000	671,000
632,000	634,000	510,800	722,000	724,000	591,800	812,000	814,000	672,800
634,000	636,000	512,600	724,000	726,000	593,600	814,000	816,000	674,600
636,000	638,000	514,400	726,000	728,000	595,400	816,000	818,000	676,400
638,000	640,000	516,200	728,000	730,000	597,200	818,000	820,000	678,200
640,000	642,000	518,000	730,000	732,000	599,000	820,000円以上		給与の金額から140,000円を控除した金額
642,000	644,000	519,800	732,000	734,000	600,800			
644,000	646,000	521,600	734,000	736,000	602,600			
646,000	648,000	523,400	736,000	738,000	604,400			
648,000	650,000	525,200	738,000	740,000	606,200			

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

三三〇

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十三年分の所得税の所得控除等に係る特例)

第三条 昭和三十三年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる

新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九條第一項第五号	イ 収入金額が四十二万以下である場合 二万円と当該収入金額から二万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ 収入金額が四十二万円をこえ八十二万円以下である場合 合 十万円と当該収入金額から四十二万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ 収入金額が八十二万円をこえる場合 十四万円	イ 収入金額が四十一万七千五百円以下である場合 一万七千五百円と当該収入金額から一万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ 収入金額が四十一万七千五百円をこえ七十一万七千五百円以下である場合 九万七千五百円と当該収入金額から四十一万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ 収入金額が七十一万七千五百円をこえ八十一万七千五百円以下である場合 十二万七千五百円と当該収入金額から七十一万七千五百円を控除した金額の十分の〇・七五に相当する金額との合計額 ニ 収入金額が八十一万七千五百円をこえる場合 十三万五千円
第十一條の二第二項 第一号	十五万円	十四万三千八百円
第十一條の二第三項 第一号	十二万円	十一万三千八百円
第十一條の七	九万円	八万六千三百円
第十一條の八第一項	二万円	一万八千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円
	二万円	三千八百円
	三万円	三万一千二百円
	五万円	七万五千円

第十一条の第十四項	十三歳以上	扶養親族とする者に限るものとする。
第十二条	毎年	十五歳以上、十四歳、十三歳又は十三歳未満
第四十条第一項第二号	十二万円	昭和三十九年
別表第六の附表	十一万七千五百円	所得税法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)附則別表第二

別表第六の備考(一)	別表第六の備考(二)	別表第六の備考(三)
20,000円	10,000円	35,000円
10,000円	5,000円	2,000円
5,000円	2,000円	1,000円
2,000円	1,000円	500円
1,000円	500円	300円
500円	300円	200円
300円	200円	100円

(法人が支払を受ける報酬又は料金等に対する所得税の課税に係る経過規定)

第四条 新法第一号第三項第三号及び第五号(同項第三号に規定する生命保険契約等に基づき受ける年金に係る部分に限る。)又は同条第五項、第十八条第一項及び第四十一条第一項(新法第一号第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十九年六月一日以後に支払を受けるべき当該年金又は報酬若しくは料金について適用する。

(昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例)

第五条 昭和三十九年分の所得税に ついては、新法第二十一条の第二項に規定する予定納税基準額

は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一 納税義務者の昭和三十八年分の所得金額に対する同年分の所得税の税額(同年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二十一条の第二項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法

律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、同年分の所得につき旧法第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額の合計額(旧法第十七条第一項に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額又は調整所得金額(昭和三十八年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、旧法第二十一条の第二項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算した金額。以下この条において「課税総所得金額」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定に該当する扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第一の甲欄に掲げる控除金額

2 昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎となつた前項第二号に規定する扶養親族のうち昭和三十八年十二月三十一日における年齢が十二歳以上十四歳以下であつた扶養親族を有する納税義務者の同項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等及び当該扶養親族の年齢の別に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

3 昭和三十八年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一条の二第二項又は第三項の規定の

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

三三二

適用を受けた納税義務者の第一項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。 一 旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 当該納税義務者の昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等及び当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の昭和三十八年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第一の内欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額 二 旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者 当該納税義務者の昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額に当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額 4 昭和三十八年分の所得税につき旧法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。 (給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定) 第六条 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十九年四月一日以後に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算について適用し、同日前に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算については、なお従前の例による。 2 新法第三十八条第一項及び第五項(同条第一項に規定する利益又は剰余金の処分により支出する賞	額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額に当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額 4 昭和三十八年分の所得税につき旧法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。 (給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定) 第六条 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十九年四月一日以後に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算について適用し、同日前に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算については、なお従前の例による。 2 新法第三十八条第一項及び第五項(同条第一項に規定する利益又は剰余金の処分により支出する賞	与その他命令で定める賞与に対する所得税の源泉徴収の期日に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に支払の確定した当該賞与でこの法律の施行の際まだ支払われていないものについても適用する。この場合においては、同条第一項中「その支払の確定した日」とあるのは、「昭和三十九年四月一日」とする。 3 附則第三条の規定により読み替へられた新法第四十条の規定並びに附則第三条の規定により読み替へられた新法別表第六(附表を除く。)及び附則別表第二は、昭和三十九年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。 (退職所得に対する源泉徴収に係る経過規定) 第七条 昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものに対する所得税の源	泉徴収については、なお従前の例による。 (給与所得者の扶養控除等申告書の提出に係る経過規定) 第八条 扶養親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合において、これらの者が次の各号に掲げる者に該当するときは、これらの者に対する附則第三条の規定により読み替へられた新法第二十一条の十第一項第二号及び第二項第二号並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間(当該各号に掲げる者に該当する者が当該各号に規定する新法第三十九条第二項の規定による申告書(以下「新法の乙表適用者等に係る異動申告書」という。)を提出した日後の期間を除く。)は、附則第三条の規定により読み替へられた新法第二十一条の十第一項第二号ロ中「一人とし、年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする	る。」とあるのは「一人とする。」と、同条第二項第二号中「限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。」とあるのは「限る。」とする。 一 昭和三十九年四月一日前に旧法第二十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替へられた新法第二十一条の十第二項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出すべきこととなる者 二 昭和三十九年四月一日前に旧法第二十一条の九第二項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は
--	---	---	--	--

第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第一項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出することができることとなる者

2 前項第一号に規定する者(昭和

三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に新法の乙表適用者等に係る異動申告書を提出した者を除く。)に対する新法第三十九条第二項の規定の適用については、同年六月一日から当該申告書を提出する日までの間は、附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第二項第二号の規定の適用を受ける旨を記載した新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出したものとみなす。

(申告書の公示に係る経過規定)

第九条 新法第五十三条の規定は、この法律の施行後に同条の規定に

該当する事実が生じた場合について適用する。

(支払調書等の提出に係る経過規定)

第十条 新法第六十一条第一項第四号(新法第一条第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。)、第六号又は第九号(同号に規定する不動産業者である個人に係る部分に限る。)の規定は、昭和

三十九年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する報酬若しくは料金、給付又は資産の貸付等若しくは譲渡に対する対価について適用し、同条第三項の規定は、同日以後のあつせんに係る同

項に規定する資産の売買(地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。))について適用する。

(施行日前に出国した者に係る更正の請求)

第十一条 昭和三十九年四月一日前に昭和三十九年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項

後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年

法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は

第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日まで

に、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ

ることができる。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和

三十九年四月一日」とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十二条 昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができ

る。

2 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職所得に係る源泉徴収を除く。))及び還付(当該請求に係る還

付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、昭和三十九年七月一日からその還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

税の税額から控除する金額の表)

控 除 す る 金 額				乙 附則第五條第二項 の規定により控除する 金額		丙 附則第五條第三項 第一号の規定により控 除する金額		丁 附則第五條第四項 第二号の規定により 控除する金額	
の 数				扶 養 親 族 の 年 齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は 13歳	14歳	19歳以外 の年齢	19歳		
額				1 人 当 た り 控 除 金 額					
全 額	全 額	全 額	全 額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
全全全	全全全	全全全	全全全	600	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
4,230	4,630	5,240	5,640	600	900	1,600	1,600	1,000	1,000
4,540	4,830			700	1,000	1,800	1,800	1,200	1,200
				750	1,120	2,010	2,010	1,260	1,260
				750	1,120	2,010	4,600	1,260	1,260
4,540	5,040	5,550	5,840	750	1,120	2,010	4,800	1,260	1,260
4,540	5,040	5,550	6,050	750	1,120	2,010	5,010	1,260	1,260
5,040	5,540	6,050	6,550	750	1,120	2,010	5,010	1,260	1,260
5,540	6,040	6,550	7,050	1,000	1,370	2,510	5,510	1,760	1,760
6,040	6,540	7,050	7,550	1,130	1,680	3,010	6,010	1,880	1,880
6,800	7,040	7,550	8,050	1,130	1,680	3,010	6,510	1,880	1,880
6,800	7,560	8,320	8,550	1,130	1,680	3,010	7,010	1,880	1,880
6,800	7,560	8,320	9,080	1,130	1,680	3,010	7,510	1,880	1,880
7,300	8,060	8,820	9,580	1,130	1,680	3,010	7,510	1,880	1,880
7,800	8,560	9,320	10,080	1,370	1,930	3,510	8,010	2,380	2,380
8,300	9,060	9,820	10,580	1,500	2,240	4,010	8,510	2,510	2,510
9,070	9,560	10,320	11,080	1,500	2,240	4,010	9,010	2,510	2,510
9,070	10,080	11,090	11,580	1,500	2,240	4,010	9,510	2,510	2,510
9,070	10,080	11,090	12,100	1,500	2,240	4,010	10,010	2,510	2,510
9,570	10,580	11,590	12,600	1,500	2,240	4,010	10,010	2,510	2,510
10,070	11,080	12,090	13,100	1,750	2,490	4,510	10,510	3,010	3,010
10,570	11,580	12,590	13,600	1,880	2,800	5,010	11,010	3,140	3,140
11,340	12,080	13,090	14,100	1,880	2,800	5,010	11,510	3,140	3,140
11,340	12,600	13,860	14,600	1,880	2,800	5,010	12,010	3,140	3,140
11,340	12,600	13,860	15,130	1,880	2,800	5,010	12,510	3,140	3,140
11,840	13,100	14,360	15,630	1,800	2,800	5,010	12,510	3,140	3,140
12,340	13,600	14,860	16,130	2,120	3,050	5,510	13,010	3,640	3,640
12,840	14,100	15,360	16,630	2,250	3,360	6,020	13,510	3,770	3,770
13,610	14,600	15,860	17,130	2,250	3,360	6,020	14,010	3,770	3,770
13,610	15,120	16,640	17,630	2,250	3,360	6,020	14,510	3,770	3,770
13,610	15,120	16,640	18,150	2,250	3,360	6,020	15,020	3,770	3,770
14,110	15,620	17,140	18,650	2,250	3,360	6,020	15,020	3,770	3,770
14,610	16,120	17,640	19,150	2,500	3,610	6,520	15,520	4,270	4,270
15,110	16,620	18,140	19,650	2,630	3,920	7,020	16,020	4,390	4,390
15,870	17,120	18,640	20,150	2,630	3,920	7,020	16,520	4,390	4,390
15,870	17,640	19,410	20,650	2,630	3,920	7,020	17,020	4,390	4,390
15,870	17,640	19,410	21,180	2,630	3,920	7,020	17,520	4,390	4,390
16,370	18,140	19,910	21,680	2,630	3,920	7,020	17,520	4,390	4,390
16,870	18,640	20,410	22,180	2,870	4,170	7,520	18,020	4,890	4,890
17,370	19,140	20,910	22,680	3,000	4,480	8,020	18,520	5,020	5,020
18,140	19,640	21,410	23,180	3,000	4,480	8,020	19,020	5,020	5,020
18,140	20,160	22,180	23,680	3,000	4,480	8,020	19,520	5,020	5,020
18,140	20,160	22,180	24,200	3,000	4,480	8,020	20,020	5,020	5,020
18,640	20,660	22,680	24,700	3,000	4,480	8,020	20,020	5,020	5,020
19,140	21,160	23,180	25,200	3,250	4,730	8,520	20,520	5,520	5,520
19,640	21,660	23,680	25,700	3,380	5,040	9,020	21,020	5,650	5,650
20,410	22,160	24,180	26,200	3,380	5,040	9,020	21,520	5,650	5,650
20,410	22,680	24,950	26,700	3,380	5,040	9,020	22,020	5,650	5,650
20,410	22,680	24,950	27,230	3,380	5,040	9,020	22,520	5,650	5,650
20,910	23,180	25,450	27,730	3,380	5,040	9,020	22,520	5,650	5,650

附則別表第一 昭和39年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表（附則第五条の規定により昭和38年分の所得

(一)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附 則 第 五 条 第 一 項 第 二 号 の 規 定 に よ り									
総所得金額等		扶 養 親 族 等									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			
以 上	未 満	控 除 金									
円	円	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
85,000	100,000	800	1,200	1,610	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
100,000	110,000	1,000	1,510	1,810	2,210	2,620	3,220	3,620	4,030	4,430	
110,000	120,000	1,000	1,510	2,010	2,520	2,820	3,020	3,530	3,820	4,030	
120,000	130,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	4,530	5,030	
130,000	140,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	4,530	5,030	
140,000	150,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	4,530	5,030	
150,000	200,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	4,530	5,030	
200,000	210,000	1,500	2,260	2,510	3,020	3,520	4,030	4,530	5,030	5,530	
210,000	220,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,020	4,530	5,290	6,050	6,810	
220,000	230,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,810	7,570	
230,000	240,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,810	7,570	
240,000	250,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,810	7,570	
250,000	500,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,810	7,570	
500,000	510,000	2,000	3,010	3,520	4,280	5,030	5,790	6,550	7,310	8,070	
510,000	520,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	9,070	10,080	
520,000	530,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	9,070	10,080	
530,000	540,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	9,070	10,080	
540,000	550,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	9,070	10,080	
550,000	800,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	9,070	10,080	
800,000	810,000	2,500	3,760	4,520	5,530	6,540	7,550	8,560	9,570	10,580	
810,000	820,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,040	8,050	9,060	10,070	11,080	
820,000	830,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	11,340	12,600	
830,000	840,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	11,340	12,600	
840,000	850,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	11,340	12,600	
850,000	1,200,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	11,340	12,600	
1,200,000	1,210,000	3,000	4,520	5,530	6,790	8,050	9,310	10,580	11,840	13,100	
1,210,000	1,220,000	3,000	4,520	6,030	7,550	8,550	9,810	11,080	12,340	13,600	
1,220,000	1,230,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	13,600	15,110	
1,230,000	1,240,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	13,600	15,110	
1,240,000	1,250,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	13,600	15,110	
1,250,000	1,800,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	13,600	15,110	
1,800,000	1,810,000	3,500	5,270	6,530	8,050	9,560	11,080	12,590	14,100	15,610	
1,810,000	1,820,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,080	11,580	13,090	14,590	16,100	
1,820,000	1,830,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,590	15,100	16,610	
1,830,000	1,840,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,590	15,100	16,610	
1,840,000	1,850,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,590	15,100	16,610	
1,850,000	2,500,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,590	15,100	16,610	
2,500,000	2,510,000	4,000	6,020	7,540	9,300	11,070	12,840	14,610	16,380	18,150	
2,510,000	2,520,000	4,000	6,020	8,040	10,060	11,570	13,340	15,110	16,620	18,150	
2,520,000	2,530,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,610	17,120	18,630	
2,530,000	2,540,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,610	17,120	18,630	
2,540,000	2,550,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,610	17,120	18,630	
2,550,000	4,000,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,610	17,120	18,630	
4,000,000	4,010,000	4,500	6,770	8,540	10,560	12,580	14,600	16,620	18,640	20,660	
4,010,000	4,020,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,080	15,100	17,120	19,140	21,180	
4,020,000	4,030,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,660	21,700	
4,030,000	4,040,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,660	21,700	
4,040,000	4,050,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,660	21,700	
4,050,000	6,000,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,610	17,630	19,660	21,700	
6,000,000	6,010,000	5,000	7,530	9,550	11,820	14,090	16,360	18,640	20,910	23,180	

控除する金額				乙 附則第五条第二項 の規定により控除する 金額		丙 附則第五条第三項 第一号の規定により控 除する金額		丁 附則第五条第 三項第二号の規定 により控除する金 額	
の 数				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は 13歳	14歳	19歳以外 の年齢	19歳		
額				1 人 当 た り 控 除 金 額					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,410	23,680	25,950	28,230	3,620	5,290	9,520	23,020		6,150
21,910	24,180	26,450	28,730	3,750	5,600	10,030	23,520		6,280
22,680	24,680	26,950	29,230	3,750	5,600	10,030	24,020		6,280
22,680	25,200	27,730	29,730	3,750	5,600	10,030	24,520		6,280
22,680	25,200	27,730	30,250	3,750	5,600	10,030	25,030		6,280
23,180	25,700	28,230	30,750	3,750	5,600	10,030	25,030		6,280
23,680	26,200	28,730	31,250	4,000	5,850	10,530	25,530		6,780
24,180	26,700	29,230	31,750	4,130	6,160	11,030	26,030		6,900
24,940	27,200	29,730	32,250	4,130	6,160	11,030	26,530		6,900
24,940	27,720	30,500	32,750	4,130	6,160	11,030	27,030		6,900
24,940	27,720	30,500	33,280	4,130	6,160	11,030	27,530		6,900
25,440	28,220	31,000	33,780	4,130	6,160	11,030	27,530		6,900
25,940	28,720	31,500	34,280	4,370	6,410	11,530	28,030		7,400
26,440	29,220	32,000	34,780	4,500	6,720	12,030	28,530		7,530
27,210	29,720	32,500	35,280	4,500	6,720	12,030	29,030		7,530
27,210	30,240	33,270	35,780	4,500	6,720	12,030	29,530		7,530
27,210	30,240	33,270	36,300	4,500	6,720	12,030	30,030		7,530
27,710	30,740	33,770	36,800	4,500	6,720	12,030	30,030		7,530
28,210	31,240	34,270	37,300	4,750	6,970	12,530	30,530		8,030
28,710	31,740	34,770	37,800	4,880	7,280	13,030	31,030		8,160
29,480	32,240	35,270	38,300	4,880	7,280	13,030	31,530		8,160
29,480	32,760	36,040	38,800	4,880	7,280	13,030	32,030		8,160
29,480	32,760	36,040	39,330	4,880	7,280	13,030	32,530		8,160
29,980	33,260	36,540	39,830	4,880	7,280	13,030	32,530		8,160
30,480	33,760	37,040	40,330	5,120	7,530	13,530	33,030		8,660
30,980	34,260	37,540	40,830	5,250	7,840	14,040	33,530		8,790
31,750	34,760	38,040	41,330	5,250	7,840	14,040	34,030		8,790
31,750	35,280	38,820	41,830	5,250	7,840	14,040	34,530		8,790
31,750	35,280	38,820	42,350	5,250	7,840	14,040	35,040		8,790
32,250	35,780	39,320	42,850	5,250	7,840	14,040	35,040		8,790
32,750	36,280	39,820	43,350	5,500	8,090	14,540	35,540		9,290
33,250	36,780	40,320	43,850	5,630	8,400	15,040	36,040		9,410
34,010	37,280	40,820	44,350	5,630	8,400	15,040	36,540		9,410
34,010	37,800	41,590	44,850	5,630	8,400	15,040	37,040		9,410
34,010	37,800	41,590	45,380	5,630	8,400	15,040	37,540		9,410

をいう。

偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

用を受けた扶養親族をいう。

規定する青色事業専従者をいう。

する事業専従者をいう。

(二)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附 則 第 五 条 第 一 項 第 二 号 の 規 定 に よ り							
総所得金額等		扶 養 親 族 等							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
以 上	未 満	控 除 金							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,010,000	6,020,000	5,000	7,530	10,050	12,580	14,590	16,860	19,140	
6,020,000	6,030,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	19,640	
6,030,000	6,040,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150	
6,040,000	6,050,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150	
6,050,000	10,000,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150	
10,000,000	10,010,000	5,500	8,280	10,550	13,080	15,600	18,130	20,650	
10,010,000	10,020,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,100	18,630	21,150	
10,020,000	10,030,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	21,650	
10,030,000	10,040,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170	
10,040,000	10,050,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170	
10,050,000	20,000,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170	
20,000,000	20,010,000	6,000	9,030	11,560	14,330	17,110	19,890	22,670	
20,010,000	20,020,000	6,000	9,030	12,060	15,090	17,610	20,390	23,170	
20,020,000	20,030,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	23,670	
20,030,000	20,040,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180	
20,040,000	20,050,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180	
20,050,000	30,000,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180	
30,000,000	30,010,000	6,500	9,780	12,560	15,590	18,620	21,650	24,680	
30,010,000	30,020,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,120	22,150	25,180	
30,020,000	30,030,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	25,680	
30,030,000	30,040,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200	
30,040,000	30,050,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200	
30,050,000	45,000,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200	
45,000,000	45,010,000	7,000	10,540	13,570	16,850	20,130	23,410	26,700	
45,010,000	45,020,000	7,000	10,540	14,070	17,610	20,630	23,910	27,200	
45,020,000	45,030,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	27,700	
45,030,000	45,040,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210	
45,040,000	45,050,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210	
45,050,000	60,000,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210	
60,000,000	60,010,000	7,500	11,290	14,580	18,110	21,640	25,180	28,710	
60,010,000	60,020,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,140	25,680	29,210	
60,020,000	60,030,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	29,710	
60,030,000	60,040,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220	
60,040,000	60,050,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220	
60,050,000	円以上	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和38年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号に規定する課税総所得金額等
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和38年分の所得税につき、旧法第十一条の八の規定の適用を受けた控除対象配
- (三) 「扶養親族」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適
- (四) 「青色事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた同項に
- (五) 「事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定
- (六) 「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第二 昭和39年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表（附則第三条の規定により読み替えられた所得税法別表第六の附表）

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 の金額	以 上 未 満		除後の給与 の金額	以 上 未 満		除後の給与 の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
166,250	円未満	119,000	円未満	215,000	216,000	158,000	265,000	266,000
166,250	167,000	119,000	216,000	217,000	158,800	266,000	267,000	198,800
167,000	168,000	119,600	217,000	218,000	159,600	267,000	268,000	199,600
168,000	169,000	120,400	218,000	219,000	160,400	268,000	269,000	200,400
169,000	170,000	121,200	219,000	220,000	161,200	269,000	270,000	201,200
170,000	171,000	122,000	220,000	221,000	162,000	270,000	271,000	202,000
171,000	172,000	122,800	221,000	222,000	162,800	271,000	272,000	202,800
172,000	173,000	123,600	222,000	223,000	163,600	272,000	273,000	203,600
173,000	174,000	124,400	223,000	224,000	164,400	273,000	274,000	204,400
174,000	175,000	125,200	224,000	225,000	165,200	274,000	275,000	205,200
175,000	176,000	126,000	225,000	226,000	166,000	275,000	276,000	206,000
176,000	177,000	126,800	226,000	227,000	166,800	276,000	277,000	206,800
177,000	178,000	127,600	227,000	228,000	167,600	277,000	278,000	207,600
178,000	179,000	128,400	228,000	229,000	168,400	278,000	279,000	208,400
179,000	180,000	129,200	229,000	230,000	169,200	279,000	280,000	209,200
180,000	181,000	130,000	230,000	231,000	170,000	280,000	281,000	210,000
181,000	182,000	130,800	231,000	232,000	170,800	281,000	282,000	210,800
182,000	183,000	131,600	232,000	233,000	171,600	282,000	283,000	211,600
183,000	184,000	132,400	233,000	234,000	172,400	283,000	284,000	212,400
184,000	185,000	133,200	234,000	235,000	173,200	284,000	285,000	213,200
185,000	186,000	134,000	235,000	236,000	174,000	285,000	286,000	214,000
186,000	187,000	134,800	236,000	237,000	174,800	286,000	287,000	214,800
187,000	188,000	135,600	237,000	238,000	175,600	287,000	288,000	215,600
188,000	189,000	136,400	238,000	239,000	176,400	288,000	289,000	216,400
189,000	190,000	137,200	239,000	240,000	177,200	289,000	290,000	217,200
190,000	191,000	138,000	240,000	241,000	178,000	290,000	291,000	218,000
191,000	192,000	138,800	241,000	242,000	178,800	291,000	292,000	218,800
192,000	193,000	139,600	242,000	243,000	179,600	292,000	293,000	219,600
193,000	194,000	140,400	243,000	244,000	180,400	293,000	294,000	220,400
194,000	195,000	141,200	244,000	245,000	181,200	294,000	295,000	221,200
195,000	196,000	142,000	245,000	246,000	182,000	295,000	296,000	222,000
196,000	197,000	142,800	246,000	247,000	182,800	296,000	297,000	222,800
197,000	198,000	143,600	247,000	248,000	183,600	297,000	298,000	223,600
198,000	199,000	144,400	248,000	249,000	184,400	298,000	299,000	224,400
199,000	200,000	145,200	249,000	250,000	185,200	299,000	300,000	225,200
200,000	201,000	146,000	250,000	251,000	186,000	300,000	301,000	226,000
201,000	202,000	146,800	251,000	252,000	186,800	301,000	302,000	226,800
202,000	203,000	147,600	252,000	253,000	187,600	302,000	303,000	227,600
203,000	204,000	148,400	253,000	254,000	188,400	303,000	304,000	228,400
204,000	205,000	149,200	254,000	255,000	189,200	304,000	305,000	229,200
205,000	206,000	150,000	255,000	256,000	190,000	305,000	306,500	230,000
206,000	207,000	150,800	256,000	257,000	190,800	306,500	308,000	231,200
207,000	208,000	151,600	257,000	258,000	191,600	308,000	309,500	232,400
208,000	209,000	152,400	258,000	259,000	192,400	309,500	311,000	233,600
209,000	210,000	153,200	259,000	260,000	193,200	311,000	312,500	234,800
210,000	211,000	154,000	260,000	261,000	194,000	312,500	314,000	236,000
211,000	212,000	154,800	261,000	262,000	194,800	314,000	315,500	237,200
212,000	213,000	155,600	262,000	263,000	195,600	315,500	317,000	238,400
213,000	214,000	156,400	263,000	264,000	196,400	317,000	318,500	239,600
214,000	215,000	157,200	264,000	265,000	197,200	318,500	320,000	240,800

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
320,000	321,500	242,000	395,000	396,500	302,000	470,000	471,500	367,250
321,500	323,000	243,200	396,500	398,000	303,200	471,500	473,000	368,600
323,000	324,500	244,400	398,000	399,500	304,400	473,000	474,500	369,950
324,500	326,000	245,600	399,500	401,000	305,600	474,500	476,000	371,300
326,000	327,500	246,800	401,000	402,500	306,800	476,000	477,500	372,650
327,500	329,000	248,000	402,500	404,000	308,000	477,500	479,000	374,000
329,000	330,500	249,200	404,000	405,500	309,200	479,000	480,500	375,350
330,500	332,000	250,400	405,500	407,000	310,400	480,500	482,000	376,700
332,000	333,500	251,600	407,000	408,500	311,600	482,000	483,500	378,050
333,500	335,000	252,800	408,500	410,000	312,800	483,500	485,000	379,400
335,000	336,500	254,000	410,000	411,500	314,000	485,000	486,500	380,750
336,500	338,000	255,200	411,500	413,000	315,200	486,500	488,000	382,100
338,000	339,500	256,400	413,000	414,500	316,400	488,000	489,500	383,450
339,500	341,000	257,600	414,500	416,000	317,600	489,500	491,000	384,800
341,000	342,500	258,800	416,000	417,500	318,800	491,000	492,500	386,150
342,500	344,000	260,000	417,500	419,000	320,000	492,500	494,000	387,500
344,000	345,500	261,200	419,000	420,500	321,350	494,000	495,500	388,850
345,500	347,000	262,400	420,500	422,000	322,700	495,500	497,000	390,200
347,000	348,500	263,600	422,000	423,500	324,050	497,000	498,500	391,550
348,500	350,000	264,800	423,500	425,000	325,400	498,500	500,000	392,900
350,000	351,500	266,000	425,000	426,500	326,750	500,000	501,500	394,250
351,500	353,000	267,200	426,500	428,000	328,100	501,500	503,000	395,600
353,000	354,500	268,400	428,000	429,500	329,450	503,000	504,500	396,950
354,500	356,000	269,600	429,500	431,000	330,800	504,500	506,000	398,300
356,000	357,500	270,800	431,000	432,500	332,150	506,000	507,500	399,650
357,500	359,000	272,000	432,500	434,000	333,500	507,500	509,000	401,000
359,000	360,500	273,200	434,000	435,500	334,850	509,000	510,500	402,350
360,500	362,000	274,400	435,500	437,000	336,200	510,500	512,000	403,700
362,000	363,500	275,600	437,000	438,500	337,550	512,000	513,500	405,050
363,500	365,000	276,800	438,500	440,000	338,900	513,500	515,000	406,400
365,000	366,500	278,000	440,000	441,500	340,250	515,000	516,500	407,750
366,500	368,000	279,200	441,500	443,000	341,600	516,500	518,000	409,100
368,000	369,500	280,400	443,000	444,500	342,950	518,000	519,500	410,450
369,500	371,000	281,600	444,500	446,000	344,300	519,500	521,000	411,800
371,000	372,500	282,800	446,000	447,500	345,650	521,000	522,500	413,150
372,500	374,000	284,000	447,500	449,000	347,000	522,500	524,000	414,500
374,000	375,500	285,200	449,000	450,500	348,350	524,000	525,500	415,850
375,500	377,000	286,400	450,500	452,000	349,700	525,500	527,000	417,200
377,000	378,500	287,600	452,000	453,500	351,050	527,000	528,500	418,550
378,500	380,000	288,800	453,500	455,000	352,400	528,500	530,000	419,900
380,000	381,500	290,000	455,000	456,500	353,750	530,000	532,000	421,250
381,500	383,000	291,200	456,500	458,000	355,100	532,000	534,000	422,600
383,000	384,500	292,400	458,000	459,500	356,450	534,000	536,000	423,950
384,500	386,000	293,600	459,500	461,000	357,800	536,000	538,000	425,300
386,000	387,500	294,800	461,000	462,500	359,150	538,000	540,000	426,650
387,500	389,000	296,000	462,500	464,000	360,500	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	297,200	464,000	465,500	361,850	542,000	544,000	429,350
390,500	392,000	298,400	465,500	467,000	363,200	544,000	546,000	430,700
392,000	393,500	299,600	467,000	468,500	364,550	546,000	548,000	432,050
393,500	395,000	300,800	468,500	470,000	365,900	548,000	550,000	433,400

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
以 上	未 満	除後の給与 の金額	以 上	未 満	除後の給与 の金額	以 上	未 満	除後の給与 の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
550,000	552,000	439,250	640,000	642,000	520,250	730,000	732,000	601,550
552,000	554,000	441,050	642,000	644,000	522,050	732,000	734,000	603,400
554,000	556,000	442,850	644,000	646,000	523,850	734,000	736,000	605,250
556,000	558,000	444,650	646,000	648,000	525,650	736,000	738,000	607,100
558,000	560,000	446,450	648,000	650,000	527,450	738,000	740,000	608,950
560,000	562,000	448,250	650,000	652,000	529,250	740,000	742,000	610,800
562,000	564,000	450,050	652,000	654,000	531,050	742,000	744,000	612,650
564,000	566,000	451,850	654,000	656,000	532,850	744,000	746,000	614,500
566,000	568,000	453,650	656,000	658,000	534,650	746,000	748,000	616,350
568,000	570,000	455,450	658,000	660,000	536,450	748,000	750,000	618,200
570,000	572,000	457,250	660,000	662,000	538,250	750,000	752,000	620,050
572,000	574,000	459,050	662,000	664,000	540,050	752,000	754,000	621,900
574,000	576,000	460,850	664,000	666,000	541,850	754,000	756,000	623,750
576,000	578,000	462,650	666,000	668,000	543,650	756,000	758,000	625,600
578,000	580,000	464,450	668,000	670,000	545,450	758,000	760,000	627,450
580,000	582,000	466,250	670,000	672,000	547,250	760,000	762,000	629,300
582,000	584,000	468,050	672,000	674,000	549,050	762,000	764,000	631,150
584,000	586,000	469,850	674,000	676,000	550,850	764,000	766,000	633,000
586,000	588,000	471,650	676,000	678,000	552,650	766,000	768,000	634,850
588,000	590,000	473,450	678,000	680,000	554,450	768,000	770,000	636,700
590,000	592,000	475,250	680,000	682,000	556,250	770,000	772,000	638,550
592,000	594,000	477,050	682,000	684,000	558,050	772,000	774,000	640,400
594,000	596,000	478,850	684,000	686,000	559,850	774,000	776,000	642,250
596,000	598,000	480,650	686,000	688,000	561,650	776,000	778,000	644,100
598,000	600,000	482,450	688,000	690,000	563,450	778,000	780,000	645,950
600,000	602,000	484,250	690,000	692,000	565,250	780,000	782,000	647,800
602,000	604,000	486,050	692,000	694,000	567,050	782,000	784,000	649,650
604,000	606,000	487,850	694,000	696,000	568,850	784,000	786,000	651,500
606,000	608,000	489,650	696,000	698,000	570,650	786,000	788,000	653,350
608,000	610,000	491,450	698,000	700,000	572,450	788,000	790,000	655,200
610,000	612,000	493,250	700,000	702,000	574,250	790,000	792,000	657,050
612,000	614,000	495,050	702,000	704,000	576,050	792,000	794,000	658,900
614,000	616,000	496,850	704,000	706,000	577,850	794,000	796,000	660,750
616,000	618,000	498,650	706,000	708,000	579,650	796,000	798,000	662,600
618,000	620,000	500,450	708,000	710,000	581,450	798,000	800,000	664,450
620,000	622,000	502,250	710,000	712,000	583,250	800,000	802,000	666,300
622,000	624,000	504,050	712,000	714,000	585,050	802,000	804,000	668,150
624,000	626,000	505,850	714,000	716,000	586,850	804,000	806,000	670,000
626,000	628,000	507,650	716,000	718,000	588,650	806,000	808,000	671,850
628,000	630,000	509,450	718,000	720,000	590,450	808,000	810,000	673,700
630,000	632,000	511,250	720,000	722,000	592,300	810,000	812,000	675,550
632,000	634,000	513,050	722,000	724,000	594,150	812,000	814,000	677,400
634,000	636,000	514,850	724,000	726,000	596,000	814,000	816,000	679,250
636,000	638,000	516,650	726,000	728,000	597,850	816,000	817,500	681,100
638,000	640,000	518,450	728,000	730,000	599,700	817,500円以上		給与の金額から 135,000円を控 除した金額

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

法人税法の一部を改正する法律

案 法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第三項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除くほか、改正後の法人税法第十七条及び第十七条の二の規定は、法人(同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十九年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法第十九条第一項ただし書又は第二十条第一

一項の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであった法人税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 第一節の二 配当所得

第一款 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当の特例(第九条)

第二款 源泉徴収税率

「第一節の二 配当所得(第八条の二、第九条)に、輸出所得の課税の特例(第二十一条、第二十三条の三)を、技術等海外取引に係る課税の特例(第二十一条、第二十三条)に、(第二十八条)を、(第二十八条の二)に、(第五十二条)を、(第五十二条の二)に、(第五十三条、第五十四条)を、(第五十三条、第五十七条)に、輸出所得の課税の特例(第五十五条、第五十七条の四)を、技術等海外取引に係る課税の特例(第五十八条)に、(第五十八条、第六十一条)を、(第五十九条、第六十一条)に、(第九十一条、第九十二条)を、(第九十一条、第九十五条)に改める。

第一条中「地方道路税」の下に、「砂糖消費税」を、「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の下に、「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を加える。

以下第三項までにおいて同じ。)については、同法第九条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

法人で所得税法第十八条第一項又は第四項に規定するものが昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する同法第十八条第一項又は第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の五の税率とする。

前二項に規定する者が昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する所得税法第三十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の五の税率とする。

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の支払をする者に、所得税法第五十九条及び第六十一条中当該配当所得に係る部分並びに第六十一条の四の規定は、適用しない。

第三条第五項から第七項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

第九条の見出し中「配当所得」を「配当等に係る配当所得」に改め、同条第一項中「配当所得」の中に「証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。」を加える。

第十一条第一項中「(船舶について十分の一)」を「(第一号に掲げる機械その他の設備(第二号又は第三号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる個人に係るものを除く。))については十分の一とし、第四号に掲げる船舶については十分の一とする。」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するものうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法(昭和三十三年法律第四十四号)第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する個人、当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため必要なものとして政令で定める機械その他の設備

第十二条を次のように改める。

(開発研究機械等の特別償却)

第十二条 青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある新たな製品の製造又は新たな技術の

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

發明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項において「開発研究」という。)を行なうものが、昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備のうち政令で定めるもの(以下この条において「開発研究機械等」という。)でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、その満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とすることができ、ただし、当該開発研究機械等の減価償却費として同条第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下することはできない。

2 前項の規定により当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額が当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額に満たない場合には、当該開発研究機械等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該開発研究機械等

の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、その満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とすることができ、ただし、当該開発研究機械等の減価償却費として同条第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下することはできない。

3 前二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究機械等の減価償却費の額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第十三条の二第二項中「第十条第二項の規定」の下に「(当該機械等について前項又は次条第一項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。)」を加え、「減価償却費として同項」を「減価償却費として同法第十条第二項」に、「機械等につき前項の規定の適用を受ける年」を「当該機械等につき前項の規定の適用を受ける年(当該機械等につき次条第一項の規定の適用を受ける年を除く。)」に改め、「合計償却限度額に相当する金額」の下に「とし、当該機械等につき次条第一項の規定の適用を受ける年については、当該年における同項に規定する海外取引等に係る

合計償却限度額に相当する金額とすることを加え、同条の次に次の一条を加える。

(海外取引等がある場合の増徴償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内の日の属する各年の前年中の事業所得の総収入金額のうち海外取引及び技術等海外取引(以下この条において「海外取引等」という。)による収入金額がある場合には、その年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日(当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項に規定する事由に該当することとなる場合には、その該当することとなつた日)において当該個人の有する固定資産(その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し第十一条から第十三条まで又は次条から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。)の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定(当該固定資産について前条第一項の規定の適用

を受けるときは、同項の規定を含む。)にかかわらず、当該固定資産につき同法第十条第二項の規定により計算した減価償却費の額(当該固定資産について前条第一項の規定の適用を受けるときは、同項の規定により計算される同項に規定する合計償却限度額に相当する金額)と当該固定資産につき同法第十条第二項の規定により計算した減価償却費の額に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額(以下この条において「海外取引等に係る合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該固定資産の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下することはできない。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該固定資産の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその年におけるその海外取引等に係る合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該固定資産の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定(当該固定資産について前項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるときは、これらの規定を含む。)にかかわらず、当該固定資産の減価償

却費として同法第十条第二項の規定により必要な経費に算入する金額(当該翌年以後二年間の各年のうち、当該固定資産につき前項の規定の適用を受ける年については、当該年におけるその海外取引等に係る合計償却限度額に相当する金額)とし、当該固定資産につき前条第一項の規定の適用を受ける年(当該固定資産につき前項の規定の適用を受ける年を除く。)については、当該年における同条第一項に規定する合計償却限度額に相当する金額とする。とこの満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)とし、当該固定資産につき前条第二項の規定の適用を受ける年については、当該年における同項に規定する満たない金額に相当する金額を加算した金額とする。以下この金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ、

3 第一項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引(次項各号に掲げる取引に該当するものを除く。)をいう。
一 他から購入した物品の輸出(他の者から工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(当該権利に関する使

用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。の譲渡又は提供を受け、対外支払手段(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。)

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出

三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売(当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。)

四 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。)の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五 輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への自己の製造した当該陶磁器の素地の販売

六 製糸業者、紡績業者又は織物業者(織物の販売を業とする者

で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。)の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の捺染加工

八 対外支払手段を対価として行なう修理、加工、建設請負又は著作権(映画フィルムの上映権を含む。)の譲渡若しくは提供(第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合)には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引)

4 第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一 対外支払手段を対価として行なう自己の研究(その従業員の職務に属する研究及び他人に委託した研究を含む。以下次号において同じ。)の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供

二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払

手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもののうち政令で定めるもの(以下第八項において「技術役務の提供」という。)

四 外国航路において行なう輸出貨物の運送(政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、当該用船契約に基づくものを含む。)

五 対外支払手段を対価として行なう運送(前号に掲げる運送を除くものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする。)

5 第三項第一号、第二号及び第八号並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる取引、第三項第三号から第六号まで及び前項第四号に規定する輸出並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府

によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないことその他これに類する事実があるもののうち通常の海外取引等と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

6 第一項に規定する基準海外取引割合とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年の前年中の事業所得の総収入金額のうち当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合の百分の八十に相当する割合に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)をいう。

7 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる前年中の当該取引に係る海外取引等による収入金額は、当該各号に掲げる金額によるものとし、当該前年中の事業所得の総収入金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出業者が第三項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対

象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上絵付けを行なう者が第三項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第三項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第三項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

- 五 対外支払手段を対価として建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額
- 六 第四項第四号又は第五号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額
- 8 第一項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる前年中の海外取引等による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に掲げる事実について、その年分の確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。
- 一 第三項第一号、第二号若しくは第八号又は第四項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる取引、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が第三項第八号に掲げる修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと、当該取引が技術役務の提供であつたこと又は当該取引が第四項第四号若しくは第五号に掲げる運送であつたこと。
- 二 第三項第三号から第七号まで又は第四項第二号に掲げる取引、第三項第三号から第七号までに規定する物品が輸出されたこと又は第四項第二号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと。
- 9 第六項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 10 第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得の基因となる事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における当該個人に係る同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる減価償却費の額の計算の特例については、政令で定めるところによる。
- 11 第十一条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 第十四条第二項中「前項」を「前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「以下この項」を「以下この条に」「所得税法の規定」を「同法の規定」に改め、同項の次に次の一項を加える。
- 2 個人が、昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで
- との間に、所得税法の施行地において、新築した貸家住宅で政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合においては、当該個人の不動産所得又は事業所得の計算上、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該貸家住宅の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該貸家住宅について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の三百(当該貸家住宅についてその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の四百)に相当する金額とする。
- 第十五条第一項中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第七項を次のように改める。
- 7 第十二条第二項の規定は、第一項の規定により同項に規定する探鉱機械設備の減価償却費として必要な経費に算入した金額が当該探鉱機械設備の取得価額の百分の九十五に相当する金額に満たない場合について準用する。
- 第十八条を次のように改める。
- 第十八条 青色申告書を提出する個人が、鉱工業技術研究組合(昭和三十六年法律第八十一号)第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用を支出した場合においては、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の計算上、その支出した金額につき必要な経費に算入する金額は、所得税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額としてこれらの規定により必要な経費に算入される金額を下することはできない。
- 2 第十一条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
- 第二十條を次のように改める。
- 第二十條 海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の必要経費(算入)
- 第二十条 青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、その年の前年の収入金額で第十三条の三第一項に規定する海外取引(以下この条において「海外取引」という。)によるものの百分の十五(当該収入金額で第十三条の三第三項第一号に掲げる取引によるものについては、百分の五)に相当する金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを当該前年において事業を営んでいた
- た期間の月数で除して計算した金額(以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。)以下の金額を海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、その繰入れをした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。
- 2 前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額(その日までに第四項の規定により繰入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項若しくは次項の規定により繰入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、その繰入れをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした年の事業所得の計算上前項の規定により必要な経費に算入された金額の五分の一に相当する金額(当該五分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額)を、それぞれ、その年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。
- 3 前項に規定する場合において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が同項の規定により繰入金額に算入されるべき金額の合計額をこえると

きは、同項の海外市場開拓準備金勘定の金額(当該総収入金額に算入されるべき金額の合計額を除く)のうち、そのこえる金額に相当する金額は、その年の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額をその繰入れをした年別に区分した各金額のうち、その繰入れをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 その年の特定海外費用(海外との取引に關し支出される旅費、通信費その他の費用として政令で定める費用をいう。以下次号において同じ)の額の合計額

二 その年前二年以内の各年の特定海外費用の額の合計額にその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを当該二年以内の各年において事業を営んでいた期間の月数の合計で除して計算した金額の百分の百二十に相当する金額

4 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その勘定することとなつた日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

一 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における海外市場開拓準備金勘定の金額

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において海外市場開拓準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における海外市場開拓準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日(その届出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における海外市場開拓準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、前三項及び第十項の規定は、適用しない。

6 第一項及び第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人がその年若しくはその年前二年以内の日において相続若しくは包括遺贈により事業を承継した者又はその年の前年において事業を開始した者である場合における当該個人のその年に係る第三項第二号に掲げる金額の計算については、同項の規定にかかわらず、政令で定める。

8 第十三条の三第七項、第八項及び第十項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第十項中「同項に規定する固定資産に對するの同項の規定に準ずる減価償却費の額」とあるのは、「第二十條第一項に規定する前年の収入金額」と読み替へるものとする。

9 前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の事業所得につき、青色申告書を提出することができるときは、青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡した日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、その被相続人の当該年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

11 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の事業所得につき、青色申告書を提出することができるときは、青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、当該相続人に係る海外市場開拓準備金勘定の金額とみなす。

12 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の事業所得につき青

色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の海外市場開拓準備金勘定の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

13 第二十八條の二に規定する納付金を納付した個人のその納付の日の属する年に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、その年に係る当該納付金の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の六十に相当する金額を控除した金額とする。

第二章第二節第三款を次のように改める。

第三款 技術等海外取引に係る課税の特例

(技術等海外取引に係る所得の特例)

第二十一条 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という)内の日属する各年の事業所得の総収入金額のうち、第十三条の三第四項第一号から第三号までに掲げる取引による指定期間内の収入金額(所得税法第二十条第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ)がある場合には、当該収入金額の百分の七十(第十三条の三第四項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額(当該合計額がこれらの取引に係るその年の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額)は、その年の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

3 青色申告書を提出する個人が、指定期間内の日の属する各年の事業所得に係る指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引(第十三条の三第四項第二号に掲げる取引については、同号に規定する者の行なり同号に規定する工業所有権等の譲渡又は提供)の対価が同条第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることが明らかでなかつたことについて政令で定める特別の事情があつたため、次項において準用する同条第八項に規定する提出期限までに同項に

2 青色申告書を提出する個人の指定期間内の日の属する各年の事業所得の総収入金額のうち、第十三条の三第四項第四号又は第五号に掲げる取引による指定期間内の収入金額がある場合には、当該収入金額の百分の三に相当する金額の合計額(当該合計額がこれらの取引に係るその年の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額)は、その年の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により必要な経費に算入される金額について、その算入に関する記載がないか、また、当該金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限る、適用する。この場合において、これらの規定により必要な経費に算入される金額は、当該申告に係るその必要な経費に算入されるべき金額に限るものとする。

6 第三項の規定は、同項に規定する収入金額に係る年から同項の規

第二十五条中「昭和三十九年三月」

である事業を営む個人が当該特定
商工組合に同項に規定する納付金
を納付した場合には、当該納付金

トこの条において「譲渡等」とい

第三十八條 個人が、土地等又は家屋（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住

個人が、その居住の用に供して
いる家屋で政令で定めるものの譲
渡をし、当該家屋とともにその敷
地の用に供されている土地若しく
は当該土地の上に存する権利の譲
渡をし、又は災害により滅失した
当該家屋の敷地の用に供されてい
た土地若しくは当該土地の上に存
する権利（建物又は堅固な構築物
の敷地の用に供されているものを
除く。）の譲渡をその災害のあつた
日から一年以内にした場合（当該

第三十八條の八第一項中「譲渡、遺贈若しくは贈与」を「譲渡（譲渡者取得の基因となる不動産等の貸付けを含む）、遺贈若しくは贈与（以下この条において「譲渡等」という。）」に、これらの規定に規定するその者が「第三十八條の六第一項に規定する」に、「譲渡、遺贈又は贈与」を「譲渡等」に、「譲渡資産の譲渡に関する」を「譲渡資産の同項に規定する譲渡（以下この項において「譲渡」という。）」に改める。

第四十二条第一項中「百分の二十

を「百分の十九に」、「年二百万円」を「年三百万円」に、「百分の二十四」を「百分の二十二に」、「百分の二十八」を「百分の二十六に」改め、同条第二項中「年二百万円」を「年三百万円」に改める。

第四十三条第一項中「(船舶については、十分の一)」を「(第一号に掲げる機械その他の設備(第二号から第四号まで又は第六号に掲げる機械その他の設備)に該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる法人に係るものを除く。)」について四分の一とし、第五号に掲げる船舶については十分の一とする。」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「第十一号第一項第三号」を「第十一号第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 大型であり、かつ、その製造に高度な生産技術と著しく多額な費用を必要とする機械その他の設備のうちその生産技術を開発することが緊急に必要なもので、法人税法の施行地において最初に製造に着手されたものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の設備

四 工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する法人 第十一号第一項第三号に掲

げる機械その他の設備
第四十四条を次のように改める。

(開発研究機械等の特別償却)

第四十四条 青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項において「開発研究」という。)を行なうものが、昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備のうち政令で定めるもの(以下この項において「開発研究機械等」という。)でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該開発研究機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該開発研究機械等の取得価額の百分の九十五に相当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がない場合には、適用しない。

第四十六條の次に次の一条を加える。

(海外取引等がある場合の増増償却)

第四十六條の二 青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内の日を含む各

事業年度の直前の事業年度(事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。)の総収入金額(政令で定める収入金額を除く。以下この条において同じ。)のうち海外取引及び技術等海外取引(以下この条において「海外取引等」という。)による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する固定資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条から第四十五条まで又は次条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定(当該固定資産について前条の規定の適用を受けるときは、同条の規定を含む。以下この項において同じ。)にかかわらず、これらの規定により計算される償却範囲額(同法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。)と当該償却範囲額(当該固定資産について同条の規定の適用を受けるときは、同条第一項に規定する三分の一に相当する金額を控除した金額)に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

2 前項に規定する海外取引とは、次に掲げる取引(次項各号に掲げる取引に該当するものを除く。)をいう。

一 他から購入した物品の輸出(他の者から工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(当該権利に關する使用権を含む。以下この条において「工業所有権等」という。)の譲渡又は提供を受け、対外支払手段(第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。)を対価として行なう当該工業所有権等の譲渡又は提供を含む。)

二 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出

三 前号に規定する物品の当該物品の輸出を行なう者への販売(当該輸出を行なう者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。)

四 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。以下この条において同じ。)の委託を受けて行なう当該輸出業者が輸出をする物品の加工又は当該加工の対象となつた第二号に規定する物品の当該輸出業者への販売

五 輸出をされる陶磁器の上絵付けを行なう者への当該法人の製造した当該陶磁器の素地の販売

六 製糸業者、紡績業者又は織物業者(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条において同じ。)の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行なう輸出のための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工

七 第四号に規定する加工を行なう者の委託を受けて行なう当該加工に係る物品の染整加工

八 対外支払手段を対価として行なう修理、加工、建設請負又は著作権(映画フィルムの上映権を含む。)の譲渡若しくは提供(第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合)には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引

3 第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。

一 対外支払手段を対価として行なう自己の研究(その従業員の職務に關する研究及び他人に委託した研究をいう。以下次号において同じ。)の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供

二 対外支払手段以外のものを対価として行なう自己の研究の成果に基づき取得した工業所有権等の譲渡又は提供で、対外支払手段を対価として当該工業所有権等の譲渡又は提供を行なう者に対するもの

三 対外支払手段を対価として行なう専門的な科学技術に關する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検

査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するものうち政令で定めるもの(以下第七項において「技術役務の提供」という。)

四 外国航路において行なう輸出貨物の運送(政令で定める用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、当該用船契約に基づくものを含む。)

五 対外支払手段を対価として行なう運送(前号に掲げる運送を除くものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする。)

4 第二項第一号、第二号及び第八号並びに前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる取引、第二項第三号から第六号まで及び前項第四号に規定する輸出並びに同項第二号に規定する者の行なう工業所有権等の譲渡又は提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるもの及びその対価の支払が対外支払手段によりされないうことその他これに類する事実があるものうち通常の海外取引等と異なる事情があるものとして政令で定めるものを含まないものとする。

5 第一項に規定する基準海外取引割合とは、同項に規定する基準年

度の繰入金金額のうち当該基準年度の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合の百分の八十に相当する割合に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)をいう。

6 次の各号に規定する取引が行なわれた場合には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる基準年度の当該取引に係る海外取引等による収入金額は、当該各号に掲げる金額によるものとし、当該基準年度の繰入金金額は、当該各号に掲げる金額により計算した金額によるものとする。

一 輸出業者が第二項第二号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上絵付けを行なう者が第二項第二号又は第三号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付けをしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除し

た金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第二項第二号から第四号までに掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第二項第四号に規定する加工を行なう者が当該加工を行なつた場合において、当該加工に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該加工による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 対外支払手段を対価として建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

六 第三項第四号又は第五号の規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として

支払う金額に相当する金額を控除した金額

7 第一項に規定する基準海外取引割合の計算の基礎となる基準年度の海外取引等による収入金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実に基づいて、当該事業年度の法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

一 第二項第一号、第二号若しくは第八号又は第三項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる取引 当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引に係る工業所有権等が対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと、当該取引が第二項第八号に掲げる修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと、当該取引が技術役務の提供であつたこと又は当該取引が第三項第四号若しくは第五号に掲げる運送であつたこと。

二 第二項第三号から第七号まで又は第三項第二号に掲げる取引 第二項第三号から第七号までに規定する物品が輸出されたこと又は第三項第二号に規定する工業所有権等が同号に規定する者により対外支払手段を対価として譲渡若しくは提供をされたこと。

8 第五項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

たときは、これを一月とする。

9 第一項に規定する法人が合併後存続する法人又は合併により設立した法人(以下この章において「合併法人」という。)である場合における当該法人に係る同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる償却範囲額の計算の特例については、政令で定めるところによる。

10 第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」とし、「以下この項を以下この条に、「法人税法の規定」と同法の規定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四条第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基づき命令の規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の三百(当該貸家

住宅についてその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の四百に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

第四十七条第三項中「第一項」を「前二項」に改める。

第四十八条第一項中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第五十一条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十二条を次のように改める。
（鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却）

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度以後の各事業年度において損金に算入した金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 第四十八条第八項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第三章第一節の二中第五十二条の次に次の一条を加える。

（海運会社の有する船舶の償却範囲の特例）

第五十二条の二 青色申告書を提出する会社が、海運業の再建整備に

関する臨時措置法（昭和三十八年法律第百十八号。以下この条において「再建整備法」という。）第五条

第一項の規定による整備計画の承認を受けた場合には、当該会社の当該整備計画を提出する日を含む事業年度（以下この条において「整備初年度」という。）の翌事業年度から同法第二条第二項に規定する確認日から起算して五年を経過した日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において有する船舶（総トン数百トン以上の鋼製のものに限り）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定（当該船舶について第四十六条の二の規定の適用を受けるときは、同条の規定を含む。以下この項において同じ。）にかかわらず、これらの規定により計算される償却範囲額として政令で定める金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

一 整備初年度開始の前日五年以内に開始した各事業年度（整備初年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る各事業年度に限る。）において生じた当該船舶に係る法人税法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額の合計額のうち整備初年度の償却範囲額に含まれるものとして政令で定める金額（当該金額が当該船舶につき再建整備法第四条第二号に定める方法に準じて計算した減価償却

の不足額をこえるときは、そのこえる金額を控除した金額。以下この条において「特定償却不足額」という。）から、当該会社の整備初年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の計算上損金に算入された当該船舶に係る償却額のうち当該特定償却不足額に係るものから成る部分の金額として政令で定める金額の合計額を控除した金額

二 当該事業年度の当該船舶に係る法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれらの規定に定める償却不足額のうち、整備初年度前の各事業年度に係るもの

2 前項の規定の適用があつた場合において、その適用に係る事業年度の所得の計算上損金に算入された同項に規定する船舶に係る償却額が、当該船舶に係る当該事業年度の同項の規定による償却範囲額に満たないときは、その差額に相当する金額のうち同項の規定により加算される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額としないものとする。

3 第一項に規定する承認を受けた会社がその承認を受けた同項に規定する整備計画に従つて合併した場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立した会社（以下この項において「合併会社」という。）が当該合併により

消滅した会社（以下この項において「被合併会社」という。）から第一項に規定する船舶を引き継いだときは、当該船舶に対する前二項の規定の適用については、当該被合併会社の当該船舶に係る特定償却不足額から、当該被合併会社の整備初年度から当該合併の日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上損金に算入された当該船舶に係る償却額のうち当該特定償却不足額に係るものから成る部分の金額として政令で定める金額の合計額を控除した金額をもつて、当該合併会社の当該船舶に係る特定償却不足額とみなす。

4 第一項の規定の適用を受ける会社につき再建整備法第十三条第一項の通知があつた場合には、当該会社の第一項に規定する船舶に係る当該通知があつた日を含む事業年度以後の各事業年度の償却範囲額については、同項の規定は、適用しない。

5 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十三条第一項中「有価証券（以下この条において「有価証券」という。）を「有価証券（政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券」という。）に改め、同項第一号中「証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二条第二項の規定により公表さ

れた同日前一月間の毎日の最終価格の平均額を「証券取引所において上場されているもの又は気配相場のあるものについては、政令で定める価額」に改める。

第五十四条を次のように改める。
（海外市場開拓準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十四条 青色申告書を提出する法人（次条第一項に規定する特定商工組合を除く。以下この条において同じ。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度に係る第四十六条の二第一項に規定する基準年度の収入金額で同項に規定する海外取引（以下この条及び次条において「海外取引」という。）によるものの千分の十五（当該収入金額で第四十六条の二第二項第一号に掲げる取引によるものについては、千分の五）に相当する金額の合計額に、当該事業年度の指定期間の月数で除いてこれを当該基準年度の月数で除いて計算した金額（以下この条において「海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。）以下の金額を海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

- 2 前項に規定する法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額(その日までに第四項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした事業年度の所得の計算上前項の規定により損金に算入された金額に当該各事業年度の月数に乗じてこれを六十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。
- 3 前項に規定する場合において、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が同項の規定により益金に算入されるべき金額の合計額をこえるときは、同項の海外市場開拓準備金勘定の金額(当該益金に算入されるべき金額の合計額を除く。)のうち、そのこえる金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、当該海外市場開拓準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。
- 4 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 一 解散した場合 当該解散の日における海外市場開拓準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)
- 二 前二項、前号及び次項の場合 以外の場合において海外市場開拓準備金勘定の金額を取りくずした日における海外市場開拓準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額
- 5 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出をした場合には、その承認の取消しは基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日(その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日以後である場合には、同日)における海外市場開拓準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該海外市場開拓準備金勘定の金額については、前三項及び第十項の規定は、適用しない。
- 6 第一項から第三項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 7 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が合併後存続する法人(当該合併を第三項第一号に規定する事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度において行なつたものに限り)、合併により設立した法人(同号に規定する事業年度が設立後最初に開始した事業年度であるものに限り)又は同項第二号に規定する各事業年度の月数の合計が十二月に満たない法人である場合における当該法人の当該事業年度に係る同号に掲げる金額の計算については、同項の規定にかかわらず、政令で定める。
- 8 第四十六條の二第六項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「同項に規定する固定資産についての同項の規定に準ずる償却範囲額」とあるのは、「第五十四条第一項に規定する基準年度の収入金額」と読み替へるものとする。
- 9 前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 10 第一項の海外市場開拓準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合においては、その合併の日における当該法人の海外市場開拓準備金勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、これを当該合併法人に係る海外市場開拓準備金勘定の金額とみなす。
- 11 前項の場合において、同項の合併法人がその合併の日を含む事業年度(当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度)の所得について青色申告書を提出することができないときは、当該事業年度終了の日における海外市場開拓準備金勘定の金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。
- 12 次条第一項に規定する納付金を納付した法人の各事業年度に係る海外市場開拓準備金勘定の繰入限度額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額から、当該事業年度に係る当該納付金の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の六十に相当する金額を控除した金額とする。
- 第三章第三節を削り、第五十四条の次に次の三條及び一節を加える。
- (中小企業海外市場開拓準備金勘定)の繰入金額の損金算入等
- 第五十五条 青色申告書を提出する特定商工組合が、昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該事業年度に係る第四十六條の二第二項に規定する基準年度の期間内の当該特定商工組合の組合員(当該特定商工組合が合併法人である場合には、当該合併により消滅した特定商工組合の組合員であつた者を含む。)の海外取引(当該特定商工組合の第四項に規定する資格事業に関する物品に係るものに限る。以下この項において同じ。)による収入金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額の千分の二十五に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数に乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額(以下の金額を、当該特定商工組合の組合員の海外取引による収入金額その他の政令で定める賦課基準により組合員に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額(以下この条において「納付金」という。))の

合計額に相当する金額以下の金額を中小企業海外市場開拓準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する特定商工組合の組合員で法人であるものが当該特定商工組合に納付金を納付した場合は、当該納付金に相当する金額は、当該組合員のその納付の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 前条第二項から第七項までの規定は、第一項の中小企業海外市場開拓準備金勘定の金額について、同条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は、第一項の中小企業海外市場開拓準備金勘定を設けている特定商工組合が合併により消滅した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合又は特定商工組合でないこととなつた場合」と、「解散の日」とあるのは「解散の日又は特定商工組合でないこととなつた日」と、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は特定商工組合でないとき」と読み替えるものとする。

4 前三項に規定する特定商工組合とは、その組合員が製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得し、又は加工した物品（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第八条第二項に規定する

資格事業に関するものに限る。）の相当部分が当該組合員の行なう海外取引に係るものである商工組合（出資組合であるものに限る。）として政令で定めるものをいう。

5 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（海外投資損失準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十六条 青色申告書を提出する内国法人（海外投資法人を除く。）が、昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内に

において新開発地域法人又は海外投資法人（以下この条において「特定法人」という。）の株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）で次に掲げるもの（以下この条において「特定株式等」という。）を取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合であつて、当該内国法人が同日において有する当該特定法人の株式の数又は出資の金額が同日における当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（海外投資法人の株式等については、百分の一）以上である場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の二分の一に相当する金額（当該事業年度において当

該特定株式等の帳簿価額を減額した場合）には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 当該事業年度内において設立（合併）による設立を除く。）をされ、又は資本若しくは出資の増加を行なつた特定法人の株式等で当該内国法人の払込みに係るもの

二 非居住者（第二条第一項第一号に規定する非居住者をいう。）又は内国法人以外の法人が当該取得の日まで有していた新開発地域法人の株式等で、その取得をすることが新たな海外投資となるものとして政令で定めるもの

2 前項に規定する新開発地域法人とは、新開発地域（開発途上にある海外の地域として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もつぱらその事業を新開発地域内において営むことを目的とするものとして政令で定めるものをいう。

3 第一項に規定する海外投資法人とは、もつぱら同項に規定する新開発地域法人に対し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けることを目的とする内国法人で、海外投資の促進に著しく寄与するものと

して政令で定めるものをいう。

4 第一項に規定する内国法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額（その日までに次項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその繰入れをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この条において「据置期間経過準備金」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金については、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の繰入れをした事業年度分の所得の計算上第一項の規定により損金に算入された当該海外投資損失準備金勘定への繰入金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額をこえる場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

5 第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、第一

号、第四号又は第六号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資損失準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。

一 当該海外投資損失準備金勘定に係る特定法人の株式等の一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

二 前号に規定する特定法人の株式の数又は出資の金額が当該特定法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の一（当該特定法人が第一項に規定する海外投資法人である場合には、百分の一）未満となつた場合 その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額

三 第一号に規定する特定法人が、解散（合併）による解散を除く。）をした場合又は特定法人でないこととなつた場合 その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額

四 第一号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合 その減額をした日における当該特定法人に係る

海外投資損失準備金勘定の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

五 当該内国法人が解散した場合は、当該解散の日における海外投資損失準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

六 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しを基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日(その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における海外投資損失準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、当該海外投資損失準備金勘定の金額については、前二項及び第十項の規定は、適用しない。

7 第四項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

たときは、これを一月とする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の海外投資損失準備金勘定を設けている内国法人が合併により消滅した場合について準用する。

(証券取引責任準備金勘定への繰入金額の損金算入)

第五十七条 青色申告書を提出する法人で証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度(同条第一項及び第二項に規定する有価証券の売買その他の取引に關して生じた事故で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))による損失に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を証券取引責任準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 当該事業年度の指定期間内における売買に係る株式数(当該法人が自己又は他人の計算にお

いて売買した政令で定める株式の数をいう。以下この項において同じ。))を三銭に乘じて算出した金額

二 イ又はロに掲げる金額のうちいずれか低い金額(以下次項において「累積限度額」という。))から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された証券取引責任準備金勘定の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。))を控除した金額

イ 当該事業年度終了の日において、当該法人が、その加入している証券業協会の定款で定めるところにより証券取引責任準備預託金として預託している金額の合計額

ロ 当該事業年度及び当該事業年度開始の前二年以内に開始した各事業年度のうちに、その売買に係る株式数の最も多い事業年度における売買に係る株式数を十銭に乘じて算出した金額

2 前項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人の当該事業年度終了の日における証券取引責任準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人について証券事故による損失が生じた場合として政令で定める場合には、その損失の生じた日における証券取引責任準備金勘定の金額のうちその損失の額に相当する金額は、その損失の生じた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一 第一項に規定する証券業を廃止した場合 当該廃止の日における証券取引責任準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二 解散した場合 当該解散の日における証券取引責任準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において証券取引責任準備金勘定の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における証券取引責任準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しを基因となつた事実のあ

つた日又はその届出をした日(その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における証券取引責任準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、当該証券取引責任準備金勘定の金額については、前二項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併した場合における同項第二号ロに掲げる金額の計算の特例その他同項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の証券取引責任準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合について準用する。

第三節 技術等海外取引に係る課税の特例

(技術等海外取引に係る所得の特例)

第五十八條 青色申告書を提出する法人の昭和三十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。))内の日を含む各事業年度の繰入金金額のうち第四十六條の二第三項第一号から第三号

までに掲げる取引による指定期間内の収入金額（法人税法第六条第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。）がある場合には、当該収入金額の百分の七十（第四十六条の二第三項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額の合計額（当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の五十に相当する金額）は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 青色申告書を提出する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の総収入金額のうち第四十六条の二第三項第四号又は第五号に掲げる取引による指定期間内の収入金額がある場合には、当該収入金額の百分の三に相当する金額の合計額（当該合計額がこれらの取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の八十に相当する金額）は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の収入金額で第一項に規定する取引によるものについて、当該取引（第四十六条の二第三項第二号に掲げる取引については、同号に規定する者の行なう同号に規定する工業所有権等の譲渡

又は提供）の対価が第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段により支払われることが明らかでなかつたことについて政令で定める特別の事情があつたため、次項において準用する第四十六条の二第七項に規定する提出期限までに同項に規定する証明を受けることができなかった場合において、当該事業年度後の事業年度において当該対外支払手段による支払を受け、かつ、その支払を受けた日を含む事業年度の法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該対外支払手段による支払に係る金額に相当する収入金額につき当該収入金額に係る事業年度において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金に算入されるべき金額として政令で定められる金額に相当する金額は、その支払を受けた日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第四十六条の二第七項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第六項第六号の規定は、第二項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、

適用する。この場合において、これらの規定により損金に算入される金額は、当該申告に係るその損金に算入されるべき金額に限るものとする。

6 第三項の規定は、同項に規定する収入金額に係る事業年度（以下この項において「収入年度」という。）から第三項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度の法人税法第十八条又は第二十一条の規定による申告書（これらに申告書に係る期限後申告書を含む。）に、同項の規定に該当する収入金額の全部につき当該収入年度において第一項の規定の適用を受けたものとした場合に当該収入金額につき同項の規定により損金に算入されるべき金額の計算に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した明細書を添付した場合であつて、その適用を受けたこととする事業年度の確定申告書等に第三項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、前項後段の規定を準用する。

7 第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七条の二第二項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第五十九条第一項中「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「以下この条及び次条」を「以下第六十一条まで」に、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改め、同条第二項中「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

第六十条第二項中「（昭和三十三年法律第八十五号）」を削り、「その留保した金額」の下に「として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

第六十一条を次のように改める。
（農業協同組合等の留保所得の特例）
第六十一条 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協

同組合連合会を除く。）が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したとき（第五十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当するものを除く。）は、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額を除く。）の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業年度においてその組合員その他これに準ずるものとして政令で定められる（以下この項において「組合員等」という。）以外の者にその事業を利用させた場合において、当該組合員等以外の者の事業の利用分額の額が当該事業年度における当該組合員等の事業の利用分額の額の百分の二十（政令で定める割合）をこえるときは、当該法人が当該事業年度において留保した金額については、適用しない。

3 第一項の規定は、法人税法第十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書

とあるのは、「租税特別措置法第六十七條の二第一項の税率」とする。第六十九條第一項中「第七十條の三」を第七十條の五に改める。第七十條の二第二項中「第二十七條第一項の下に又は第二十九條第一項」を「申告書の下に」(これら二の申告書の提出後において同法第三條の二に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一條第二項の規定による申告書。以下この条において同じ。)を「贈与を除く。」の下に「以下第七十條の五までにおいて同じ。」を加え、同条第三項中「第二十七條」の下に「又は第二十九條」を加える。

第七十條の三第二項中「第二十七條の下に又は第二十九條」を加え、同条第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項第二号中「第七十條第一項」とあるのは「第七十條の三第一項」と、「第二十七條」とあるのは「第二十七條又は第二十九條」と、同条第五項第二号中「第七十條第二項」とあるのは「第七十條の三第二項」と読み替へるものとする。

第七十條の三の次に次の二條を加える。

(農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の特例)

第七十條の四 農業を営む個人で政令で定める者(以下この条及び次条において「贈与者」という。)が、昭和三十九年一月一日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に、その農業の用に供している農地(当該農地の第一項に規定する農地(当該農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。))の全部及び当該用に

供している同項に規定する採草放牧地(当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。))のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合(当該贈与者が当該期間内において既にこの条の規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。))には、当該農地及び採草放牧地(これらの上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。以下この条及び次条において「農地等」という。)の贈与を受けた者(以下この条及び次条において「受贈者」という。)の当該贈与の日の属する年分の贈与税と相続税法第二十八條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。))の提出により納付すべきものの額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合に限る。同法第三十三條の規定にかかわらず、当該受贈者が当該贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日(当該贈与者の死亡の日以前に当該受贈者が死亡した場合においては、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。))が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日)の翌日から六月を経過する日まで、その納期限を延長する。

ただし、当該受贈者が当該贈与者

の死亡の日前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合においては、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)まで、当該期限を延長する。

一 当該贈与により取得した農地等の譲渡、贈与若しくは転用(農地法第二條第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用その他政令で定める転用を除く。を)し、若しくは当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅(これらの権利に係る同項に規定する農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。))があつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅(以下この条及び次条において「譲渡等」という。))があつた当該農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合におけるその譲渡等に係る土地の面積を含む。))が、当該受贈者のその時の直前における当該取得した農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積の百分の二十をこえるとき。その事実が生じた日

二 当該贈与により取得した農地等に係る農業経営を廃止した場合、その廃止の日

三 当該贈与者の推定相続人に該当しないこととなつた場合、その該当しないこととなつた日以前項の規定の適用を受ける農地等の一部につき当該農地等に係る贈与者の死亡の日(その日以前に同項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日)前に当該農地等に係る受贈者による譲渡等があつた場合(当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。))には、同項に規定する贈与税の額のうち当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日から二月を経過する日(当該譲渡等があつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納期限とする。

3 第一項第一号又は前項の場合において、これらの規定に規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地等を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときにおける前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の

全部又は一部が農地等の取得に充てられていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地等の取得に充てられた場合には、当該取得に係る農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の同項に規定する農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに当該農地等の明細及び同項に規定する贈与税の額の計算に關する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の規定による納期限がまだ確定していない間、同項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過するところの日までに、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けた旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する贈与税(既に第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの

を除く。以下第九項及び次条第三項において同じ。については、第一項の規定にかかわらず、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。

7 第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。

この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

8 第一項の規定による納期限の延長があつた場合における同項に規定する贈与税に係る国税徴収法第二十条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該贈与税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における相続税法第三十三条の規定による納付の期限をもつて当該納期限とする。

9 税務署長は、受贈者(次条第一項の規定の適用を受ける者に限る。)が第一項に規定する贈与税の額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、当該受贈者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、同項に規定する贈与により取得した農地又は採草放牧地による物納を許可することができる。

10 相続税法第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の規定により同項の農地又は採草放牧地による物納をする場合について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「相続税の納期限までに、又は納付すべき日に」と

あるのは「贈与税の相続特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限までに」と、同法第四十三条第一項中「課税価格計算」とあるのは「相続特別措置法第七十条の五第一項の規定により相続税の課税価格計算」と、同条第二項及び第三項中「相続税」とあるのは「贈与税」と読み替えるものとする。

(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例)

第七十条の五 前条第一項の規定により同項に規定する贈与税について納期限の延長があつた場合において、当該贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき(その死亡の日前に同項ただし書又は同条第六項の規定の適用があつた場合、同日前に同条第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求があつた場合及び同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。)は、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該農地等の受贈者が当該農地等(既に前条第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた農地等を除く。以下この項において同じ。)をその贈与者から相続(当該受贈者が当該死亡による相続の放棄をした場合には、遺贈。以下次項において同じ。)により取得したものとみなす。この場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地等の価額は、その死亡の日における価額による。

あるのは「贈与税の相続特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限までに」と、同法第四十三条第一項中「課税価格計算」とあるのは「相続特別措置法第七十条の五第一項の規定により相続税の課税価格計算」と、同条第二項及び第三項中「相続税」とあるのは「贈与税」と読み替えるものとする。

2 受贈者が農地等の譲渡等につき前条第三項の承認を受けた場合において、当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて当該譲渡等があつた日以後一年以内(当該一年以内に当該農地等の贈与者が死亡した場合に、その死亡の日まで)に農地等を取得しているときにおける前項の規定の適用については、その取得した農地等は、当該贈与者から相続により取得した農地等とみなす。

3 第一項の場合においては、同項の受贈者の納付すべき相続税法第十五条から第二十一条までの規定による相続税額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額から前条第一項に規定する贈与税の額(当該受贈者が農地等の譲渡等につき同条第三項の承認を受けた場合において、当該譲渡等の日以後一年以内に贈与者が死亡したときは、当該譲渡等があつた農地等の価額でその死亡の日までに農地等の取得に充てられなかつたものに対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を控除した金額)を控除した金額とする。

4 前項の場合において、同項に規定する贈与税の額で同項の控除ができなかつたものがあるときは、税務署長は、その控除ができなかつた金額に相当する贈与税の額を還付する。

5 第一項の受贈者で前項の規定により贈与税の額の還付を受けようとするものは、前条第一項に規定する贈与税の額、還付を受ける贈与税の額その他政令で定める事項を記載した申告書を第一項の贈与

者に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出することができる。

6 第四項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合に、その計算の基礎となる期間には、当該還付金に係る前項の規定による申告書の提出がされた日(その日が前条第一項本文に規定する納期限前である場合には、当該納期限)の翌日から、その還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充當をする日(その日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

第七十三条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「以下この条を以下この項に改め、同条に次の一項を加える。」に改め、同条第三十四条の規定により設立した法人(出資を有するものでその出資金額の二分の一以下を地方公共団体が出資しているものに限る。)で産業労働者住宅資金通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七十一条第一項第三号に規定する事業を行なうものが昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に住宅金融公庫の貸付金により同号に規定する住宅の用に供する家屋で政令で定めるものを新築した場合には、当該家屋につき当該法人が受ける所有権の保存の登記については、当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十七条中「農業委員会等に関する法律」を「昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間」を「当該交換後一年以内」に改める。

第七十七条の二中「開拓農業振興臨時措置法」を「昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に開拓農業振興臨時措置法」に、「昭和三十六年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間」を「当該土地の取得後一年以内」に改める。

第七十九条第一項中「昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで」を「昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「資金が貸し付けられる」を「資金の貸付け(当該貸付けに係る債務の保証を含む。以下「金」の下に「当該保証に係る求償権を含む。」を加える。第八十条の見出し中「再評価積立金」を「再評価積立金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)第十八条の六の規定により再評価積立金を商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十八条ノ二の資本準備金として積み立て、又は組み入れた法人(当該法人が合併により消滅した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人(以下次条において「合併法人」という。)を含む。)が昭和三十三年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同法第二百九十三条ノ三第一項の規定により当該資本準備金を資本に組み入れる場合には、その組入れによる

資本の増加の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第四号の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 その増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額について、当該金額の千分の一・五に相当する金額
- 二 その増加した資本の金額のうち、前号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額については、当該金額の千分の五に相当する金額

第八十条の二中「昭和三十四年一月一日」を「昭和三十九年一月一日」に、「合併した場合において、当該法人を合併して設立した法人又は合併後存続する法人」を「合併により消滅した場合における合併法人」に、「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和三十八年法律第百十八号」を削る。
第八十三条第二号中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第八十八条の二に見出しとして「(海軍販売所等に販売する物品の免税)」を加え、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「同法第四十五条第一号」を「同法第四十三条第六号、第四十五条第一号及び第四十七条」に改め、同項を同

条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 前項の場合において、第二種の物品の製造者が、契約の解除その他の理由により、第一項の移出をした第二種の課税物品を第二項に規定する申告書の提出後において第一項の製造場にもどし入れたときは、当該物品については、当該もどし入れの事実を証する書類として政令で定める書類をもつて前項に規定する書類に代えることができる。

第八十九条の見出し中「石油化学原料として」を「石油化学製品の製造のために改め、同条第一項中「化学製品の原料として」を「石油化学製品の製造のために改め、同条第三項中「製品の原料として」を「用途」に、「原料として」を「消費して製造した」、「原料とする」を「用途に消費する」に改める。

第八十九条の二の見出し中「石油化学原料として」を「石油化学製品の製造のために改め、同条第一項中「原料として」を「製造のために同項に規定する用途」に改め、同条第二項中「原料とした」を「消費して製造した」に、「原料とする」を「用途に消費する」に改める。

第九十条第四項中「及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二の規定」を、「第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条並びに地方道路税法第十四条の二、第十五条の二及び第十七条の規定」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

6 前項の規定による譲渡が、政令で定めるところにより、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該移入に係る揮

発油の用途と同一の用途に供するため行なわれるときは、当該譲渡に係る揮発油については、当該移入した場所を揮発油の製造場とし、当該譲渡を移出と、当該移入した者を揮発油の製造者とみなして、同項後段の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。

第九十条の二第二項中「同条第七項の下に」及び第八項を加え、「政令で定めるところにより」を削り、同条第三項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改める。

第九十二条中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条を第九十五条とし、第九十一条を第九十四条とし、第六章第四節中同条の前に次の三条を加える。

(ぶどう糖混和糖水の砂糖消費税の軽減)

第九十一条 砂糖類の製造者が、政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた製造場において、ぶどう糖を混和した糖水で政令で定めるもの(以下「混和糖水」という)を製造し、これをその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、砂糖消費税法第九条の三第一項の規定にかかわらず、一キログラムにつき、七円とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、同項の移出をした日の属する月分の砂糖消費税法第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)にその旨を記載するとともに、当該適用を受けようとする糖水が混和糖水に該当することを

証する書類として政令で定める書類並びにその製造、貯蔵及び移出に関する明細書を添付しなければならぬ。

3 砂糖消費税法第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、混和糖水の製造者に対し、その者が第一項の承認を受けた製造場において製造し、又は当該製造場に移入したぶどう糖の製造、移入、貯蔵及び移出に關する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができる。

第九十二条 課税済みの砂糖類(砂糖消費税法第二十二條第一項に規定する課税済みの砂糖類をいう)で前条第一項の規定の適用を受けたものを原料として同法第二十二條第一項に規定する物品を製造した場合においては、同項中「第九條の三」とあるのは、「租税特別措置法第九十一条第一項」と読み替えて、砂糖消費税法第二十二條第一項の規定を適用する。

第九十三条 第九十一条第四項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(所得税の特例に關する経過規定の原則)
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に關する経過規定)
第三条 昭和三十九年四月一日(以下「施行日」という)前に支払を受けるべきであつた証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に關する経過規定)
第四条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日以前に取得し、又は製作した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という)第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第十二条第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供し

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外八件

た場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

3 新法第十五条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉄床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十五条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉄床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第十八条の規定は、個人が施行日以後に支出した支出金について適用し、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

(個人の輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第五条 個人の昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間における旧法第二十一条第一項各号に掲げる取引(以下附則第十条までにおいて「輸出取引」という。)については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の輸出所得の特別控除額の特別に関する経過規定)

第六条 個人の旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が、同項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で

除して計算した金額をこえる場合その他当該個人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該個人のその年の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の技術輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第七条 個人の旧法第二十一条の三第一項に規定する技術輸出取引(以下附則第十条までにおいて「技術輸出取引」という。)で昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間における同項に規定する対外支払手段による支払に係るものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出の証明がされない場合の総収入金額算入に関する経過規定)

第八条 個人の施行日前における旧法第二十一条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第二十一条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に關し、旧法第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち旧法第二十一条に規定する証明がされなかつた物品又は旧法第二十一条第一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るものの総収入金額への算入については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出取引となつた場合の個人の輸出所得の特別控除に関する経過規定)

第九条 個人が施行日前に旧法第二十三条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明が

された場合における当該取引については、同項から同条第五項までの規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に旧法第二十一条第二項(旧法第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引若しくは当該取引に係る輸出又は技術輸出取引に含まれないものとされた取引については、その対価として旧法第二十三条第六項に規定する対外支払手段による支払があり、かつ、同項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引について旧法第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第二十三条第六項に規定する必要な経費に算入されるべき金額に相当する金額の必要な経費への算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(輸出取引がある場合の個人の特別控除に関する経過規定)

第十条 個人の旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第二十三条の二第一項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえ、かつ、その年の同項に規定する輸出金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な経費に算入する金額の計算については、同条の規定

は、なおその効力を有する。この場合において、個人の昭和三十三年分の所得税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「第十一条から第十七条まで」とあるのは「第十一条から第十七条まで」と又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の租税特別措置法第十一条から第十三条の二まで若しくは第十四条から第十七条まで」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「同項の規定」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「同項の規定」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「同項の規定」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「同項の規定」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「同項の規定」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正後の租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

条の二第二項の規定の適用を受けるときは、同項の規定により必要な経費に算入することができ、減価償却費の限度額と、同条第二項中「海外取引等に係る合計償却限度額に満たない場合」とあるのは「海外取引等に係る合計償却限度額(改正法附則第十条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定により必要な経費に算入することのできる減価償却費の限度額)に満たない場合」とする。

(輸出の証明がされない場合等の減価償却費の額の増減に関する経過規定)

第十一条 旧法第二十三条の三第一項各号に規定する個人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する年の十二月三十一日において当該個人に係る同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な経費に算入する金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対し同項及び同条第二項の規定を適用する場合において、前条第二項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第一項」と、「改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項」とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対し同項及び同条第二項の規定を適用する場合において、前条第二項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第一項」と、「改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項」とする。

とあるのは「改正前の租税特別措置法第二十三条の三第一項」と、「算入すること」ができる減価償却費の限度額」とあるのは「算入される減価償却費の額」と読み替えるものとする。

（農業所得に関する経過規定）

第十二条 施行日前に栽培を開始し、又は播種若しくは植付けをした旧法第二十四条第一項又は第二十五条第一項に規定する農産物又は作物に係る昭和三十九年分の所得に対する所得税については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定）

第十四条 新法第四十二条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度又は施行日前に開始し、昭和三十九年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九・五」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三」と、

あるのは「百分の二十三」と、「百分の二十六」とあるのは「百分の二十七」とする。

2 法人の施行日前に開始し、同日から昭和三十九年九月二十九日までの間に終了する事業年度分の法人税については、旧法第四十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同条中「年二百万円」とあるのは、「年三百万円」とする。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十五条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第四十四条第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

3 新法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鋭床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十八条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鋭床の探鉱の場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

機械設備を同項に規定する新鋭床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出した支出金について適用し、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

（法人の輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第十六条 法人の昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における旧法第五十五条第一項各号に掲げる取引（以下「輸出取引」という。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の輸出所得の特別控除額の特別に関する経過規定）

第十七条 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が同項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえる場合その他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該事業年度の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の技術輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第十八条 法人の旧法第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引（以下「技術輸出取引」という。）で昭和三十四年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間における同項に規定する対外支払手段による支払に係るものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

は、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出の証明がされない場合の益金算入に関する経過規定）

第十九条 法人の施行日前における旧法第五十五条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に關し、旧法第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品又は旧法第五十五条第一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るものの益金算入については、旧法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の二十」とする。

（基準輸出金額が減少した場合の更正の請求に関する経過規定）

第二十条 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出取引となつた場合の法人の輸出所得の特別控除に関する経過規定）

第二十一条 法人が施行日前にした旧法第五十七条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされた場合における当該取引については、同項から同条第四項までの規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に旧法第五十五条第三項（旧法第五十五条の三第三項）において準用する場合を含む。）の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引若しくは当該取引に係る輸出又は技術輸出取引に含まれないものとされた取引については、その対価として旧法第五十七条第五項に規定する対外支払手段による支払があり、かつ、同項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引について旧法第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第五十七条第五項に規定する損金に算入されるべき金額に相当する金額の損金算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

（基準輸出金額が増加した場合の益金算入に関する経過規定）

第二十二条 旧法第五十七条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における同項に規定する控除した金額の益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（輸出取引がある場合の法人の特別償却に関する経過規定）

第二十三条 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第五十七条の三第一項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえる場合、かつ、当該事業年度の同項に規定する輸出金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する

場合における同項に規定する固定資産に係る当該事業年度の償却額開額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「第四十三条から第五十一条まで」とあるのは、「第四十三条から第五十一条まで」とあるのは、「第四十三条から第五十一条まで」とあるのは、又は改正法による改正後の租税特別措置法第四十三条から第四十六条まで若しくは第四十七条から第五十一条までとする。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十七条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けるものに対しては、同項の規定の適用については、同項中「第四十五条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは「改正法附則第二十三条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十七条の三の規定」と、「三分の一に相当する金額」とあるのは「割合を乗じて計算した金額」とする。

第二十四条 旧法第五十七条の四第一項各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日を含む事業年度終了の日において当該法人の有する同項に規定する固定資産に係る当該事業年度の償却額開額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

ては、前条第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十七条の四第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けるものに対しては、同項の規定の適用については、同項中「第四十五条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは「改正法附則第二十四条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定」と、「償却額開額(同法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。)」と当該償却額開額(当該固定資産について同条の規定の適用を受けるときは、同条第一項に規定する三分の一に相当する金額を控除した金額)に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)」とあるのは「償却額開額と当該固定資産について同法第五十七条の三及び第五十七条の四の規定を適用しないで計算した場合の償却額開額(法人税法及び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)に基準海外取引割合を乗じて計算した金額との合計額」とする。

(法人の交際費の課税に関する経過規定)
第二十五条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十二条第三項に規定する交際費等については、なお従前の例による。

法第六十二条第三項に規定する交際費等については、なお従前の例による。

(合併等の場合の法人税の課税の特例に関する経過規定)
第二十六条 新法第六十六条の三の規定は、法人が施行日以後に新法第六十六条の二第一項の合併をした場合における法人税について適用し、同日前に旧法第六十六条の二第一項の合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(登録税に関する経過規定)
第二十七条 新法第七十七条、第七十七條の二、第七十九條及び第八十條の二の規定は、施行日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

(企業合理化促進法の一部改正)
第二十八條 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四條 削除
第五條 第二項中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十三年法律第二十六号)」を加える。

第三項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における当該財産の時価(当該財産の評価については第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額)に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈に因り取得したものとみなす。

第七條中「(明治三十一年法律第九号)」を削る。

第十五條第一項中「二百万円」を「二百五十万円」に改める。
第十七條第一項第一号中「五十万円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「二十万円」を「四十万円」に改める。

第十八條の二中「相続開始前」を「相続開始以前」に改める。
第二十一條の四「二十万円」を「四十万円」に改める。
第二十一條の六「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十九條 第三條の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七條第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第二十七條第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第三十一條中「第二十七條」の下に「若しくは第二十九條」を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条に次の二項を加える。
2 前項に規定する者は、第三條の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する修正申告書の提出期限前に第三十五條第二項第四号の規定による更正があつた場合には、適用しない。
第三十二條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三條の二に規定する事由が生じたこと。
第三十三條中「第二十七條又は第二十八條の規定による申告書(これらの申告書を「期限内申告書」という。)」を「第二十七條から第二十九條までの規定による申告書(第五十條を除き、以下「期限内申告書」という。)」又は第三十一條第二項の規定による修正申告書に改める。
第三十五條第一項中「第三十條又は第三十一條」の下に「第三十二條」を加え、「これらの規定に規定する申告書を提出していない」を「同項の規定による修正申告書を提

出しなかつたに改め、「決定し、又は」を削り、同条第二項中「決定」の下に又は更正を加え、同項に次の一号を加える。

四 第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する第二十七條第二項又は第三十一條第二項に規定する事由に該当する場合において、第三條の二に規定する事由が生じた日の翌日から六月を経過したとき。

第三十五條第三項第一号中「第二十七條」の下に「若しくは第二十九條」を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改める。

第四十九條第一号中「千萬元」を「二千萬圓」に改め、同条第二号中「第二十七條第三項」の下に「第二十九條第二項において準用する場合を含む」を加え、「三千万圓」を「五千万圓」に改める。

第五十條を次のように改める。

(義務的修正申告に対する国税通則法の適用に関する特則)

第五十條 第三十一條第二項の規定による修正申告書及び第三十五條第一項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三十一條第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第三十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三十一條第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定申告期限」とあるのは「相続税法第三十一條第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條若しくは第二十九條の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正(第三十一條第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く)には、適用しない。

第六十二條第三項中「第二十八條第二項」の下に「及び第二十九條第二項」を加える。

第六十八條第三項を削る。

附則第三項中「第二十七條第一項」の下に「又は第二十九條第一項」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除くほか、改正後の相続税法(以下「新法」という)の規定は、昭和三十九年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第三條の二、第二十九條及び第五十條並びに第三十一條から第三十三條まで及び第三十五條(新法第三條の二に規定する事由に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十九年一月一日以後に死亡した者に係る財産につき当該事由が生じた場合について適用する。

4 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第二十七條又は第二十八條」を「第二十七條から第二十九條まで」に改める。

第六條第一項中「第二十七條」の下に「又は第二十九條」を加える。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七條第七項中「その移入した日から十日以内」を削り、「に提出し」を「に、その移入をした日から十日以内(政令で定めるところにより当該税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」に提出し」に改める。

附則第三條第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第一條第一号から第四号まで」を「附則第一條第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第一條第一号及び第二号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四條の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

附則第五條第一項の表を次のように改める。

物品名	期	間	期	日
附則第三條第一項に規定する物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで		昭和四十一年四月一日	
附則第三條第二項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日まで		昭和四十一年十月一日	
附則第三條第三項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで		昭和三十九年十月一日	
附則第三條第四項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで		昭和四十一年四月一日	
免除の規定		追徴の規定		
新法第十八條第一項		同法第十八條第八項		
新法第二十三條第一項		同法第二十三條第三項		
輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項		同法第五條第三項		

の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(一は衆議院修正)

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律

北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資する

ることが出来る。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することが出来る。

を提出することが出来る。

第十九条中「事業を営む者で」を「事業を営む者に対して、」に、「又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金を」若しくはは補修に伴い必要の長期の資金又は当該地方の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)

に必要な長期の資金」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件

横濱税関小名浜出張所を税関支署とするとともに、東京国税局に向島税務署、江東東税務署及び川崎北税務署を、名古屋国税局に名古屋中村税務署及び名古屋北税務署を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別 紙

一、新設する税関の支署

所轄税関	税関支署	位 置	管 轄 区 域
横 浜	小名浜	磐城市	福島県 茨城県

二、新設する税務署

国 税 局 轄 府 県 名 道	税 務 署 名	位 置	管 轄 区 域
東 京 東 京	向 島	墨田区	墨田区のうち吾嬬町東一丁目から吾嬬町東八丁目まで、吾嬬町西一丁目から吾嬬町西九丁目まで、寺島町一丁目から寺島町八丁目まで、隅田町一丁目から隅田町四丁目まで
東 京 東 京	江 東 区	江 東 区	江東区のうち大島町一丁目から大島町八丁目まで、亀戸町一丁目から亀戸町九丁目まで、北砂町一丁目から北砂町十丁目まで、南砂町一丁目から南砂町九丁目まで

(小字及び一は衆議院修正)

地方税法等の一部を改正する法律

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法

律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第一項第三号中「十八万円」を「二十万円」に改める。

第七十二条の十四第一項ただし書中「及び第五十五条から第五十

七条の二まで」を「第五十四条、

第五十五条(第二項を除く。)、第五十六条及び第五十八条」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「第二十一条から第二十三条

まで」を「第二十条及び第二十一

条」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第七十二条の二十二第二項第二号及び第三項並びに第七十二条の

四十八第一項中「百万円」を「百五

十万円」に、「二百万円」を「三百万

円」に改める。

第七十三条の二第二項中「譲渡

が行われた日」の下に「(住宅金融

る家屋の新築に係る請負契約に基
づく当該注文者に対する請負人か
らの譲渡が当該家屋の新築後最初
に行なわれた場合は、当該譲渡の
後最初に行なわれた使用又は譲渡
の日」を加える。

第七十三条の四第一項第三号中
「及び民法第三十四条の法人」を
「民法第三十四条の法人」に改
め、「直接保育の用に供する不動
産」の下に「及び民法第三十四条の
法人がその設置する看護婦、準看
護婦、歯科衛生士その他政令で定
める医療関係者の養成所において
直接教育の用に供する不動産」を加
え、同項第九号中「業務の用に供す
る土地」の下に「又は同号の宅地と
あわせて造成する国若しくは地方
公共団体が公用若しくは公共の用
に供するための土地」を加え、同
項に次の二号を加える。

十六 産業地域振興事業団が産
炭地域振興事業団法(昭和三十
七年法律第九十五号)第二十
九条第一項第一号又は第二号
に規定する業務の用に供する
土地

十七 日本中小企業指導セン
ターが中小企業指導法(昭和
三十八年法律第四十七号)
第二十六条第一項第一号又は
第三号に規定する業務の用に
供する不動産で政令で定める
もの

第七十三条の七第十号の次に次
の一号を加える。
十の二 農地法第二条第七項に
規定する農業生産法人がその
組合員又は社員となる資格を
有する者から現物出資を受け
る場合における土地の取得

第七十三条の十四第一項中「一
の部分を除く。」の下に「第七十三
条の十五の二及び第七十三条の二
十四第一項において同じ。」を加
え、「百万円」を「百万円」に改
め、同条第六項中「又は公共事業
を行なう者に当該公共事業の用に
供するため不動産を譲渡した者又
は公共事業の用に供するため取用
され、若しくは譲渡した土地の上
に建築されていた家屋について移
転補償金を受けた者が、当該取用
され、譲渡し、又は移転補償金に
係る契約をした日から二年以内
に、当該取用され、譲渡し、又は
移転補償金を受けた不動産」に改
める。

第七十三条の十五の二第一項中
「二万円」を「五万円」に、「十万円」
を「十五万円」に、「五万円」を「八
万円」に改める。

第七十三条の二十四第一項中
「六十万円(共同住宅等を新築した
場合又は住宅を新築して譲渡し、
若しくは賃貸する事業を行なう者が
譲渡し、若しくは賃貸するための
住宅を二以上新築した場合におい
て、当該土地に係る不動産取得税
の課税標準となるべき価格を当該
土地の坪数で除して得た額に当該
住宅の床面積の合計の二倍の面積
の坪数を乗じて得た金額が六十万
円をこえるときは、当該金額)」を
「百五十万円(当該土地に係る不動
産取得税の課税標準となるべき価
格を当該土地の面積の平方メート
ルで表わした数値で除して得た額

に当該土地の上に新築した住宅の
床面積の二倍の面積の平方メート
ルで表わした数値(当該土地の面
積がその上に新築した住宅一戸に
ついて二百平方メートルをこえる
場合においては、二百とする)を
乗じて得た金額が百五十万円をこ
えるときは、当該乗じて得た金
額」に改める。

第七十三条の二十七の二第一項
中「又は公共事業を行なう者に当
該公共事業の用に供するため当該
不動産以外の不動産を譲渡した場
合において、当該不動産が当該取
用され、又は譲渡した不動産」を
「公共事業を行なう者に当該公共
事業の用に供するため当該不動産
以外の不動産を譲渡し、又は公共
事業の用に供するため取用され、
若しくは譲渡した土地の上に建築
されていた家屋について移転補償
金を受けた場合において、当該不
動産が当該取用され、譲渡し、又
は移転補償金を受けた不動産」に
改める。

第二百九十五条第一項第三号中
「十八万円」を「二十万円」に改め
る。

第三百三十三條第四項中「又は第
三百三十四條の七第二項の規定によ
る控除を削る。

第三百三十四條第二項中「第三百
三十四條の七第八項」を「第三百三
十四條の七第七項」に改める。

第三百三十四條の二第一項ただし
書き中「第六号」を「第五号及び第六
号」に改め、同項第五号イ中「七万
円(当該納税義務者に前年の合計
所得金額が五万円をこえる配偶者
があるときは、五万円)」を「本項
本文の規定による控除をする市
町村にあつては七万円(当該納税

義務者に前年の合計所得金額が五
万円をこえる配偶者があるとき
は、五万円)、本項ただし書きの規
定による控除をする市町村にあつ
ては四万円」に改め、同条第二項
第一号中「七万円(当該扶養親族を
自己の扶養親族とする納税義務者
に前年の合計所得金額が五万円を
こえる配偶者があるときは、五万
円)」を「前項本文の規定による控
除をする市町村にあつては七万
円(当該扶養親族を自己の扶養親
族とする納税義務者に前年の合計
所得金額が五万円をこえる配偶者
があるときは、五万円)、前項た
だし書きの規定による控除をする市
町村にあつては四万円」に改め、
同条第三項中「第一項第五号及び
前項の場合において、その」を「第
一項本文の規定による控除をする
場合において、同項第五号及び前
項に規定する」に改め、同条第四
項中「前二項」の下に「又は第二項」
を加える。

第三百三十四條の七第二項を削
り、同条第三項中「前項に規定す
る」を「第三百三十四條の二第一項た
だし書きの規定による控除をする」
に、「納税義務者が青色専従者給
与額の支給を受ける者」を「納税義
務者が青色専従者給与額の支給を
受ける者(扶養控除額の控除の対
象とされた者を除く)」に、「前項
の規定によつて控除すべき金額を
こえるように」を「青色専従者給与
額の支給を受ける者にあつては当
該青色専従者給与額の支給を受け
る者一人について千六百円以上の
金額を、事業専従者にあつては当
該事業専従者一人について千円以
上の金額を」に改め、同項を同条
第二項とし、同条第四項中「第二

項を「前項」に改め、同項を同条
第三項とし、同条第五項中「前四
項を「前三項」に改め、同項を同
条第四項とし、同条第六項中「第
四項」を「第三項」に改め、同項
を同条第五項とし、同条第七項中
「第四項」を「第三項」に改め、同項
を同条第六項とし、同条第八項中
「第四項」を「第三項」に改め、同項
を同条第七項とし、同条第九項中
「第五項」を「第四項」に改め、同項
を同条第八項とする。

第三百三十七條の二第一項第六号
中「第四項」を「第三項」に改める。

第三百四十八條第二項第九号中
「及び民法第三十四条の法人」を
「民法第三十四条の法人」に改
め、「直接保育の用に供する固定
資産」の下に「及び民法第三十四
条の法人がその設置する看護婦、
看護婦、歯科衛生士その他政令で
定める医療関係者の養成所におい
て直接教育の用に供する固定資
産」を加え、「日本赤十字社」を
「並びに日本赤十字社」に改め、同
項に次の一号を加える。

二十二 日本中小企業指導セン
ターが中小企業指導法第二十
六条第一項第一号又は第三号
に規定する業務の用に供する
固定資産で政令で定めるもの
第三百四十九條の三第四項中
「第四條第二項」を削り、同条第
十五項及び第十六項を次のように
改める。

15 租税特別措置法第十一条第一
項第二号の個人又は第四十三條
第一項第二号若しくは第六号の
法人が新設したそれそれこれら
の規定の適用を受ける機械その
他の設備(以下「機械設備等」と
いう。)に対して課する固定資産

税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

16 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに製造された車両で政令で定めるものを取得（当該車両が第三百四十三条第八項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する信託会社からの賃借を含む。）してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

第四百八十九条第二項第一号中「プロピレンオキサイド」を「ポリプロピレン、プロピレンオキサイド」に改め、同項に次の三号を加える。

六 ポリプロピレン系合成繊維
七 アセチレン（天然ガス又は揮発油を原料とするものに限る。）
八 アセトアルデヒド（揮発油を原料とするものに限る。）

第四百九十条中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第七百条の七中「一万二千五百円」を「一万五千元」に改める。

附則第九項及び第十一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第十七項中「附則第二十七項」を「附則第三十五項」に改める。

附則第三十八項を第五十一項とし、第三十四項から第三十七項までを十三項ずつ繰り下げ、第三十三項の次に次の十三項を加える。

（昭和三十九年度分から昭和四十一年度分までの固定資産税及び都市計画税に関する特例）

34 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度分の固定資産税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについては、その昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについては、その昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の固定資産税額（以下「調整固定資産税額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の固定資産税の税額は、当該調整固定資産税額によるものとする。

35 前項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは、昭和三十八年度分の固定資産税を課された土地については、昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をいい、昭和三十九年度、昭和四十年及び昭和四十一年度において新たに固定資産税を課することとなる

土地については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものをいう。ただし、これらの土地が昭和三十九年度分、昭和四十年及び昭和四十一年度分の固定資産税に限り、第三十四条の第三十項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同項に定める率を乗じて得た額とし、また、昭和三十九年度、昭和四十一年度又は昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地（以下「地目の変換等がある土地」という。）については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものとす。

36 附則第三十四項の「調整対象農地」とは、田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年及び昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の課税標準額をこえるものをいい、同項の「調整対象宅地等」とは、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年及び昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の課税

標準額の一・二倍の額をこえるものをいう。

37 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百五十一条中「固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは、固定資産税の課税標準となるべき額（土地のうち、調整対象農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等については、その昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）と、「二万円」とあるのは「二万四千円」と、第三百六十四条第二項中「土地、家屋及び償却資産の価額」とあるのは「土地、家屋及び償却資産の価額（土地のうち、調整対象農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等については、その昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）とする。」とする。

38 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条に定めるもののほか、調整対象農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等については、その昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の都市計画税額及び固定資産税額の合算額（以下「調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額」という。）をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額及び固定資産税の税額の合算額は、当該調整都市計画税額及び固定資産税額の合算額によるものとする。

39 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の都市計画税に限り、都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収しない場合における当該各年度分の都市計画税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係る

十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び地目の変換等がある土地に係る事項を除く。）については、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

40 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の都市計画税及び固定資産税に限り、第七百二条の七第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合における当該各年度分の都市計画税額及び固定資産税額の合算額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係る

十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び地目の変換等がある土地に係る事項を除く。）については、第四百三十二条第一項の規定にかかわらず、審査の申出をすることができない。

ものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の二・二倍の額を、それぞれその課税標準となるべき額とした場合において当該各年度分の都市計画税額(以下「調整都市計画税額」という。)をこえる場合においては、当該各年度分の都市計画税の税額は、当該調整都市計画税額によるものとする。(外航船舶に對して課する固定資産税に關する特例)

42 市町村は、昭和三十九年度から昭和四十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条の三第七項に規定する外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。(新築住宅に對して課する固定資産税の減額)

43 市町村は、昭和三十八年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された住宅(もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に對する割合が政令で定める割合以上であるもの(以下本項において「併用住宅」という。)をいう。)で政令で定めるもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税については、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度か

ら三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額)の二分の一に相當する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

(新築中高層耐火建築物に對して課する固定資産税の減額)

44 市町村は、昭和三十九年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された中高層耐火建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該當する建築物で、地上階数(政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。以下同じ。)三以上を有するものをいう。)である住宅(もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に對する割合が政令で定める割合以上であるもの(以下本項において「併用住宅」という。)をいう。)で政令で定めるもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税については、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から、地上階数四以下のものにあつては五年度分、地上階数五以上のものにあつては十年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定める

ところにより算定した額)の二分の一に相當する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

45 (電気ガス税の税率の特例)

次に掲げる製品のうち自治省令で定めるものの製造業を営む者のうち自治省令で定めるものがその事業所において直接その業務の用に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率は、昭和三十九年六月一日から起算して五年間に限り、第四百九十条の規定にかかわらず、百分の二とする。

一 綿紡績糸
二 ビスコス繊維紡績糸及び銅アンモニア繊維紡績糸
三 綿織物
四 ビスコス繊維織物及び銅アンモニア繊維織物

○オゾンビック開年における(○)外客に對する料理飲食等消費税の特例

46 道府県は、当分の間、外客(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。)に掲げる者のいずれか一に該當する者としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の飲食及び旅館に於ける宿泊(○)に對しては、○第百三十三条の規定にかかわらず、土曜三十日まで行なわれたときに料理飲食等消費税を課することとしない。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「第九条の三第一項」の下に「及び第二項」を

加へ、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三十三条第三項中、「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「算入しないものとし、第三百十四条の二第二項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び青色事業専従者の所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第二項の規定による計算の例によらないものとする」を算入しないものとするに改め、同条第四項中、「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「控除するものとし、第三百十四条の二第二項ただし書の規定による控除をする市町村は、当該納税義務者及び事業専従者の所得金額又は山林所得の金額の計算については、所得税法第十一条の二第三項の規定による計算の例によらないものとする」を控除するものに改め、同条第七項中「第九條の三第一項」の下に「及び第二項」を加へ、「同項の純損失」を「同法同条第一項の純損失」に改める。

第三百十四条第二項中「第一項本文」を「第一項」に、「第七項」を「第五項」に改める。

第三百十四条の二第一項ただし書を削り、同項第五号イ中「本項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)、本項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」を七万円(当該納税義務者に前年の合計所得金額が五万円

をこえる配偶者があるときは、五万円)に改め、同条第二項第一号中「前項本文の規定による控除をする市町村にあつては七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)、前項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては四万円」を七万円(当該扶養親族を自己の扶養親族とする納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)に改め、同条第三項中「第一項本文の規定による控除をする場合において、同項第五号及び前項に規定する」を「第一項第五号及び前項の場合において、その」に改め、同条第四項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条第七項を削り、第八項を第七項とする。

第三百十四条の三第一項の表以外の部分を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めたる率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に應ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三百十四条の三第二項中「同条第一項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する總所

得金額をいう。)を削り、同条に次の一項を加える。

3 市町村は、第二項に規定する標準税率をこえる率で所得割を課する場合においては、同項の表の上欄に掲げる金額の区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に

一・五を乗じて得た率をこえる率で課することができない。

第三百十四条の七第一項中「第三百十四条の第二項本文の規定による控除をする」及び「を標準として当該市町村の条例で定める金額」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三百十四条の第二項」を「第三百十四条の第二項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「及び第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項中「所得割の納税義務者を「市町村は、所得割の納税義務者」に改め、「第三百十四条の第二項本文の規定による控除をする市町村は」を削り、「及び第四項」を「及び第二項」に改め、「第三百十四条の第二項ただし書の規定による控除をする市町村は、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで及び第二項から第四項までの規定を適用した場合の所得割の額から」を削り、同項を同条第六項とする。

第三百十七条の二第一項第六号中「から第三項まで」を削る。
第七百三条の三第五項を次のように改める。

5 前項の所得割額は、所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第九條第一項第五号の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五の金額(その金額が二万円をこえるときは、二万円)を控除した金額に

よるものとする。)を、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から第三百十四条の二第一項第六号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額にあつては、退職所得の金額を合算して算定する。

第七百三条の三第七項を第十項とし、第八項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 前項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得の金額の計算については、第三百十三條第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第十一條の二第二項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。

7 第五項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額を算定する場合においては、第三百十三條第八項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

8 前三項の規定によつて第四項の所得割額を算定することが著しく困難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前三項の規定にかかわらず

ず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額又は市町村民税の所得割額にあつては、市町村民税の所得割額にあつては、市町村民税の所得割額を同項ただし書の規定による控除をして課した市町村を含む、以下「ただし書市町村」という。)は、改正法

ず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額又は市町村民税の所得割額にあつては、市町村民税の所得割額にあつては、市町村民税の所得割額を同項ただし書の規定による控除をして課した市町村を含む、以下「ただし書市町村」という。)は、改正法

附則第十二項中「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする」を削る。

(地方財政法の一部改正)
第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「第五項」を「第四項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

附則第三十三條及び第三十三條の二を次のように改める。

(市町村民税の所得割の課税方式の改正及び税率の引下げに伴う起債の特例)
第三十三條 昭和三十一年度において市町村民税の所得割を地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして課した市町村(市町村の一部につき市町村民税の所得割を同項ただし書の規定による控除をして課した市町村を含む、以下「ただし書市町村」という。)は、改正法

第一条の規定による市町村民税の所得割に係る課税方式の改正による市町村民税の所得割の減収額をうめるため、昭和三十一年度から昭和四十三年度までの各年度において、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる地方債の額は、昭和三十一年度にあつては、ただし書市町村が同年度において改正法第一条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

3 ただし書市町村は、改正法第二条の規定による市町村民税の所得割に係る課税方式の改正による市町村民税の所得割の減収額をうめるため、昭和四十一年度から昭和四十四年度までの各年度において、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

4 前項の規定により起すことができる地方債の額は、昭和四十一年度にあつては、ただし書市町村が昭和三十一年度において改正法第一条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

5 昭和三十一年度において市町村民税の所得割を改正法第二条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した市町村(市町村の区域の一部につき市町村民税の所得割を同項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した市町村)以下「不均一課税市町村」という。)を含む。以下「同じ」で、昭和三十一年度又は昭和四十一年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの(不均一課税市町村にあつては、市町村民税の所得割を改正法第二条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の

二第一項ただし書の規定による控除をして市町村民税の所得割を課し、昭和四十一年度において改正法第二条の規定による改正後の地方税法の規定により市町村民税の所得割を課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

区分により区分した金額について、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率をこえる率で課した区域につき、昭和三十三年度又は昭和四十年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの)は、市町村民税の所得割の税率の引下げによる減収額をうるため、昭和四十年度から昭和四十年度までの各年度において、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

6 前項の規定により起すことができる地方債の額は、昭和四十年度にあつては、当該市町村が同年度において改正法第二条の規定による改正後の地方税法第三百十四条の三第一項の表の下欄に掲げる率に一・五を乗じて得た率で課するものとした場合における市町村民税の所得割の減収額として政令で定める方法によつて算定した額とし、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額、昭和四十年度にあつては当該額の百分の二十の額とする。

7 第一項、第三項及び第五項の規定は、昭和三十八年度分の地

方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村については、適用しない。

8 第一項、第三項又は第五項の規定により市町村が地方債を起す場合においては、当該地方債の額(一の年度においてこれらの規定のうち二以上の規定により地方債を起す場合においては、それらの地方債の額の合算額)は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

9 第一項、第三項又は第五項の規定による地方債(以下「特例債」という。)は、国が資金運用部資金をもつてその全額を引き受けるものとする。

10 市町村が特例債を起す場合においては、地方自治法第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

11 特例債の利率及び償還の方法並びに市町村の廃置分合又は境

界変更があつた場合における第一項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の二 削除

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二條第一項から第三項までの規定中「その留保した金額の下に」として政令で定めるところにより計算した金額を加え、「当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額」を「当該政令で定めるところにより計算した金額のうちそのこえる金額に係る部分の金額」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、

第一條中料理飲食等消費税に關する改正規定は同年七月一日から、第二條並びに附則第三條、第十條、第二十二條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定は昭和四十一年四月一日から施行する。

(道府県民税に關する規定の適用)

第二條 第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)

第二十四條の五第一項第三号の規定は、昭和三十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三條 第二條の規定による改正後の地方税法(以下「旧法」という。)(第三十二條第七項の規定は、昭和四十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。)

(事業税に關する規定の適用)

第四條 第一條の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)(第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則第十六條に規定する輸出取引又は同法附則第十八條に規定する技術輸出取引に係る法人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。)

第五條 旧法第七十二條の十七第一項ただし書の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第五條に規定する輸出取引又は同法附則第七條に規定する技術輸出取引に係る個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なおその効力を有する。

第六條 新法第七十二條の十八第一項及び第三項の規定は、昭和三十

九年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第七條 新法第七十二條の二十二第一項第二号及び第三項並びに第七十二條の四十八第一項の規定は、

この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2

法人のこの法律の施行の日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度分の事業税に係る旧法第七十二條の二十六第一項ただし書又は第七十二條の二十七第一項の期限が同日前であるときは、当該期限において申告納付した、又は申告納付すべきであつた事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に關する規定の適用)

第八條 新法第七十三條の十四第一項、第七十三條の十五の第二項又は第七十三條の二十四第一項の

規定は、昭和三十九年一月一日以後において不動産を取得した場合について適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第九条 新法中個人の市町村民税に關する規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十条 四十年法中個人の市町村民税に關する規定は、昭和四十年年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十一条 新法第三百四十八条第二項の規定は、昭和三十九年度分の固定資産税から適用し、昭和三十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十二条 新法第三百四十九条の三

第十五項の規定は昭和三十八年一月二日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、同条第十六項の規定は同日以後において取得された同項に規定する車両について、それぞれ昭和三十九年度分の固定資産税から適用する。

第十三条 旧法第三百四十九条の三

第四項の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の企業合理化促進法(昭和二十

七年法律第五号)第四条第二項の規定の適用を受けていた機械設備等で昭和三十九年三月三十一日までの間において取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十二年分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

第十四条 旧法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十八年一月一日までの間に新設されたこれらの規定に規定する機械設備等に対して課する昭和四十年年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(市町村たばこ消費税に関する規定の適用)

第十五条 新法第四百六十五条の規定は、昭和三十九年四月一日以後小売人又は国内消費税として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十六条 新法第四百九十条の規定は、昭和三十九年四月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)から適用し、同年三月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

(税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収)

第十七条 この法律の施行前において特約業者若しくは元売業者以外(以下「販売業者等」という。)が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この法律の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(以下「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合において、当該引渡し又は移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定(第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第十八条 この法律の施行前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この法律の施行後において当該譲渡を受けた軽油(前条の規定により課税される軽油を除く。)を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定(第七百条の五第二号及び第三号の規定

を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第十九条 この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下「小売業者」という。)が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次条の免税証に記載された軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの法律の施行の日の特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定(第七百条の五第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第二十条 この法律の施行前において免税証の使用から免税証の提出を受けて免税証を引渡した小売業者が、この法律の施行の際当該免税証を所持している場合においては、当該免税証に記載された免税軽油の数量が前条の軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上であるとときは、当該小売業者がこの法律の施行の日の特約業者又は元売業者

から当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

第二十一条 前三条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、この法律の施行の日(附則第十八条の場合にあつては、特約業者又は元売業者が譲渡をした日)から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該特約業者、元売業者又は小売業者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所(前条の場合にあつては、当該免税証を所持している事務所又は事業所とする。)所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税額が三万円をこえるときは、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるとき

は、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十五条の二、第十六条並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収の猶予をした場合においては、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

5 第二項の規定によつて徴した担保に係る抵当権の取得に関する登記又は登録については、登録税を課さない。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第二十二條 四十年法第七百三條の三第五項から第八項まで及び第七百六條の二第一項の規定は、昭和四十年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い)

第二十三條 この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課

し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 前二十三條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第二十五條 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五條第三項を削る。

第十條の三中「地方税法」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を加える。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十六條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「百分の十三・四」を「百分の十五」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十七條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「税率とし、個人に対する市町村民税の所得割

については、地方税法第三百十四條の三第一項の規定により準ずるものとされる所得割の税率を基礎

として自治省令で定める率とする」を「税率とする」に改める。

第二十八條 前條の規定による改正後の地方交付税法第十四條第二項の規定は、昭和四十年度分の地方交付税から適用し、昭和三十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十九條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15 昭和四十年から昭和四十二年までの各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金に限り、第八条及び第九条第一項の規定の適用(第十六条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)については、これらの規定中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産

に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格(田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格がその昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるものについては、その昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格と同額とし、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格がその昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるものについては、その昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の一・二倍の額をこえるものについては、その昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の一・二倍の額とする。』とする。

(改正後の地方税法の一部を改正する法律の規定の適用)

第三十條 第四條の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二條第一項から第三項までの規定は、この法律の施行

の日の属する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案

市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律

(元利補給金の交付)

第一條 地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)附則第三十三條第一項、第三項又は第五項の規定により市町村が起こした地方債については、国は、毎年度、当該市町村が支払つた当該年度分の元利償還金の三分の二に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

2 前項の規定による地方債元利補給金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(基準財政需要額への算入)

第二條 当分の間、市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用い

る基準財政需要額は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に、次の表に掲げる経費の種

経費の種類	測定単位	単位	費用
市町村民税臨時減税補てん償還費	市町村民税の減取補てんのため起した地方債に係る元利償還金	千円につき	一、〇〇〇・〇〇 円 銭

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
地方財政法附則第三十三條第一項、第三項又は第五項の規定により起した地方債に係る当該年度における元利償還金の額の三分の一の額	千円

附 則

この法律は、公布の日から起し、第二条の規定は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

(小字及び「」は修正)

甘味資源特別措置法案

甘味資源特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 甘味資源作物の生産の振興(第三条―第十二条)
第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業(第十三条―第十九条)

類に係る測定単位の単位費用を次の規定により算定した測定単位の数値に乘じて得た額を加算した額とする。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
地方財政法附則第三十三條第一項、第三項又は第五項の規定により起した地方債に係る当該年度における元利償還金の額の三分の一の額	千円

第四章 国内産糖の政府買入れ(第二十條―第二十三條)

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等(第二十四條―第二十八條)

第六章 甘味資源審議会(第二十九條―第三十四條)

第七章 雑則(第三十五條―第三十七條)

第八章 罰則(第三十八條―第四十一條)

附 則

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び当該生産に係る甘味資源作物又は国内産のてん粉をおもな原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

2 この法律において「国内産糖」とは、国内産の甘味資源作物を原料として製造される砂糖をいう。

3 この法律において「国内産ぶどう糖」とは、国内産の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造されるぶどう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」とは、砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産の振興

(需要及び生産の長期見通し)

第三条 政府は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法（昭和三十六年法律第二百七号）第八条第一項（重要農産物についての需要及び生産の長期見通しの樹立）の重要な農産物として、これらにつき、同項の規定により需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

(生産振興地域の指定)

第四条 農林大臣は、てん菜及びさとうきびごとに、次の各号に掲げる要件のすべてを備える一定の区域であつて、当該区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものをてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域（以下「生産振興地域」と総称する。）として指定することができる。

する政令で定める条件に適合していること。

二 当該区域における農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内における甘味資源作物の生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産される甘味資源作物の生産数量が、一又は二以上の合理的な経営規模の国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量として政令で定める数量に達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域につき、前条第一項の規定による指定をすべき旨を

農林大臣に申し出ることができ
る。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、甘味資源作物
の生産事情、経済事情等に變動が
生じ、又は生ずるおそれがある場
合において、必要があるときは、
生産振興地域の区域を変更するこ
とができる。

2 前項の規定による変更は、その

変更後の区域が第四条第一項各号
に掲げる要件のすべてを備える区
域であり、かつ、その区域におけ
る農業経営の改善を図るため当該
甘味資源作物の生産を計画的に振
興することが特に必要と認められ
る場合でなければ、することがで
きない。

3 第四条第二項及び前条の規定
は、第一項の規定による変更につ
いて準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、生産振興地域
が第四条第一項各号に掲げる要件
の全部又は一部を欠くに至つたと
きは、生産振興地域の指定を解除
しなければならない。

2 第四条第二項及び第五条の規定
は、前項の規定による指定の解除
について準用する。

(指定等の告示)

第八条 第四条第一項の規定による
指定、第六条第一項の規定による
区域の変更及び前条第一項の規定
による指定の解除は、告示してし
なければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部
又は一部を管轄する都道府県知事
は、当該区域内において生産され
る当該甘味資源作物につき、農林
省令で定めるところにより、毎
年、生産振興計画をたて、農林大
臣の承認を受けなければならない
い。

2 生産振興計画においては、次に
掲げる事項を定めるものとする。

一 作付面積及び生産数量に関す
る事項

二 土地改良その他生産基盤の整
備に関する事項

三 優良種苗の生産及び普及に関
する事項

四 栽培技術の改善に関する事項

五 農業経営の合理化に関する事
項

六 集荷及び販売に関する事項
七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画
をたてようとするときは、関係市
町村及び農林省令で定める農業団
体等の意見を聞かなければならな
い。

4 都道府県知事は、生産振興計画
につき第一項の承認を受けたとき
は、その概要を公示しなければな
らない。

(生産振興計画の変更)

第十条 都道府県知事は、生産振興
計画を変更しようとするときは、
農林大臣の承認を受けなければな
らない。

2 前条第三項及び第四項の規定
は、生産振興計画の変更について
準用する。

(生産振興計画の実施に係る助成)

第十一条 政府は、毎年度、予算の
範囲内において、生産振興地域の
区域の全部又は一部をその区域の
全部又は一部とする都道府県に対
し、第九条第一項の承認(生産振
興計画を変更した場合にあつて

は、その変更に係る前条第一項の
承認を含む。)を受けた生産振興計
画の実施に要する経費の一部を補
助することができる。

(生産振興計画の達成のための援
助)

第十二条 農林大臣及び都道府県知
事は、甘味資源作物を生産する者
又はその者の組織する団体に対
し、前条の生産振興計画の達成を
図るため、助言、指導、資金の融
通のあつせんその他必要な援助を
行なうよう努めるものとする。

第三章

生産振興地域におけ
る国内産糖製造事業

(指定製造施設の設置の承認)

第十三条 甘味資源作物を原料とし
て国内産糖を製造する施設で政令
で定めるもの(以下「指定製造施
設」という。)を生産振興地域の区
域内において新たに設置しようと
する者は、農林省令で定める手続
により、農林大臣の承認を受けな
なければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請
が次の各号に掲げる要件のすべて
に適合していると認められるとき

は、同項の承認をしなければならない。
ない。

一 当該承認をすることによつ
て、当該生産振興地域の区域内
に設置される指定製造施設につ
いての原料処理能力が、第三条
及び農業基本法第八条第一項の
規定により公表された甘味資源
作物に係る長期見通し等から推
定される当該区域内における当
該甘味資源作物の生産の長期の
見通しに照らして著しく過大に
ならないこと。

二 当該申請に係る指定製造施設
についての原料処理能力が当該
事業を合理的に経営するために
必要と認められる規模のもので
あり、かつ、その施設が効率的
なものであること。

三 当該申請に係る指定製造施設
の設置の場所が当該事業の合理
的な経営に適する立地条件を備
えていること。

四 当該申請に係る指定製造施設
についての原料処理能力に見合
う当該甘味資源作物の数量を当
該生産振興地域の区域内におい
て確保する見込みが確実である
こと。

五 当該事業を適確に遂行するに足るの経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四条 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の現況にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域内においてその新設に係る工事が行なわれている場合のその設置者を含む)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内に、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)

第十五条 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という。)につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

第十三条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六条 第十三条第一項及び前条第一項の承認には、条件を附することができ。

2 前項の条件は、当該承認に係る指定製造施設の適確な設置及び当該指定製造施設による当該事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七条 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を廃止し、又は農林省令で定める一定期間以上継続して当該事業を

休止する者は、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に對する指示及び勧告)

第十八条 農林大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」という。)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という。)に對し、

当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入の価格その他その生産者との取引の条件及び方法、その買入を行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に關し、必要な指示をすることができ。

2 農林大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表するものとする。

第十九条 農林大臣は、地域内国内産糖製造事業の合理化を促進する

ため必要があるときは、地域内国内産糖製造事業者に對し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に對し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章 国内産糖の政府買入れ

(政府買入れをする場合)

第二十条 政府は、砂糖の価格が第二十三条第一項の規定により定められている国内産糖の政府の買入れの価格より低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ。

(政府買入れの対象となる国内産糖の種類等)

第二十一条 前条の規定により政府が買入れる国内産糖は、生産振

興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものかどうかの認定の手続は、前条の農林省令で定めるものとする。

(最低生産者価格)

第二十二条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再

生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならぬ。

(政府買入れの価格)

第二十三条 第二十条の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への充渡しに要する標準的な費用の額を加えて

得た額を基準とし、第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 前条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等

(政府買入れをする場合)

第二十四条 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、国内産ぶどう糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があるときは、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者(以下「ぶどう糖製造事業者」という。)から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができる。

(政府買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十五条 前条の規定により政府が買入れする国内産ぶどう糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

(政府買入れの価格)

第二十六条 第二十四条の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項(農産物等の買入れ価格の算定方法)の甘しよでん粉の買入れ基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への充渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 第二十三条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

(政府買入れに係る国内産ぶどう糖の充渡し)

第二十七条 政府は、第二十四条の規定により買入れた国内産ぶどう糖を、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すことができる。

2 前項の規定により国内産ぶどう糖を随意契約により売り渡す場合における予定価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

(ぶどう糖製造事業者に対する勧告)

第二十八条 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、ぶどう糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんを

の他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第六章 甘味資源審議会及び都道府県甘味資源作物生産振興審議会

(設置)

第二十九条 農林省に、甘味資源審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、甘味資源作物の生産の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣及び関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三十一条 審議会に、委員二十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験

を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十二条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第三十三条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(農林省令への委任)

第三十四条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

(都道府県甘味資源作物生産振興審議会)

第三十五条 生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ甘味資源作物の生産の振興に關する重要事項を調査審議させるため、都道府県甘味資源作物生産振興審議会を置くことができる。

2 都道府県甘味資源作物生産振興審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第三十五条 農林大臣は、甘味資源

作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第三十六条 農林大臣は、この法律

の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者若しくはぶどう糖製造事業者に対し、必要な事項に關する報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の停止命令)

第三十七条 農林大臣は、第十三条

第一項又は第十五条第一項の承認

を受けた者(その者の一般承継人その他の承継人で、農林省令で定めるものを含む。)が第十六条第一項の規定により当該承認に附された条件に違反したときは、その者に對し、一年以内の期間を定めて、その承認に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第八章 罰則

第三十八条 次の各号の一に該当す

る者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者

二 第十五条第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

三 前条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条若しくは第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十一条 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国内産糖の政府買入に係る特例)

第二条 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、地

域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む。)から、その製造する国内産糖の買入れをすることが出来る。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十一条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産

糖について、第二十二条第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十一条第一項中「生産振興地域の区域内」とあるのは「生産振興地域の区域（農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。）内」と、「当該地域内指定製造施設」とあるのは「当該地域内指定製造施設（農林大臣が指定する指定製造施設を含む。）」と読み替えるものとする。

（国内産ぶどう糖の政府買入れに係る特例）

第三条 政府は、当分の間、第二十四条の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ。

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価

格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十五条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖について、第二十六条第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、第二十七条の規定は第一項の規定により政府が買入れた国内産ぶどう糖について、それぞれ、準用する。

（奄美群島復興実施計画との関係）
第四条 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

第一条に規定する奄美群島の区域が生産振興地域の区域の全部又は一部となつた場合においては、鹿児島県知事は、同法第四条第一項

の規定により作成する復興実施計画と第九条第一項の規定により当該生産振興地域についてたてたる生産振興計画とが相互に矛盾するところがないように配慮するものとする。

（経過規定）

第五条 昭和三十三年においては種されるてん菜に係る最低生産者価格は、第二十二条第二項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに告示するものとする。

（食糧管理特別会計法の一部改正）
第六条 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧及」を「食糧、」に改め、「（以下農産物等と謂フ）」の下に「並甘味資源特別措置法（昭和

年法律第 号）第二十条及第二十四条ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖（以下砂糖類ト謂フ）」を加える。

第一条ノ二中「農産物等安定勘定」の下に、「砂糖類勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及農産物等」を、「農産物等及砂糖類」に改める。

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ二 砂糖類勘定ニ於

テハ砂糖類ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリ

ノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以

テ其ノ歳入トシ砂糖類ノ買入代金、砂糖類ノ買入及売渡ニ関ス

ル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ

其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ

砂糖類勘定ノ決算上ノ損失ヲ補

填スル為予算ノ定ムル所ニ依リ

一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノ

トス

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「農産物等安定勘定」の下に

「砂糖類勘定」を加える。

第六条ノ九中「及農産物等」を

「、農産物等及砂糖類」に改める。

第八条ノ四の次に次の一条を加える。

第八条ノ四ノ二 砂糖類勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律

第二号）ノ規定ニ依ル甜菜糖を削り、「保管又ハ検査並飼料需給安

定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換」を「交換又ハ保管」に、「ハ当分ノ間」

を、「及甘味資源特別措置法附則第

二条第一項又ハ第三条第一項ノ規

定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入、売渡又ハ保管ニ関スル

一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間夫々」に改め、「農産物等安定勘定」の下

に「及砂糖類勘定」を加え、「第二

条、」を「第二条中「食糧、農産物等及砂糖類ノ買入代金」トアルハ

「食糧、農産物等、砂糖類（甘味資源特別措置法附則第二条第一項及

第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖

ヲ含ム以下同ジ）及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ付フ支出」ト、

「食糧及農産物等」を「食糧、農産物等及砂糖類」に、「飼料及甜

菜糖ノ買入代金並」を「砂糖類及飼料ノ買入代金並」に、「飼料及甜

菜糖ノ壳渡代金」を「及飼料ノ壳渡代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金」を「及飼料ノ買入代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入」を「及飼料ノ買入」に、「飼料及甜菜糖」を「砂糖類及飼料」に改める。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府ハ当分ノ間第六条ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ買入レタル砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ砂糖類勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

第七条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。ただし、昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 甘味資源特別措置法案件二件

は、改正前の食糧管理特別会計法

附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖」とあるのは、「てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖及甘味資源特別措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖又ハ国内産葡萄糖」とする。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府ハ当分ノ間第六条ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ買入レタル砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ砂糖類勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

2 食糧管理特別会計法第六条ノ八

第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添

附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十九年度分(前前年度に係る当該書類に

ついては、昭和四十年年度分を含む。)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和三十九年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等

安定勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は砂糖類勘定にそれぞれ帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)

第八条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号の二を次のように改める。

三の二 農産物等、国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和二十八年法律第二号)第二

条第二項の国内産糖をいう。)及び国内産ぶどう糖(同

条第三項の国内産ぶどう糖をいう。)の買入れ及び壳渡しの

価格の決定に関すること。

第五十一条第一項中「第五十四条を」次条」に改め、第五十二条及び第五十三条を削り、第五十一条の次に次の一条を加える。

(米価審議会及び甘味資源審議会)

第五十二条 食糧庁に、附属機関

として、米価審議会及び甘味資源審議会を置く。

第五十四条の見出しを削り、同

条第一項中「食糧庁の附属機関として、米価審議会を置く。」を削り、同条を第五十三条とし、同

条の次に次の一条を加える。

第五十四条 甘味資源審議会は、

甘味資源特別措置法によりその

権限に属させた事項を行なうことを目的とする機関とする。

2 前項に定めるもののほか、甘

味資源審議会については、甘味資源特別措置法の定めるところによる。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法

1 政府は、当分の間、砂糖の価格

が著しく低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、沖繩産糖を製造する事業を行なう者(以下「沖繩産糖製造事業者」という。)又は沖繩産糖製造事業者からの委託を受けて当該沖繩産糖製造事業者が製

造した沖繩産糖を本邦に輸入した

者から、当該沖繩産糖製造事業者が製造した沖繩産糖で本邦に輸入されたものの買入れをすることが出来る。

2 前項の規定により政府が買入れれる沖繩産糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに

限るものとする。

3 第一項の規定による政府の買入れの価格は、甘味資源特別措置法(昭和二十八年法律第二

条第一項の規定により定められている国内産のさとうきびを原料として製造される砂糖の政府買入れの価格及び沖繩におけるさとうきびの生産事情、沖繩産糖の製造事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

4 この法律において「沖繩」とは、硫黄島、伊平屋島及び北緯十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をいい、「沖繩産糖」とは、沖繩において生産されるさとうきびを原料として沖繩に設置

されている砂糖の製造施設により製造される砂糖をいい、「本邦」と

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 甘味資源特別措置法案外二件 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件

三六八

は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦をいうものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及甘味資源特別措置法」を「並甘味資源特別措置法」に改め、「国内産葡萄酒ノ買入、売渡又ハ保管」の下に「及沖繩産糖の政府買入に關する特別措置法(昭和 年法律第 号)」

第一項ノ規定ニ依ル沖繩産糖ノ買入、売渡又ハ保管」を、「及国内産葡萄酒」の下に「並沖繩産糖の政府買入に關する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖」を加える。

3 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分の予算については、甘味資

源特別措置法附則第六条の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六条の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八

年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖及沖繩産糖の政府買入に關する特別措置法(昭和 年法律第 号)ノ規定ニ依ル沖繩産糖」とあるのは、「てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八

年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖及沖繩産糖の政府買入に關する特別措置法(昭和 年法律第 号)ノ規定ニ依ル沖繩産糖」とあるのは、「及甜菜糖」とあるのは「本会計」と、「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及沖繩産糖の政府買入に關する特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖」とする。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号の二中「同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。」の下に「並びに沖繩産糖(沖

繩産糖の政府買入に關する特別措置法(昭和 年法律第 号)第四項の沖繩産糖をいう。」を加える。

北海道寒冷地畑作營農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作營農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作營農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件

揮発油税法の一部改正

第一条 揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「二万二千円」を「二万四千三百円」に改める。

第十四条第七項中「、その移入をした日から十日以内に」を削り、「所轄税関長」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「に提出し」を「に、その移入をし

た日から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)に提出し」に改める。

(地方道路税法の一部改正)

第二条 地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「四千円」を「四千四百円」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及

び第十三条第一項中「二百六十一分の四十」を「二百八十七分の四十四」に、「二百六十一分の二百二十一」を「二百八十七分の二百四十三」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合においては、改正後の揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四条の二第二項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十五条の二第二項	同法第十五条の二第三項において準用する 同法第十四条の二第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条 第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十 六号)第九十条の二第二項	同法第九十条の二第二項において準用する 揮発油税法第十四条の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地 位に関する協定の実施に伴う所得税法等の 臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地 位に関する協定の実施に伴う所得税法等の 臨時特例に関する法律第十條第二項又は第

第百一十一号)第十条第一項(日本国における 国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施 に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律 (昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第 一項において準用する場合を含む。)	十一條第二項(これらの規定を日本国にお ける国際連合の軍隊の地位に関する協定の 実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する 法律第三条第二項において準用する場合を 含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地 位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨 時特例に関する法律(昭和二十七年法律第 百一十二号)第七条(日本国における国際連合 の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所 得税法等の臨時特例に関する法律第四条に おいて準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協 力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地 位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨 時特例に関する法律第八条(日本国におけ る国際連合の軍隊の地位に関する協定の実 施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法 律第四条において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛 援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛 援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例 に関する法律(昭和二十九年法律第百十二 号)第二条第一項

- 4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所では揮発油（この法律の施行前に揮発油税法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第十六条第一項又は租税特別措置法第九十条第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出されたもの並びにこの法律の施行前に前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものであつて、附則第二項の規定が適用されないものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合においては、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、当該場所を揮発油の製造場と、その者を揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日における者が当該揮発油を当該揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税を課する。
- 5 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を次の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる日を納期限として徴収するものとする。ただし、当該合算した額が五十万円をこえるときは、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和三十三年四月から同年八月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収するものとする。
- 当該合算した額のうち十万円以下の金額
昭和三十三年四月三十日
当該合算した額のうち十万円をこえ二十万円以下の金額
同年五月三十一日
当該合算した額のうち二十万円をこえ三十万円以下の金額
同年六月三十日
当該合算した額のうち三十万円をこえ四十万円以下の金額
同年七月三十一日
当該合算した額のうち四十万円をこえ五十万円以下の金額
同年八月三十一日
- 6 附則第四項の規定による揮発油税及び地方道路税については、改正後の地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二十六分の四」と、
「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二十六分の二十二」として、これらの規定を適用する。
- 7 附則第四項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該貯蔵場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該揮発油がこの法律の施行前に揮発油税法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第十六条第一項又は租税特別措置法第九十条第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出された揮発油で、この法律の施行後に関係書類の添附がないためこれらの規定に該当しないこととなり、改正前の揮発油税法及び地方道路税法に規定する税率による揮発油税及び地方道路税のほか、附則第四項の規定によるこれらの税が課せられることとなつたものについては、当該揮発油の貯蔵場所及び当該貯蔵場所ごとの当該揮発油の所持数量を記載した書類を、これらの規定に該当しないこととなつた日の翌日から起算して二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出すれば足りるものとする。
- 8 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係るこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(小字及び一は衆議院修正)

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「主要食糧」

を「主要食糧等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合

において、同項第一号中「高価

であるとき」とあるのは、「高価

であり、かつ、政令で定める規

格の豚肉の国内卸売価格が畜産

物の価格安定等に関する法律

(昭和三十六年法律第八十三

号)第三条第一項の規定により

当該豚肉について定められてい

る同項第三号の安定上位価格を

こえて騰貴しているとき」と説

み替えるものとする。

第十三条第一項に次の二号を加

える。

三 デーシシロップの製造に使

用するためのなつめやしの実

(干したものに限る。)

四 落花生油の製造に使用する

ための落花生

第十五条第一項第一号中「公共

企業体をいう。」の下に「以下同

じ。」を加え、同号中「政令で指定

する私立のこれらの施設」を「国、

公共企業体及び地方公共団体以外

の者が経営するこれらの施設のう

ち政令で定めるもの」に改める。

第十七条第一項第六号の次に次

の一号を加える。

六の二 貨物を輸出し、又は輸

入する者が当該輸出又は輸入

に係る貨物の性能を試験し、

又は当該貨物の品質を検査す

るため使用する機器

第二十号の次に次の一条を加え

る。

(軽減税率適用貨物の用途外使

用の制限等)

第二十号の二 別表において特定

の用途に供するものであること

を要件とする税率が定められて

いる貨物のうち政令で定めるも

のについて、当該特定の用途に

供することを要件とする税率

(当該税率が当該貨物に係るそ

の用途に供することを要件とし

ない税率より低い場合に限り。

以下「軽減税率」という。)の適用

を受けようとする者は、政令で

定める手続をしなければならな

い。

2 前項の軽減税率の適用を受け

た貨物は、その輸入の許可の日

から二年以内に、その軽減税率

の適用を受けた用途以外の用途

に供し、又はその用途以外の用

途に供するため譲渡してはなら

ない。ただし、やむを得ない理

由がある場合において、政令で

定めるところにより税関長の承

認を受けたときは、この限りで

ない。

3 第一項の軽減税率の適用を受

けた貨物につき前項ただし書の

承認を受けたとき、又は当該承

認を受けないで当該貨物をその

軽減税率の適用を受けた用途以

外の用途に供し、若しくはその

用途以外の用途に供するため譲

渡したときは、当該貨物につ

き、特定の用途に供することを

要件としない税率により計算し

た関税の額と当該軽減税率によ

り計算した関税の額との差額に

相当する額の関税を、直ちに徴

収する。

別表第二〇二〇一号中「一 牛肉

「一 牛肉

「一〇%」を

「二五%」に

「二〇%」(その率が一キログラムにつき一九円の従量税率より低いときは、当該従量税率)に、

「一五%」を「二五%」(その率が一キログラムにつき六二円の従量税率より低いときは、当該従量

税率)に改める。

改め、同表第二〇二〇二号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」に改め、同表第二〇二〇四号の税率の

欄中「一キログラムにつき七円」を「無税」に改め、同表第二三〇二二号の税率の欄中「一〇%」を

「一〇%」を

一 魚油	一の率が一キログラムにつき六四の従量税率より低いときは、当該従量税率	一六% 一〇%
改める。		
同表第二二〇九号中	一 アルコール及び蒸留酒 (一) ウイスキー (二) ブランデー(コニャックを含む)	一 リットルにつき五五〇円 一 リットルにつき六五〇円
一 アルコール及び蒸留酒		
(一) ウイスキー	イ アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。)	一 リットルにつき六六〇円
ロ その他のもの		一 リットルにつき五五〇円
(二) ブランデー(コニャックを含む)イ アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。)		一 リットルにつき七八〇円
ロ その他のもの		一 リットルにつき六五〇円
改める。		
同表第二五二三号を次のように改める。		
二五二三	パミストーン、エメリー、コランダムその他の研磨用天然鉱物材料	
一 エメリー及びコランダム 二 ガーネット 三 その他のもの		一五% 一五% 無税
同表第二八〇五号中	四 金属リチウム 五 その他のもの	二〇% 一〇%
改める。		
四 その他のもの		一〇%
同表第二八九号を次のように改める。		
二八一九 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛		一六%
二 過酸化亜鉛		一〇%
同表第二八二七号を次のように改める。		
二八二七 酸化鉛		
一 酸化鉛及び四三酸化鉛		一八%
二 その他のもの		一〇%
同表第二八二九号中	二 ふつ化リチウム	二五%
改める。		
同表第二八四二号中	一 ソーダ灰	二五%
(一) ソーダ灰 (二) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素の含有量が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの		一キログラムにつき四円五〇銭 一キログラムにつき三円五〇銭
(二) その他のもの		一キログラムにつき三円五〇銭
改め、同号の税率の欄中「一〇%」を「一八%」に改め、同表第二八五七号の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。		
同表第二九〇二号中	四 トリクロロモノフルオルメタン 五 その他のもの	二五% 二〇%
四 その他のもの		二〇%
改める。		
同表第二九〇四号中	四 二―エチルヘキシルアルコール	二〇%
同表第二九一〇号の品名の欄中「及びヘコゲニン」を削り、同表第二九二三号の品名の欄中「及びエストロルメチルエーテル」を「エストロルメチルエーテル及びヘコゲニン」に改め、同表第二九一六号の税率の欄中「五%」を「一五%」に改める。		
同表第三三〇三号中	一 合成なめし剤	一五%
改め、同表第三三〇七号の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。		五%

同表第三七〇二号中

- (一) 天然色用のもの
- (二) 天然色用のもの
- (三) 天然色用のもの
- (四) 天然色用のもの

- (一) 天然色用のもの
- (二) 天然色用のもの

- (一) 天然色用のもの

- イ フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの
- ロ その他のもの

改める。

同表第三七〇三号を次のように改める。

三七〇三 感光性の紙、板紙及び織物類(現像してないものに限る。)

- 一 天然色用の印刷紙
- 二 その他のもの

同表第三九〇二号中

- (一) ポリプロピレンのもの

- (二) その他のもの

改める。

同表第五三二一号中

- 一 毛織物(くずを除く。)
- 二 毛織物(くずを除く。)
- 三 毛織物(くずを除く。)

- (一) その他のもの

同表第五四〇一号及び第五四〇二号を次のように改める。

- 五四〇一 亜麻及び亜麻繊維のくず(トウ、反毛したもの及び糸くずを含む。)
- 二 亜麻(精練したものに限り。)

- 一 亜麻(精練したものに限り。)
- 二 その他のもの

三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三〇%	三
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

「二 その他のもの」 改める。	「二 はく、粉及びフレーク」 「(一) ニッケル(合金を除く。)のもの」 イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ロ その他のもの	「二 はく、粉及びフレーク」 「(一) ニッケル(合金を除く。)のもの」 改め、同表第七五〇五号を次のように改める。 七五〇五 電気めつき用のニッケル陽極	同表第七八〇一号中 「一 塊」 「(一) 鉛(合金を除く。)のもの」 「(二) 鉛合金のもの」	「一 塊」 「(一) 鉛(合金を除く。)のもの」 イ 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九・八%以下のものに限る。) ロ その他のもの	「(二) 鉛合金のもの」 イ アンチモンを含有するもの ロ その他のもの	「二〇%」 「に」
「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「一〇%」 「を」	「一〇%」 「を」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」
改め、同表第七九〇一号を次のように改める。 七九〇一 亜鉛の塊及びくず 「一 塊」 「(一) 亜鉛(合金を除く。)のもの」 イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの ロ 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上で九七%以下のもの ハ その他のもの 「(二) 亜鉛合金のもの」 イ アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの ロ その他のもの	「二 ぐず」 「一 ボイラー」 「(一) ボイラー」 イ 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの ロ その他のもの	同表第八四〇一号中 「一 ボイラー」 「(一) 蒸気タービン」 イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの ロ その他のもの	同表第八四〇五号中 「(一) 蒸気タービン」 イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの ロ その他のもの	改める。 「(一) 蒸気タービン」 改める。	同表第八五〇一号中 「(一) 発電機」 イ 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの ロ その他のもの	「二〇%」 「に」
「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」	「二〇%」 「に」

「一 発電機」
「二〇%」に改める。

(國稅法の一部改正)

第二条 國稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは第十六条第二項(外交官用貨物等)についての國稅の徵收」を「第十六条第二項(外交官用貨物等)についての國稅の徵收」若しくは第二十條の二第三項(輕減税率適用貨物)についての國稅の徵收」に改める。

第十二条第三項中「千円未満である場合」を「二千円未満である場合」に改め、同条第四項中「三百円」を「五百円」に、「これを徵收しない」を「これを徵收せず、当該延滞税の額に十円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第十三条の二 國稅通則法第九十条第一項(國稅の課税標準の端数計算)の規定は國稅の課税標準の端数計算について、同法第九十一条第一項及び第三項(國稅の確定金額の端数計算)の規定は國稅の額の端数計算について、同法第九十二条第一項及び第二項(還付金等の端数計算)の規定は國稅に係る払い戻し又は還付の額の端数計算について準用する。

第一百二十二条の二(同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の下に「又は第二十條の二第二項(用途外使用等)」を加える。

(國稅暫定措置法の一部改正)

第三条 國稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第六条まで、第七條第一項、第七條の二、第七條の三、第七條の四第一項及び第七條の五第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、第七條の六第一項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「昭和三十八年四月一日」を「昭和三十九年四月一日」に、「昭和三十八年度」を「昭和三十九年度」に改め、同条第三項、第五項及び第六項中「昭和三十八年度」を「昭和三十九年度」に改め、第七條の七中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条を第七條の九とし、第七條の六の次に次の二条を加える。

(國產原油の購入に係る國稅の特別還付)

第七條の七 石油精製業を営む者のうち政令で定めるもの(以下「特別精製業者」という。)が、昭和三十九年度において税關長の承認を受けた事業場で國稅納付済みの原油(当該特別精製業者が國稅を納付したものに限る。)を原料として國稅定率法別表第二一〇号に掲げる揮発油(アンチノック剤を加えたものに限る。)を製造するとともに、同年度においてその事業の用に供するため國產原油の生産者のうち政令で定めるものからその生産に係る國產原油を購入し、これにより輸入原油を購入する場合に比し負担増加を被つたときは、政令で定めるところにより、当該特別精製業者が製造した当該揮発油につき政令で定める率により算出した金額に相当する國稅を、当該負担増加の額の限度において、その者に還付する。

2 前項に規定する負担増加の額の算出のため必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の事業場で製造した当該揮発油につ

いて、月中の製造数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その製造した月の翌月十五日までに、同項の事業場を所轄する税關に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

(農薬用物品等製造用砂糖の減税)

第七條の八 國稅定率法別表第一七〇号の二の(一)に掲げる砂糖(以下「粗糖」という。)で、昭和四十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税關長の指定する期間内に、税關長の承認を受けた製造工場で次の各号の一に掲げる物品の製造に使用され、かつ、当該物品の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その國稅を一キログラムにつき二十円に輕減する。

一 農薬用のプラスチック・エス

二 有機界面活性剤のうちしよ糖脂肪酸エステル

2 國稅定率法第十三条第三項から第五項まで及び第八項(製造用原料品の減免税の手續等)の規定は、前項の規定により國稅を輕減する場合について準用する。

3 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる粗糖の数量について第一項の規定により輕減した國稅を、直ちに徵收する。この場合においては、第七條第三項ただし書の規定を準用する。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条第一項又は第十二条の二第二項の規定により國稅を徵收するときを除くものとし、前項において準用する國稅定率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。)、当該製造を終えず、又は届出をしなかつた粗糖

二 第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で行なう製造を行ない、又は前項において準用する國稅定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した粗糖

4 前項の規定による國稅の徵收については、國稅法第十条(担保を提供した場合の充当又は徵收)の規定の適用がある場合を除き、國稅徵收の例による。

第八條第二項を次のように改める。

2 別表に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「輕減税率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、輕減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手續をしなければならぬ。

第九條中「若しくは第七條の三の規定により國稅の免除を受け」の下に「若しくは第七條の八第一項の規定により國稅の輕減を受け」を加え、「若しくは國稅定率法別表の税率」を削り、「第七條第一項の規定により國稅の免除を受けた物品については、同項」を「第七條第一項の規定により國稅の免除を受け、又は第七條の八第一項の規定により國稅の輕減を受けた物品については、これらの項に、「その免除を受け」を「その免除若しくは輕減を受け」に改める。

第十條第一項第三号を削り、同項第二号中「國稅定率法別表の」を「特定の用途に供することを要件としない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七條の八第一項の規定により國稅の輕減を受けた物品については、その輕減を受けた

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件

第十條の次に次の一條を加える。

(給食用脱脂粉乳の転用)

第十條の二 第三條の規定により関税の免除を受けた脱脂粉乳が、同条に規定する用途に適しなくなつたことその他のやむを得ない理由により、関税定率法第十三條第一項第一号(製造用原料品の減税又は免税)に掲げる用途に供するため譲渡される場合脱脂粉乳が同号の原料品として定められている場合に限る。において、当該譲渡をしようとする者が第九條ただし書の承認を受け、かつ、その者から脱脂粉乳を譲り受けようとする者が政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の承認を受けて同項の脱脂粉乳の譲受が行なわれた場合において、当該譲受に係る脱脂粉乳を関税定率法第十三條第一項第一号の配合飼料の製造に使用するため同項の規定により関税の免除を受けて輸入された脱脂粉乳と、当該譲受をした者を同項の規定により関税の免除を受けて当該脱脂粉乳を輸入した者とみなして、関税定率法及び関税法を適用する。

第十一條第一項中「関税の還付をする場合」の下に、「第七條の八第一項の規定により関税を軽減した場合」を加え、「若しくは関税定率法別表の税率を削り、同条第二項中「第七條の六に規定する関税特別還付金の還付」を「第七條の六又は第七條の七に規定する還付」に改め、「特別事業者」の下に「又は特別精製業者」を加える。

第十二條第一項中「又は第七條の六第一項若しくは第五項」を、「第七條の六第一項若しくは第五項又は第七條の七第一項」に改める。

別表中第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号及び第七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八〇一号の税率の欄中「七〇%」を「五〇%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改める。

同表第九〇一号、第一〇〇一号、第一〇〇三号及び第一〇〇六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二二〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」までにおいて政令で定める日」に改め、同表第一三〇二号、第一三〇三号及び第一五〇四号を削る。

大豆油		
一	二〇%	昭和三十九年三月三十一日までにおいて政令で定める日
二	二〇%	昭和三十九年三月三十一日までにおいて政令で定める日
三	一五%	昭和三十九年三月三十一日までにおいて政令で定める日

一 大豆油

二〇%

昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

二 落花生油

二〇%

昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

三 菜種油及びからし種油

一五%

昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日

改め、同表第一五〇一六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五〇一三号を次のように改める。

二五〇一三 バミストーン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料

二 ガーネット

(1) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

無税

昭和四〇年三月三十一日

(2) その他のもの

一キログラムにつき一〇円

昭和四〇年三月三十一日

同表第二五〇一九号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五〇二〇号の次に次のように加える。

二五〇二四 石綿(くずを含む)のうち課税価格が一キログラムにつき三三円以下のもの

五%

昭和四〇年三月三十一日

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

無税

昭和三十九年三月三十一日

イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

昭和三十九年三月三十一日

ロ その他のもの

一・五%

昭和三十九年三月三十一日

同表第二六〇一号中

を

む。並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物			
一 ケトン官能化合物			
(六) その他のもののうちしよう脂			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		八%	昭和四一年三月三十一日
(2) その他のもの		三〇%	昭和四一年三月三十一日
同表第二九一六号を次のように改める。			
二九一六 アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物			
一 アルコール酸及びその誘導体			
(四) その他のもののうちコール酸		無税	昭和四〇年三月三十一日
同表第二九一六号の次に次のように加える。			
二九二五 アミド官能化合物			
五 その他のもののうち一・三ージメチル一・二・六ージオキソ一四ーアミノ一五ーホルミルアミノピリミジン		無税	昭和四〇年三月三十一日
同表第二九二七号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二九三二号を次のように改める。			
二九三二 有機硫黄化合物			
四 その他のもののうち次に掲げるもの			
(1) 第三デシルメルカプタン(合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)		無税	昭和三十九年九月三〇日
(2) メチルメルカプタン		無税	昭和四〇年三月三十一日
同表第二九三五号を削り、同表第二九三一一号の次に次のように加える。			
二九三七 ラクトン、ラクタム、スルトン及びスルタム			
三 その他のもののうちイブシロンーカプロラクタム		無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第二九四二号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。			
三一〇三 りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)のうち重過りん酸石灰(五酸化りんとして計算したりん酸の含有量が水分を除いた全重量の三〇%以上のものに限る。)で昭和四〇年三月三十一日までに政令で定める日から昭和四一年三月三十一日までに輸入されるもの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		無税	昭和四〇年三月三十一日
(2) その他のもの		一五%	昭和四〇年三月三十一日
同表第三二〇三号を削り、同表第三二〇五号を次のように改める。			
三二〇五 有機の合成染料(顔料色素を含む。)、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい			
六 建築染料			
(一) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの		一〇%	昭和四〇年三月三十一日
の		一〇%	昭和四〇年三月三十一日
一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの		一〇%	昭和四〇年三月三十一日
同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第三九〇二号を削り、同表第三八一四号の次に次のように加える。			
四四〇三 丸太(単に荒削りした丸太を含む。)			
一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの		無税	昭和四〇年三月三十一日
の		無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇四 割材、そま角、弁甲材その他これらに類する素材(単に切り、ひき、又は削つたものに限る。)			
一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの		無税	昭和四〇年三月三十一日
の		無税	昭和四〇年三月三十一日
同表第四四〇五号を次のように改める。			

同表第四四〇五号を次のように改める。

四四〇五 板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。） 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 三 松属、もみ属（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノールファー及びバシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち欧州とうひのもの 同表第四四二二号を次のように改める。	無税 昭和四〇年 三月三十一日
四四一三 かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材（寄せ木用ものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 同表第四四二三号の次に次のように加える。	無税 昭和四〇年 三月三十一日
四八〇一 機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含む。） 二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。） （一）新聞用紙（碎木パルプを含むもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。） 同表第四八〇九号を次のように改める。	無税 昭和四〇年 三月三十一日
四八〇九 建築用ボード（繊維素パルプその他の植物繊維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。） 同表五三〇六号から第五三〇八号まで及び第五三一一号を削り、同表第五八〇九号を次のように改める。	二五% 昭和四〇年 三月三十一日

五八〇九 チュールその他これに類する網地（模様編みの組織を有するものに限る。）並びにレース及びレース地のうちレース及びレース地 同表第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第六〇〇一号及び第六二〇三号を次のように改める。	三五% 昭和四〇年 三月三十一日
六〇〇一 メリヤス編物及びクロセ編物 二 模様編みの組織を有するもの（三に掲げるものを除く。）のうちラッセルレース 六二〇三 包装用の袋 三 その他のもののうちサイザル麻製のもの 同表第六七〇二号及び第七一〇三号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七三〇二号及び第七四〇一号を次のように改める。	三五% 昭和四〇年 三月三十一日
七三〇二 フェアラロイ 二 フェロマンガン 四 フェロニッケル 五 その他のもののうち次に掲げるもの （一）フェロモリブデン （二）フェロタンクステン 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカップバー及び自然銅 （一）銅（合金を除く。）のもの イ 銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの （二）その他のもの （三）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一五% 昭和四〇年 三月三十一日
七四〇一 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカップバー及び自然銅 （一）銅（合金を除く。）のもの イ 銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの （二）その他のもの （三）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一五% 昭和四〇年 三月三十一日
無税 昭和四〇年 九月三十一日 までにおいて 政令で定め る日	無税 昭和四〇年 九月三十一日 までにおいて 政令で定め る日

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件

(2) その他のもの (イ) 黄銅又は青銅のもの (ロ) その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 九月三〇日 までにおい て政令で定 める日
「二はく、粉及びフレイク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの の ロ その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
「二はく、粉及びフレイク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの の ロ その他のもの	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。 七五〇四 ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボー その他の管用継手 一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)	無税 昭和四〇年 三月三十一日
七五〇五 電気めつき用のニッケル陽極	二五% 昭和四〇年 三月三十一日
同表第七六〇一号の税率の欄中「一五%」を「二三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号の一を次のように改める。 一塊 (一) 鉛(合金を除く。)のもの ロ その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八	一キログラムにつき 三〇〇円 昭和四〇年 三月三十一日
円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七八 円をこえ、一〇四円以下のもの	一キログラムにつき 五八円 昭和四〇年 三月三十一日
(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇 四円をこえるもの	一キログラムにつき 一〇四円 昭和四〇年 三月三十一日
同表第七九〇一号を次のように改める。 七九〇一 亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛(合金を除く。)のもの イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇 円以下のもの	一キログラムにつき 七〇円 昭和四〇年 三月三十一日
(2) 課税価格が一キログラムにつき八八 円をこえ、一二二円以下のもの	一キログラムにつき 八八円 昭和四〇年 三月三十一日
(3) 課税価格が一キログラムにつき一一 二円をこえるもの	一キログラムにつき 一一二円 昭和四〇年 三月三十一日

同表第八〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

八一〇三 タンタル及びその製品

三 その他のもの（はくを除く。）

二〇％
昭和四〇年
三月三十一日

同表第八一〇四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八四〇一号、第八四〇五号及び第八四一〇号を削り、同表第八一〇四号の次に次のように加える。

八四四五

金属加工機械（金属炭化物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。）

一 工作機械

(一) ボール盤及び中ぐり盤

イ 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうちテーブルの位置決めを正逆転減速運動により行なうもの

一五％
昭和四〇年
三月三十一日

ロ 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの

一五％
昭和四〇年
三月三十一日

(二) 研削盤

イ 内面研削盤（研削することができ、内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）のうち被加工物の孔の内面のほかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に研削することができ、

一五％
昭和四〇年
三月三十一日

ロ 平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができ、長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）のうち砥石軸を二以上有する立型ロータリーテーブル式のもの

一五％
昭和四〇年
三月三十一日

(三) その他のもの

イ プロチ盤（引張力が三〇重量トンに

満たないものに限る。）のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができ、又は二個のプロチにより往復加工をすることができ、

一五％
昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四五二号を次のように改める。

八四五二

計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械（電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。）

一 電子計算機

(一) 計数型電子計算機（計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。）

(2) その他のもの

無税
昭和四〇年
三月三十一日
一五％
昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四六一号、第八五〇一号及び第九〇一六号を削り、同表第九一〇一号の税率の欄中「六〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇七号の税率の欄中「五〇〇円」を「二五〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇二号の税率の欄中「四〇〇円」を「二〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改める。

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の関税暫定措置法第八条第二項に規定する特定の用途に供するものであることを要件として当該物品に係る関税率法別表の税率の適用を受けた物品については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の関税法第十二条第三項及び第四項並びに第十三条の二の規定並びに改正後のとん税法第十条の規定並びに改正後の特別とん税法第九条の規定は、この法律の施行の日以後に計算する関税、とん税及び特別とん税の税額及び課税標準並びにこれらの税に係る延滞税、払いもどし金、還付金(過誤納に係る還付金を含む。)及び還付加算金について適用し、この法

- 律の施行前に計算したもののについては、改正前の法律の規定により計算したところによる。
- 5 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十条に次の一項を加える。
- 2 国税通則法第九十一条第一項及び第三項(国税の確定金額の端数計算)の規定はとん税の額の端数計算について、同法第九十二条第一項及び第二項(還付金等の端数計算)の規定はとん税に係る過誤納金の額の端数計算について、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項(附帯税等の端数計算)の規定は、とん税に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額及び延滞税の額の端数計算について準用する。
- 6 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
- 第九条中「国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和

- 和二十五年法律第六十一号)の規定を「国税通則法の端数計算に關する規定」に改める。
- 7 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
- 第一条第一項中「関税等(関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ。)の課税標準額」を「国の組織相互間の受払金等」に改める。
- 第五条を削り、第四条の二を第五条とし、第六条を次のように改める。
- 第六条 削除
- 第七条第三号中「関税等以外の」を削る。

- ため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
- (管理)
- 第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
- (歳入及び歳出)
- 第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費及び一時借入金の子その他の諸費をもつてその歳出とする。
- (歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
- 第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
- (歳入歳出予算の区分)
- 第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
- (予算の作成及び提出)
- 第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の

- 予算とともに、国会に提出しなければならない。
- 2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。
- (歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
- 第七条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
- (歳入歳出決算の作成及び提出)
- 第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
- 2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。
- (剰余金の繰入れ)
- 第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
- (余剰金の預託)
- 第十条 この会計において、支払上現金に余剰があるときは、これを

資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)

第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 この法律施行の際一般会計に所属する資産及び負債で自動車の検査及び登録に関する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

3 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十八條の十二第一項の規定により保険料を納付するとき。

二 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十一條第一項の規定により手数料を納付するとき。

三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第百二條第一項(第四号、第七号、第十号及び第十一号を除く。)の規定により手数料を納付するとき。

四 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一条第一項の規定により保険料を納付するとき。

五 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十二条第一項又は第九十三条第二項の規定により保険料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、失業保険法第三十八條の十二第一項に規定する失業保険印紙、農産物検査法第三十一条第三項に規定する農産物検査印紙、道路運送車両法第百二條第二項に規定する自動車検査登録印紙、日雇労働者健康保険法第三十一条第二項に規定する健康保険印紙及び国民年金法第九十二条第一項に規定する国民年金印紙の形式

は、大蔵大臣が、これを定める。

第三条 印紙は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる所において売り渡すものとする。

一 収入印紙 郵便局、郵便切手売りさばき所又は印紙売りさばき所

二 失業保険印紙 郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局

三 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所

四 自動車検査登録印紙 陸運局若しくは陸運事務所(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百四十三号)附則第三項の事務所をいう。)又は運輸大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所

五 健康保険印紙 郵政大臣が厚生大臣に協議して指定する郵便局

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二) 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外三件

三八四

六 国民年金印紙 都道府県若

しくは市町村(特別区を含む)の事務所又は厚生大臣が委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所

2 前項第一号、第二号及び第五号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は郵政大臣が、同項第三号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は農林大臣が、同項第四号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は運輸大臣が、同項第六号の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は厚生大臣がそれぞれこれを定める。

4 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「港湾整備特別会計」の下に、「自動車検査登録特別会計」を加える。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 自動車検査登録特別会計の経理を行なうこと。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並甘味資源特別措置法」を、「甘味資源特別措置法」に改め、

「(以下砂糖類ト謂フ)」の下に「並飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号) 第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)」を加える。

第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及砂糖類」を、「砂糖類及輸入飼料」に改める。

第六条ノ二ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ三 輸入飼料勘定ニ於テハ輸入飼料ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入飼料ノ買入代金、輸入飼料ノ買入、売渡及交換ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入飼料勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。

第六条ノ七中「歳入ノ性質及歳出ノ目的ニ従ヒ之ヲ款及項」を「歳入ニ在リテハ其ノ性質ニ従ヒ之ヲ款及項ニ区分シ歳出ニ在リテハ其ノ目的ニ従ヒ之ヲ項」に改める。

第六条ノ九中「及砂糖類」を、「砂糖類及輸入飼料」に改める。

第八条ノ四ノ二中「砂糖類勘定ニ付テハ」を「砂糖類勘定及輸入飼料勘定ニ付テハ」に改める。

附則第五項を次のように改める。

甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入又ハ売渡及沖繩産糖ノ政府買入レに關する特別措置法(昭和三十

九年法律第 号) 第一項ノ規定ニ依ル沖繩産糖ノ買入又ハ売渡ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間本会計ノ砂糖類勘定ノ所屬トスコノ場合ニ於テ第二条中「砂糖類」トアルハ「砂糖類(甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル国内産糖及国内産葡萄糖並沖繩産糖ノ政府買入レに關する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル沖繩産糖ヲ含ム以下同ジ)」ト読替フルモノトス

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の食糧管理特別会計法(以下「新法」という)の規定は、次に定めるものを除くほか、昭和三十一年度分以後の予算について適用し、昭和三十一年度分以前の予算については、なお従前の例による。

3 新法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十一年度分(前前年度に係る当該書類については、昭和四十一年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和三十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の権利及び義務は、甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第 号) 附則第七条第三項の規定により同会計の砂糖類勘定に帰属するもののほか、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は輸入飼料勘定にそれぞれ帰属するものとする。

5 昭和三十一年度の食糧管理特別
 会計の農産物等安定勘定の歳出予
 算で、財政法（昭和二十二年法律
 第三十四号）第十四条の三第一項
 若しくは第四十二条ただし書又は
 附則第二項の規定により従前の例
 によることとされる食糧管理特別
 会計法第九条第一項の規定により
 昭和三十一年度に繰り越して使用
 するもののうち、飼料需給安定法
 第三条に規定する飼料需給計画に
 基づき政府の買い入れる輸入飼料
 に係るものは、この会計の輸入飼
 料勘定において使用するものとす
 る。

昭和三十九年三月三十一日 参議院會議録第十四号(その二)

三八六

明治十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
 (ただし良質紙は二十円)
 (配送料とも)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局 電話 五

官
報
課